

富士市事前都市復興計画

(案)

令和7(2025)年4月
富士市

目 次

I はじめに

1 事前都市復興計画の概要	1
(1) 富士市事前都市復興計画とは	1
(2) 計画改定の背景	1
(3) 計画の役割	2
(4) 計画の位置付け	2
2 事前都市復興計画の構成	3

II 復興ビジョン編

1 復興ビジョン編の概要	7
(1) 復興ビジョン編とは	7
(2) 復興ビジョン編の構成	7
2 富士市の現状等	8
(1) 本市を取り巻く社会経済情勢	8
(2) 市街地の現状	11
(3) 上位関連計画における都市構造の整理	13
(4) 災害リスクの把握	17
(5) 発災時における将来都市構造への影響	26
(6) 市民の意識	28
3 近年発生した大規模災害からの教訓	30
4 復興まちづくりの課題	37
5 復興まちづくりの基本理念	39
6 復興まちづくりの目標及び基本方針	42
(1) 市街地の復興	42
(2) 住環境の復興	44
(3) 産業の復興	46
(4) 復興の体制等	48
7 復興地区区分	51

III 復興プロセス編

1	復興プロセス編の概要	57
(1)	復興プロセス編とは	57
(2)	復興プロセス編の構成	57
(3)	大規模災害からの教訓を活かす	58
2	復興まちづくりのながれ	60
(1)	復興まちづくりのステップ	60
(2)	復興までの一般的な経過	61
3	分野別の復興プロセス	62
(1)	分野別の復興プロセスの考え方等	62
(2)	発災前のうごき	63
(3)	分野別の復興プロセス	68
4	復興まちづくりの体制	82
(1)	自助・共助・公助	82
(2)	協働による復興まちづくり体制	83
5	復興まちづくりの推進に向けて	86
(1)	復興まちづくりに係る平常時の主な取組	86
(2)	地域協働の取組	87
(3)	行政内の取組	90
(4)	事前都市復興計画の見直しの考え方	90

IV 参考資料

1	策定の体制	93
(1)	策定体制の概要	93
(2)	庁内検討委員会	93
2	策定の経過	94
3	用語解説	95

I はじめに

1 事前都市復興計画の概要

(1) 富士市事前都市復興計画とは

発災後、迅速かつ着実に復興まちづくりを進めることができるよう、あらかじめ、復興の課題を想定し、復興まちづくりの方向性や進め方等を定めた計画です。

(2) 計画改定の背景

本市では、巨大地震の発生による甚大な被害からの迅速かつ着実な復興を実現するため、平成 28（2016）年 3 月に、市民・事業者・行政が復興まちづくりの目標や基本方針を共有する「復興ビジョン編」、復興の行動指針となる「復興プロセス編」で構成される「富士市事前都市復興計画」（以下「本計画」という）を策定し、市内各地域において復興まちづくり訓練を実施するなど、事前都市復興の推進に向けた様々な取組を行っています。

本計画策定以降、国による「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン（平成 30（2018）年 7 月）」や「事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン（令和 5（2023）年 7 月）」の策定・公表に加え、本市においても、「第六次富士市総合計画（令和 4（2022）年 3 月）」や長期的な都市づくりの考え方等を示す「第三次富士市都市計画マスタープラン（令和 6（2024）年 3 月）」及び「富士市立地適正化計画（令和 6（2024）年 3 月）」の策定・改定を行いました。

また、近年では気候変動等によって、自然災害の激甚化・頻発化が顕著となっており、熊本地震や能登半島地震をはじめとした地震災害、平成 30 年 7 月豪雨や令和元年東日本台風といった大雨に起因する災害など、全国各地で大規模な自然災害が発生しています。このような中、令和 6（2024）年 8 月 8 日には宮城県日向灘を震源とする地震が発生し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されるなど、防災・減災に対する意識も増々高まっています。

こうしたことから、国が示すガイドラインや新たに策定・改定した上位関連計画との整合を図るとともに、想定される自然災害へのリスク等を検証するなど、発災前から復興に向けた準備を行い、被災しても迅速かつ着実に復興を進めることができるよう、本計画の改定を行うものです。

(3)計画の役割

市民・事業者・行政の考えを反映した復興計画の早期策定につなげる

発災前から、復興に向けた基本的な考え方を市民・事業者・行政が共有し、復興の進め方や役割を理解することで、「復興計画」等の早期策定につなげることができます。

「都市計画マスタープラン」に即した復興まちづくりを推進する

「都市計画マスタープラン」とは、本市の長期的な都市づくりの考え方等を示した計画です。発災によりまちづくりが停滞することが想定されますが、本計画を踏まえ、発災後の状況に応じた施策を展開することにより、発災後も「都市計画マスタープラン」に即したまちづくりを推進します。

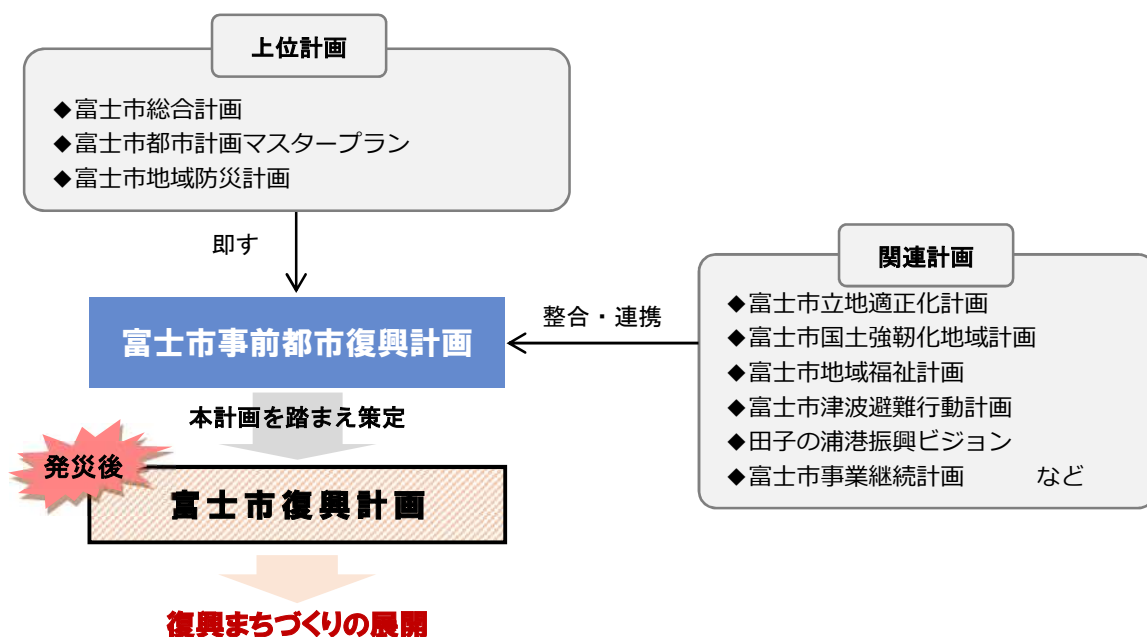
(4)計画の位置付け

「総合計画」、「都市計画マスタープラン」、「地域防災計画」を上位計画とし、関連計画と整合・連携を図る

本計画は、本市の総合的なまちづくりの指針である「富士市総合計画」、本市の都市づくりの方向性等について定めた「富士市都市計画マスタープラン」、本市の防災対策等について定めた「富士市地域防災計画」（以下「地域防災計画」という）を上位計画とし、防災やまちづくり等について定めた各種関連計画と整合・連携を図って策定しています。

発災後は、本計画を踏まえて「復興計画」を策定する

発災後に策定する「復興計画」については、本計画を踏まえ策定します。



2 事前都市復興計画の構成

本計画は、市民・事業者・行政が復興まちづくりの方向性を共有する「復興ビジョン編」、復興の進め方を示す「復興プロセス編」で構成します。

また、本計画をもとに行政職員向けとして、復興まちづくりに係る行政の業務内容や手順等を定める「富士市事前都市復興計画行動マニュアル」（別冊）（以下「行動マニュアル」という）を策定しています。

富士市事前都市復興計画

復興ビジョン編

- 復興ビジョン編の概要
- 富士市の現状等
- 復興まちづくりの課題
- 復興まちづくりの基本理念
- 復興まちづくりの目標及び基本方針

「復興まちづくりの方向性を共有する」ことを大目的とし、発災後の復興まちづくりの目標や目標を達成するための基本方針等を示します。

復興プロセス編

- 復興プロセス編の概要
- 復興まちづくりのながれ
- 復興まちづくりの体制
- 分野別の復興プロセス
- 復興まちづくりへの意識向上の取組

「市民・事業者と行政の協働による復興の進め方を共有する」ことを大目的とし、被災後の市民・事業者全体の行動指針となるよう、地域力を活かした復興まちづくりを行うための様々な仕組みや取組を示します。

富士市事前都市復興計画行動マニュアル

- マニュアルの概要
 - 被害状況等の把握
 - 分野別の復興に係る業務・手順
 - その他支援策
- 等

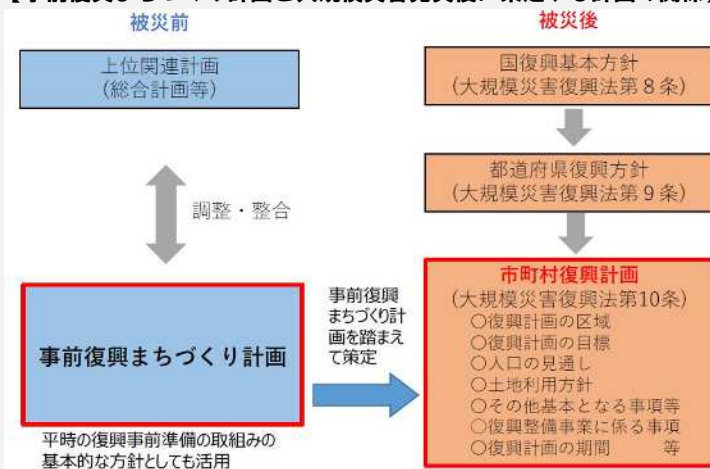
本計画で定めた内容を踏まえ、行政職員の行動計画として、復興まちづくりに係る行政の業務内容や手順等について定めます。

【参考】復興計画とは

大規模な災害発生による被災後、大規模災害復興法に基づき、市町村は被災した自治体全域での復興に関する理念や目標、各種施策を総合的、体系的にとりまとめた復興計画を作成することができます。

この被災後の復興計画や復興まちづくり計画を策定する際、事前復興まちづくり計画（本計画）を踏まえることで速やかな計画策定や復興事業の着手につながります。

【事前復興まちづくり計画と大規模災害発生後に策定する計画の関係】



資料：事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン（国土交通省）

【事例】石川県志賀町令和6年能登半島地震復興計画

志賀町令和6年能登半島地震復興計画は、「第2次志賀町総合計画（平成29年3月策定）」に掲げる将来像「魅力と笑顔にあふれ、未来に躍進するまち」の実現に向けて、各種計画に基づく事業と連携する計画とし、「石川県創造的復興プラン」（令和6年6月策定）を踏まえながら14施策、43取組項目、87プロジェクトを掲げ、復興を推進していくものとしています。

復興に向けた基本理念

能登半島地震から一日も早く町の姿を取り戻し、さらなる発展を遂げるため、本町の復興に向けた基本理念を『かえる、志賀町』と定めます。
この理念に基づき、復興の将来像や復興方針を定め、復興に向けた取組を推進します。

『かえる、志賀町』

- **人が帰る（町民に帰ってきてもらう）**
町外に避難した方が早期に安心して帰られるようにします。
- **元に戻る（正常な暮らしと生業を取り戻す）**
震災前の正常な暮らしを取り戻し、生業を復活・再生します。
- **町を変える（新しい町を創造する）**
町を元の姿に戻していく中で、持続可能な災害に強い社会基盤を整備するなど、新しい志賀町を創っていきます。

復興の将来像

本計画は、『創造的復興へ「暮らし・生業・社会基盤の再建」』を柱に、第2次志賀町総合計画に掲げる「魅力と笑顔にあふれ、未来に躍進するまち」の実現との整合を図り、将来像を定めます。

創造的復興へ「暮らし・生業・社会基盤の再建」 — ふるさと再起動 シン*・志賀町へ —

※「シン」には新・真・直・伸・深などの意味を込めています。

- **暮らしの再建**
一日も早く正常な住民生活を取り戻し、希望をもって暮らすことのできる住みよい町
- **生業の再建**
早期復旧による産業振興と雇用維持を図り、起業支援による新たな産業興しと働く場の確保による賑わいの町
- **社会基盤の再建**
災害に備えて社会基盤の強靱化を図るとともに、防災に必要な施設整備を推進する強い町

資料：志賀町令和6年能登半島地震復興計画（概要版）

II 復興ビジョン編

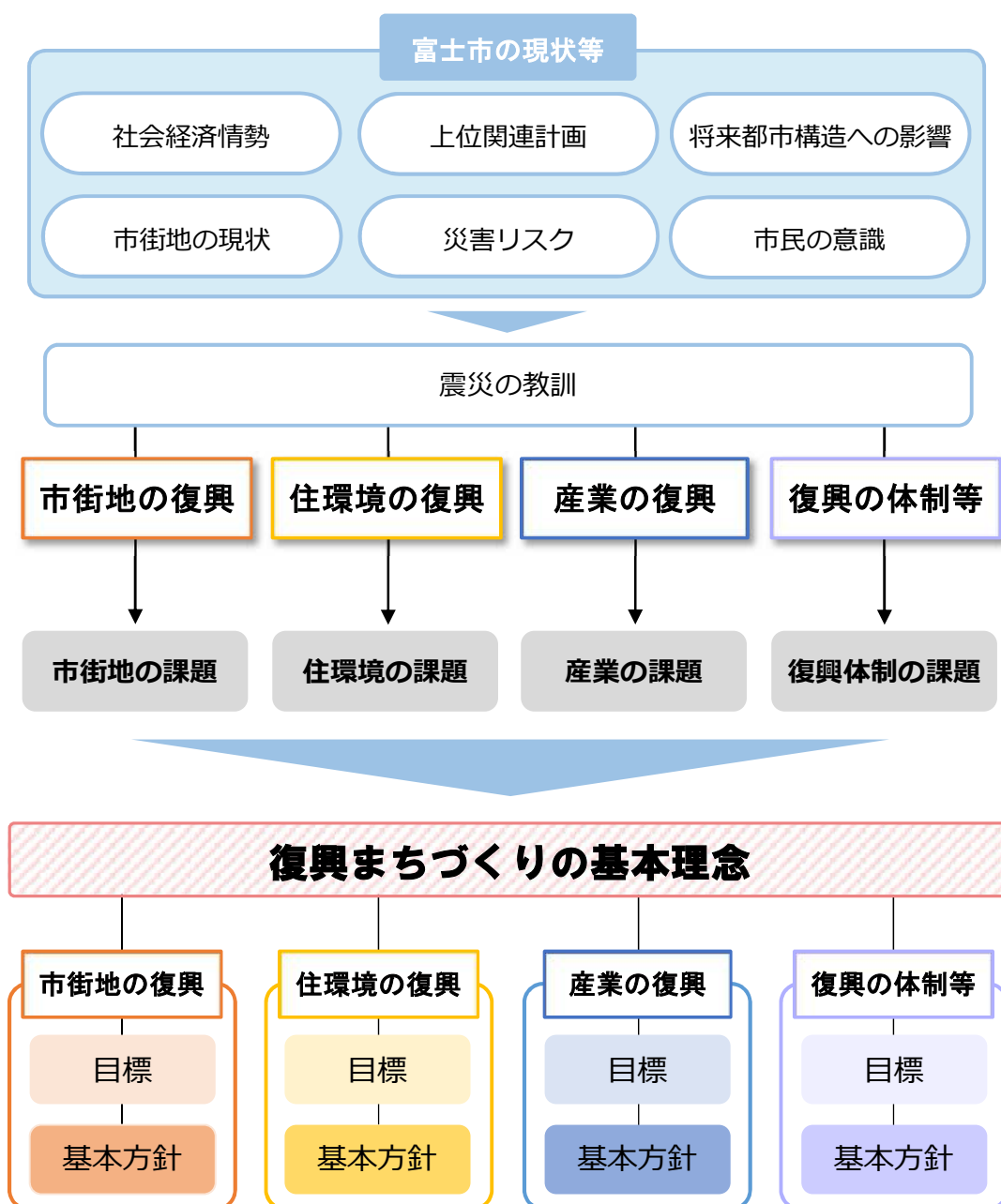
1 復興ビジョン編の概要

(1)復興ビジョン編とは

復興ビジョン編とは、円滑な復興まちづくりを実現するため、本市を取り巻く状況を踏まえ、発災後の復興まちづくりの目標や基本方針等について示したものです。

(2)復興ビジョン編の構成

復興ビジョン編では以下の内容について示します。



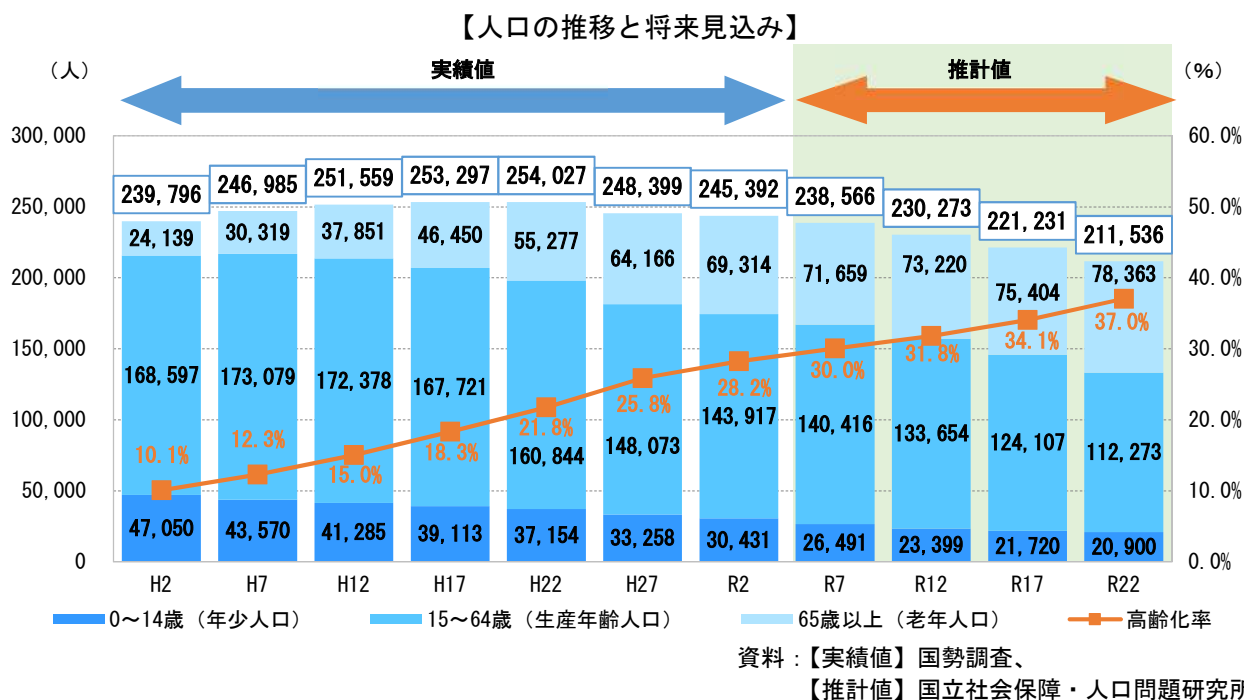
2 富士市の現状等

本市を取り巻く社会経済情勢を踏まえつつ、旧耐震基準建築物（昭和 56（1981）年以前の建築物）の立地状況や都市基盤の整備状況、「第 4 次地震被害想定」、「洪水浸水想定区域図」における被害状況等を整理し、復興まちづくりに対する問題点等を抽出します。

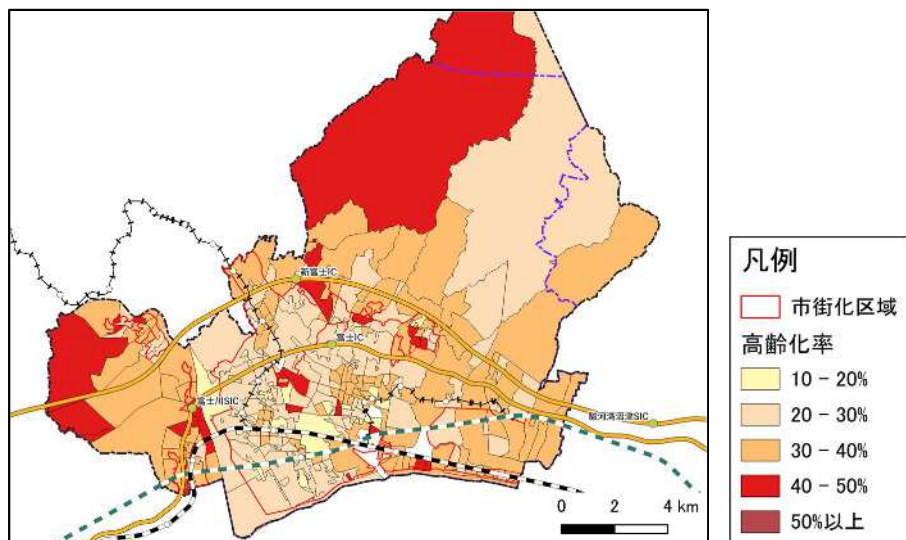
（１）本市を取り巻く社会経済情勢

1)人口

本市は平成 22（2010）年をピークに人口減少に転じており、令和 2（2020）年では 245,392 人となっています。また、高齢化が進行しており、地区別の人口構成では高齢化率が 30%を超えている地区も多く見られます。今後、人口減少・高齢化の傾向はさらに進むことが予想されます。



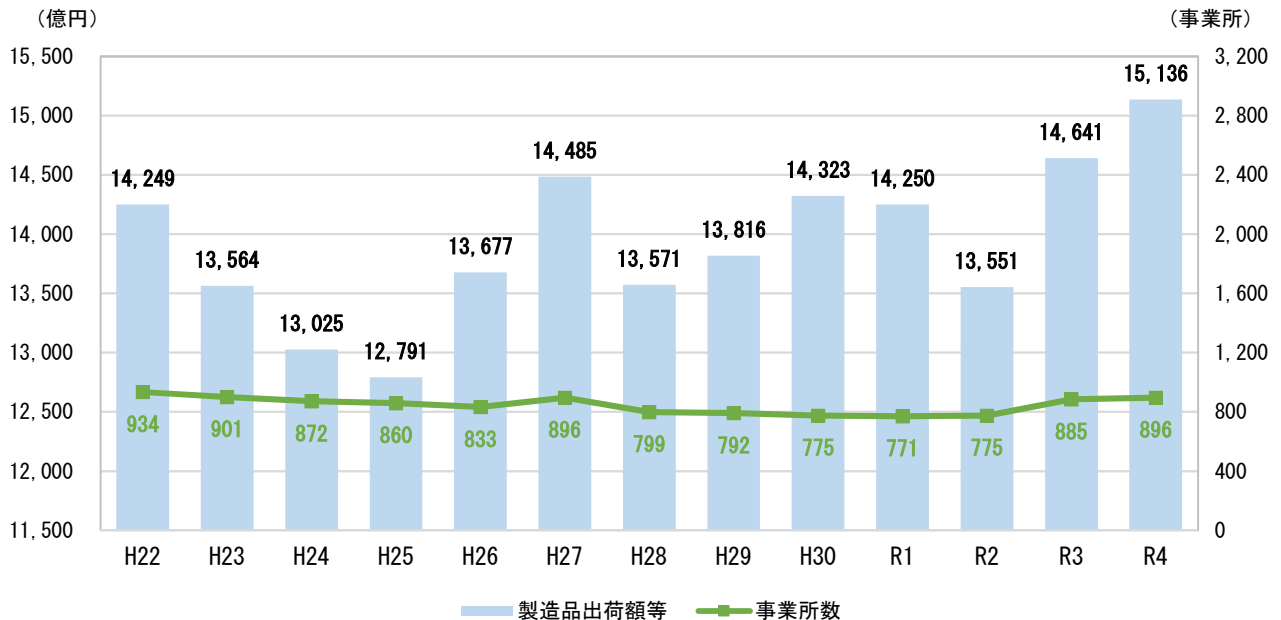
【高齢化率（令和 2（2020）年）】



2)産業

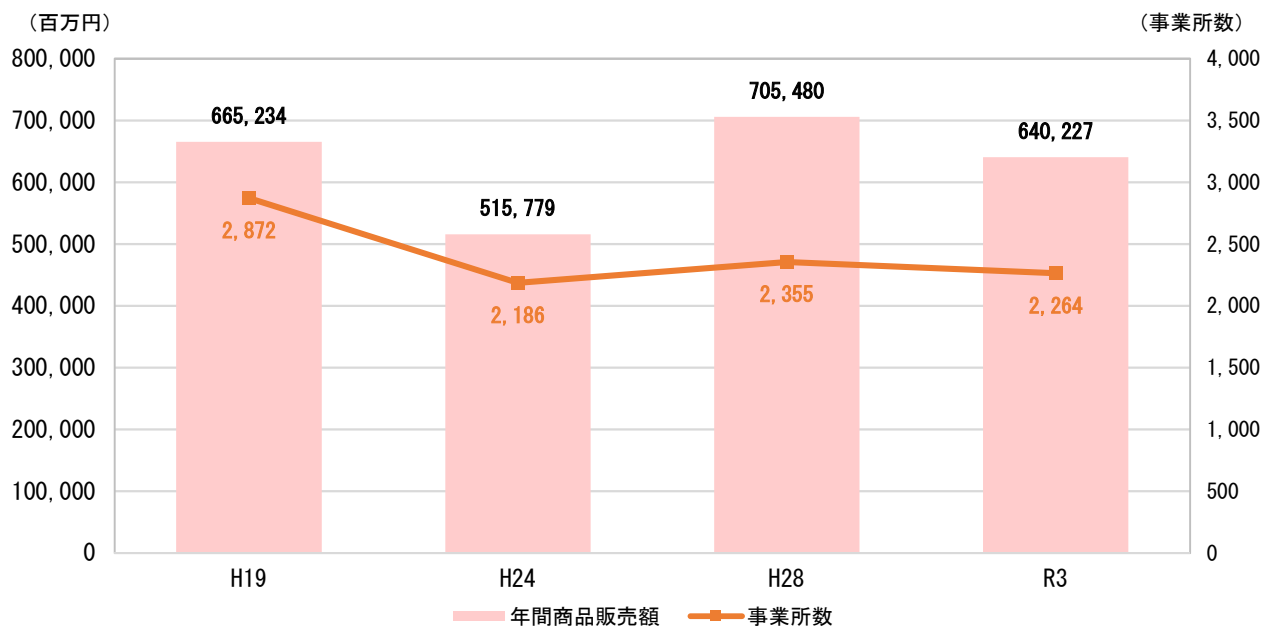
製造品出荷額等は、平成 24（2012）年ごろまで減少傾向にありましたが、それ以降は回復傾向にあります。商品販売額は、増減はあるものの概ね横ばい傾向にあります。

【製造品出荷額等の推移】



資料：富士市の工業

【商品販売額の推移】



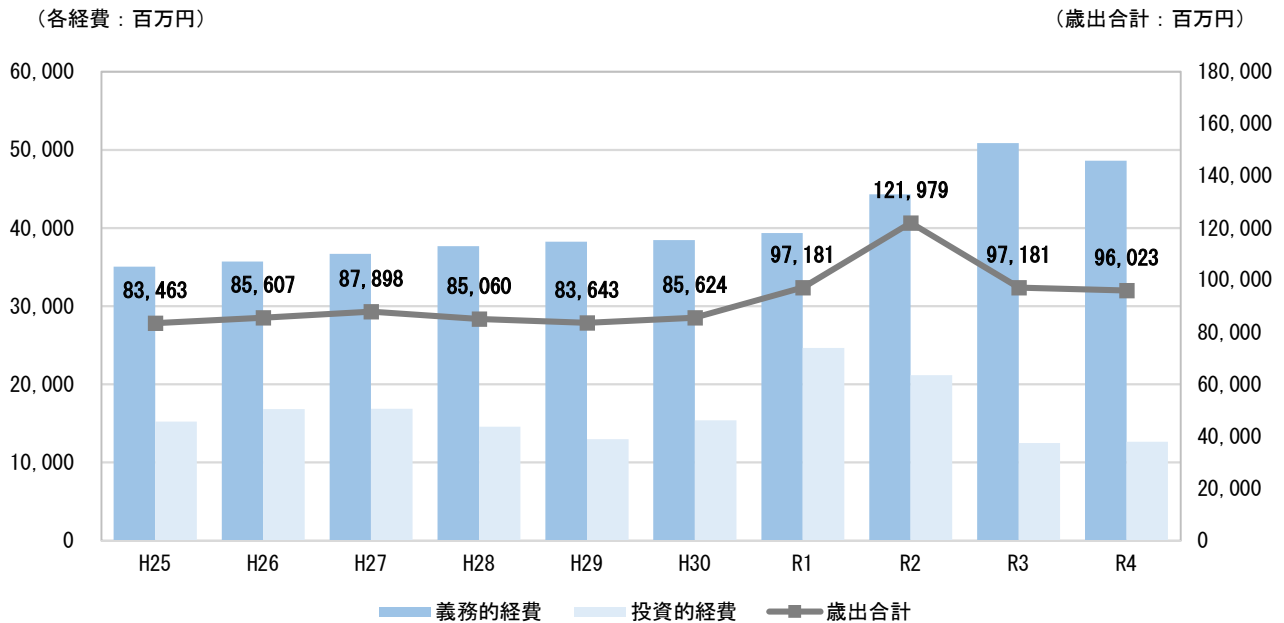
資料：商業統計調査（H19）、経済センサス（H24～R3）

3) 財政

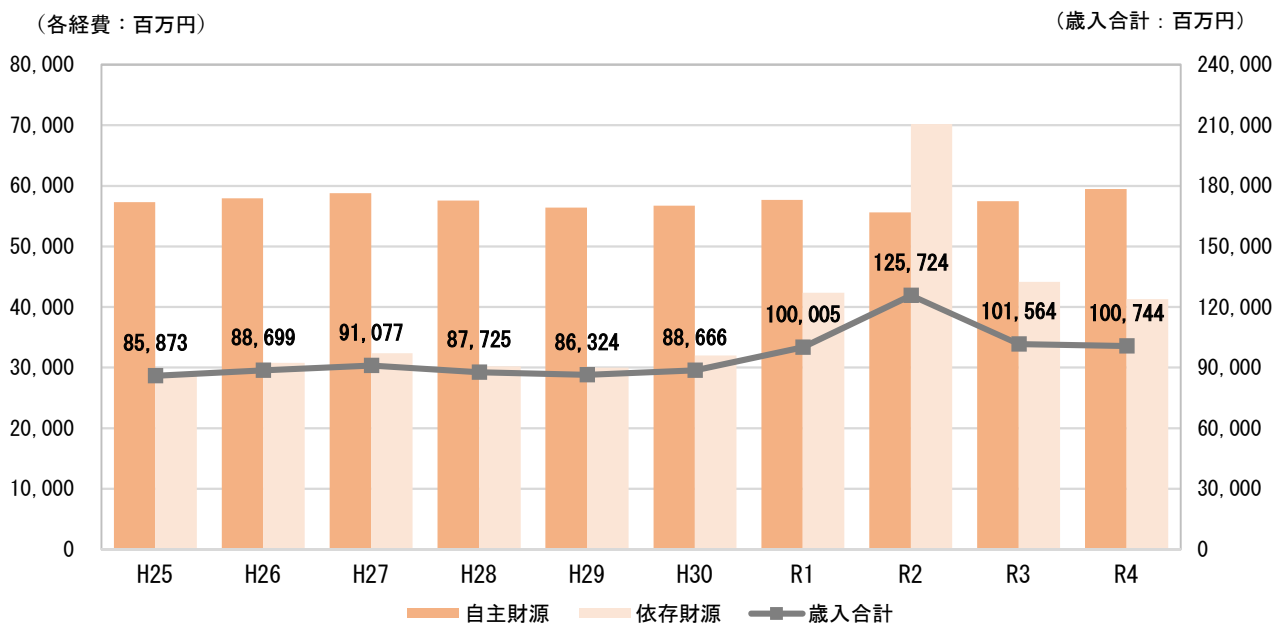
本市の財政は、歳入・歳出ともに令和2（2020）年をピークに減少に転じています。

特に歳出状況では、増加する社会保障費等の義務的経費に対して、公共事業費等の投資的経費が令和元年をピークに減少傾向にあることから、今後の更なる人口減少や高齢化の進行等に伴い、公共事業に充てられる財源は増々限られてくることが予想されます。

【歳出の推移】



【歳入の推移】



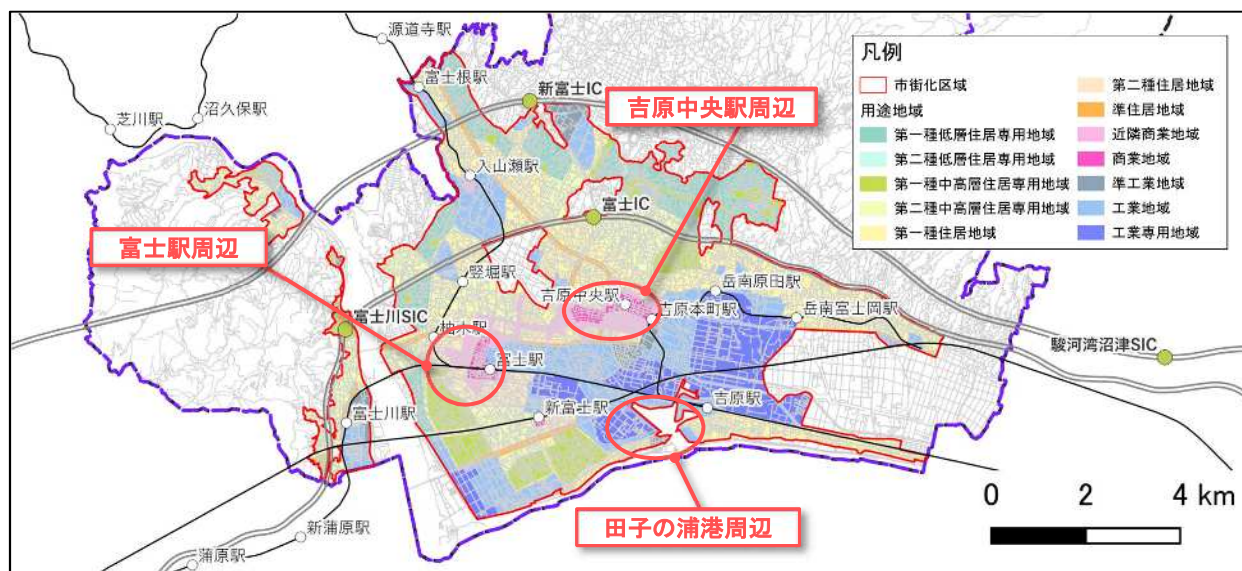
資料：富士市財政状況資料集

(2)市街地の現状

1)市街地形態

「富士駅周辺」や「吉原中央駅周辺」などの公共交通の結節点で、商業地と主に住宅地との複合市街地が、これらを取り囲むように住居系市街地が形成されていますが、市内では、工業系土地利用と住居系土地利用が混在しているエリアも見られます。また、「田子の浦港周辺」を主として工業系市街地が形成されています。

【市街地形成】

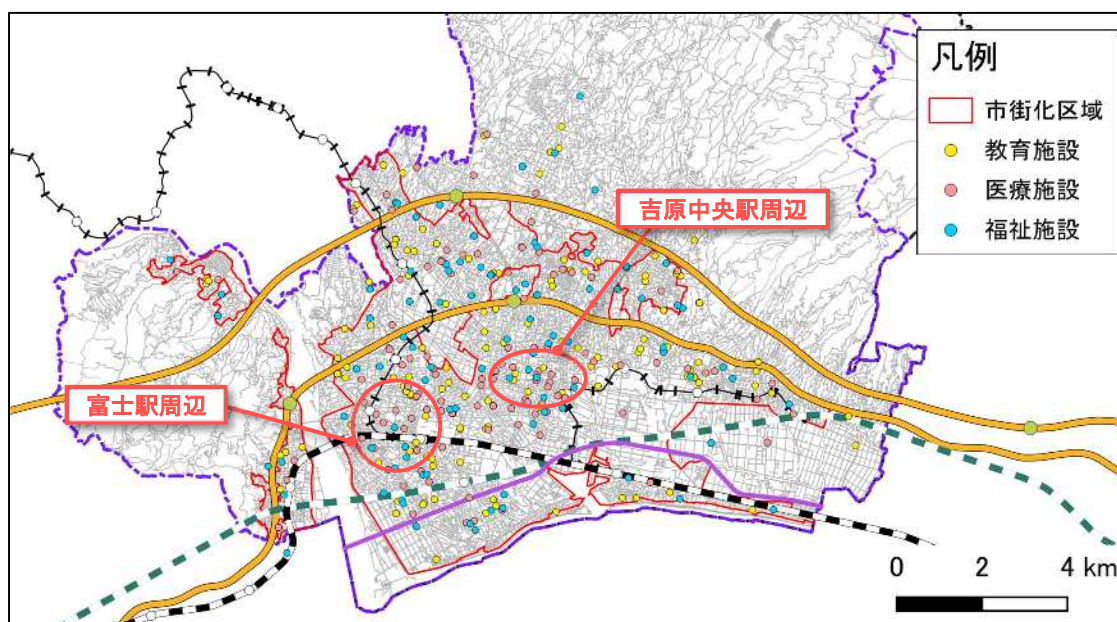


資料：都市計画基礎調査

2)教育・医療・福祉施設の分布状況

各施設は市街化区域内に多く立地しており、特に医療施設は、「吉原中央駅周辺」や「富士駅周辺」に多く立地しています。なお、市街化調整区域の一部にも、教育施設や福祉施設の立地がみられます。

【教育・医療・福祉施設の分布図】



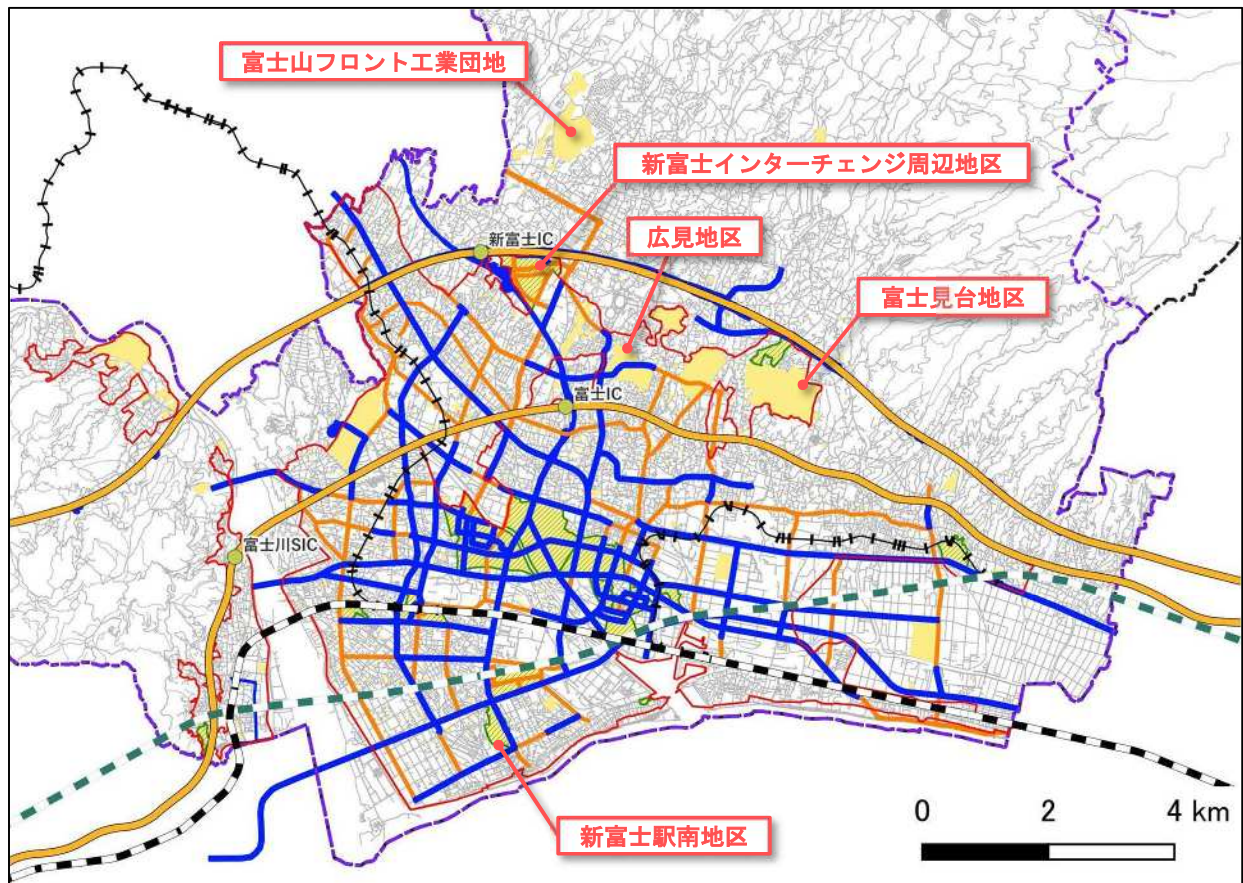
資料：国土数値情報（国土交通省）

3)都市計画道路、面的開発整備状況

都市計画道路は、市内 75 路線を決定していますが、未整備区間も多く存在しています。

土地区画整理事業は、中心部で多く施行されており、「広見地区」や「富士見台地区」では、公営住宅の建設をはじめとした大規模な宅地開発が実施されています。「新富士駅南地区」は施行中となっています。「新富士インターチェンジ周辺地区」や「富士山フロント工業団地」では、工場や流通業務施設等が立地しています。

【都市計画道路・面的開発整備状況図】



凡例

- 市街化区域
- 都市計画道路(未整備)
- 都市計画道路(整備済み)
- 土地区画整理事業
- 宅地開発

資料：都市計画基礎調査

(3)上位関連計画における都市構造の整理

1)富士市都市計画マスタープラン

■都市計画マスタープランとは

長期的な都市づくりの考え方を明らかにするもの

約 20 年後を見据えた、長期的な都市づくりの考え方（都市計画に関する基本的な方針）を明らかにするもので、「市全体」、「まちなか」、「地域」のそれぞれの観点から「全体構想」、「まちなかまちづくり構想」、「地域別構想」を定めています。（令和 6（2024）年 3 月策定）



■都市づくりの方向性

個性を磨く持続可能な都市づくり

本市が進める都市づくりの方向性として、これまでの「いかす・まもる」考え方を継続しながら、新たに生まれつつある全国的な「対流」を効果的に活用し、「暮らしたくなる」、「働きたくなる」、「訪れたくなる」、「投資したくなる」都市として多くの人にも選ばれるよう、本市の個性を磨き、都市としての価値や魅力を高める都市づくりを進めます。

■都市づくりの基本理念・骨格形成の考え方

富士山とともに輝き 誰もが住みたい・住み続けたいと思える都市づくり

輝き続ける富士山とともに、本市が有する個性や魅力を更に磨き上げ、本市に関係する多くの人々が「住みたい・住み続けたい」と確信できる都市づくりへの持続的な追及が必要となるため、「富士山とともに輝き 誰もが住みたい・住み続けたいと思える都市づくり」を基本理念として掲げています。

集約・連携型の都市づくり

～富士山の恵みを活かした魅力的な都市空間と安全で便利な移動環境～

全国各地で沸き起こる「対流」を的確に呼び込むとともに、社会・時代の要請に応える多様な暮らし方・働き方・移動を実現するため、魅力ある都市空間の形成や安全で便利な移動環境の創出に加え、生活の快適性や利便性を一層高めるためのデジタル技術の活用等に取り組み、これまで以上に「集約・連携型の都市づくり」を進めていきます。

■都市防災の基本方針

防災と減災の観点からの災害に強い都市づくり

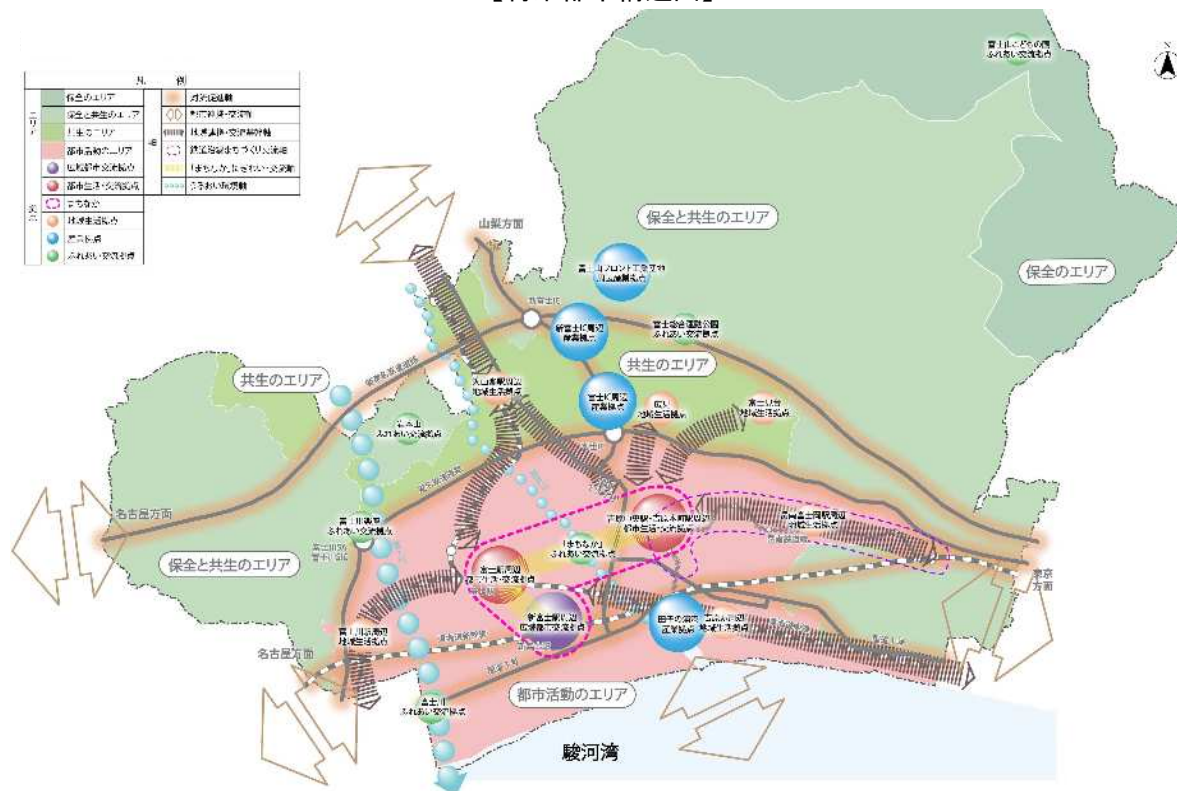
／事前復興を通じた、市民・事業者・行政の意識の共有化

防災と減災の観点から災害に強い都市づくりを進めるとともに、甚大な被害が発生した場合に、被災直後から早期に復興まちづくりを進められるよう、平時から被災後の復興まちづくりについて検討し、準備しておく「事前復興」の取組を推進します。

■「都市計画マスタープラン」における将来都市構造

「都市計画マスタープラン」では、概ね 20 年後の都市の姿として「将来都市構造図」を掲げており、将来の都市の機能配置や機能の連携の考え方を示しています。

【将来都市構造図】



◆エリア：土地利用の最も基本的な考え方

保全のエリア	森林の持つ多面的機能を最大限に享受できるよう、積極的に自然環境の保全を図るエリア
保全と共生のエリア	自然環境と農林業の生産機能等を適切に維持できるよう、森林や農地を保全しながら既存の住宅地などの共生を図るエリア
共生のエリア	人と環境にやさしいゆとりある都市づくりを進められるよう、自然環境と都市環境の調和・共存を図るエリア
都市活動のエリア	環境負荷の低減を目指しつつ、良好な市街地環境を創出できるよう、魅力ある都市環境・住環境の形成、産業の集積、潤いある定住地の確保等を図るエリア

◆拠点：都市機能配置の考え方

広域都市交流拠点	広域都市間の交流を促進する拠点
都市生活・交流拠点	市民や来街者などあらゆる人が集まり、交流し、文化・情報の発信などを行う、本市の賑わいの中心地となる拠点
まちなか	市内外の多くの人で賑わう、魅力ある都市空間が連続した一団の市街地
地域生活拠点	地域生活の中心地で、地域生活を支えるサービス提供の場として多くの人で賑わう拠点
産業拠点	産業活動の中心地であり、雇用を創出する拠点
ふれあい交流拠点	人と自然のふれあい、また、スポーツやレクリエーションを通じて人と人との交流を深めるとともに、観光資源を活かした空間・景観の形成を図る拠点

◆軸：都市・拠点・地域の連携の考え方

対流促進軸	生活・ビジネス・観光などあらゆる面において、全国的な「ヒト・モノ・カネ・情報の流れ」を積極的に呼び込むための軸
都市連携・交流軸	広域及び隣接都市との連携・交流を促進する軸
地域連携・交流基幹軸	「まちなか」と地域との連携・交流を促進する軸
鉄道沿線 まちづくり交流軸	観光資源として交流を促進する軸、また鉄道路線と沿線地域の連携により多様なまちづくりを促進する軸
「まちなか」 にぎわい・交流軸	「まちなか」において、連携・交流を強化し、連続性のある賑わいを創出する軸
うるおい環境軸	本市における骨格的な水・緑が連続する空間

2)富士市立地適正化計画

■「立地適正化計画」における誘導区域

「立地適正化計画」では、人口が減少しても暮らしの質の維持を図るとともに、多様な暮らしを実現するため、市街化区域内において「5つの区域」を設定しています。

5つの区域の目指す姿

都市機能誘導区域

商業・医療・公共施設等の都市機能を公共交通の充実した都市拠点や生活拠点に誘導・集約し、各拠点の賑わいや、利便性向上を図る

居住誘導区域

人口減少下においても、一定の人口密度を維持し、利便性の高い公共交通と生活利便施設の立地を維持する区域

住宅店舗等共存区域

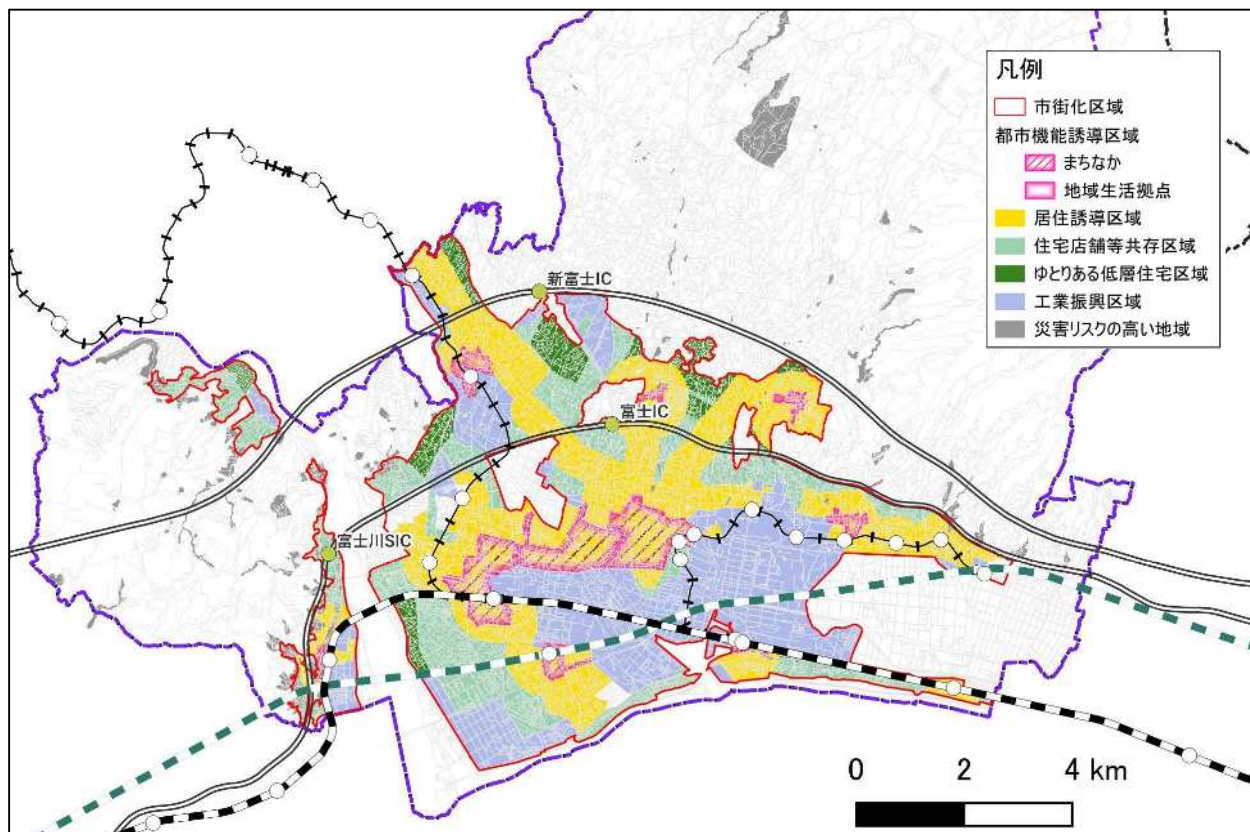
住宅と一定規模の店舗が共存する比較的利便性が高い生活環境を形成する区域

ゆとりある低層住宅区域

閑静でゆとりある低層住宅の専用地に特化した区域

工業振興区域

産業基盤を維持するとともに、企業等の良好な操業環境を形成する区域



◆区域設定の考え方

都市機能誘導区域：生活サービスを多くの人々が享受できるよう、都市計画マスタープランの拠点・公共交通の結節点・公共交通の利便性が高く都市機能が集積している地域に設定しました。

居住誘導区域：生活サービス施設や公共交通と密着した暮らしを実現するため、都市機能が集積している地域及び公共交通の利便地域に設定しました。

(4)災害リスクの把握

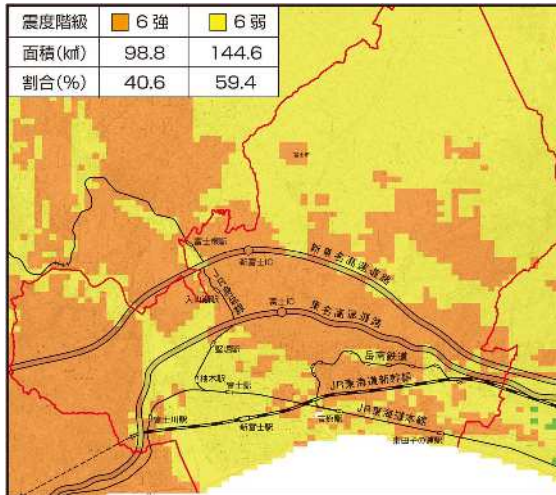
1)地震災害について

①静岡県第4次地震被害想定について

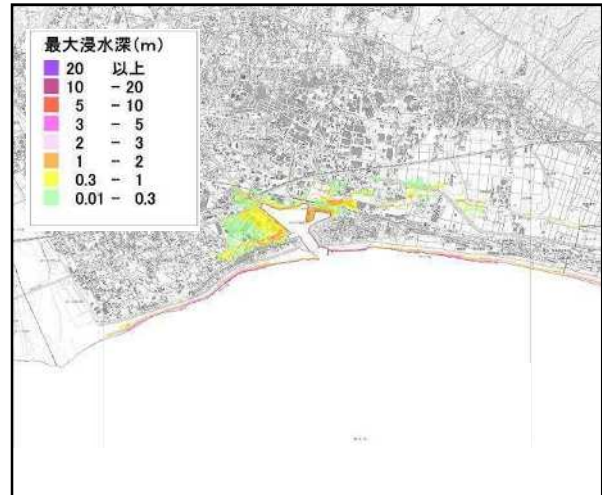
静岡県では、国による南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえ、平成25（2013）年に「第4次地震被害想定」をとりまとめました。

この被害想定では、最大クラス（マグニチュード9.0程度）の地震が発生した際、本市において強い揺れや津波等により甚大な被害の発生が想定されています。

●想定震度分布



●津波浸水域



●人的被害

	軽傷	重傷	死者
津波	40人	20人	90人
家屋の倒壊	2,000人	450人	40人
屋内落下物	300人	50人	10人
合計	2,340人	520人	140人

●建物被害

	全壊・焼失	半壊
揺れ	3,800棟	12,000棟
津波	10棟	200棟
火災	2,300棟	—
その他	70棟	190棟
合計	6,180棟	12,390棟

●避難生活者数

	1日後	1週間後	1ヶ月後
避難所	14,144人	26,666人	6,773人
避難所外	9,321人	26,502人	15,804人
合計	23,465人	53,168人	22,577人

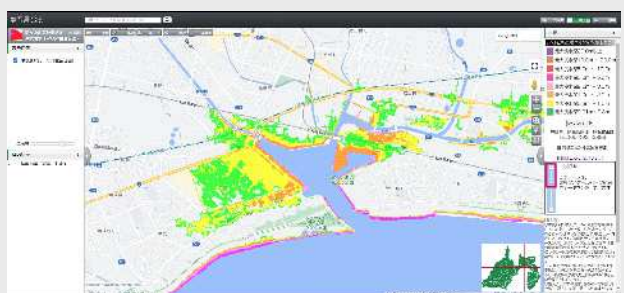
●ライフライン機能支障率

	直後	1日後	7日後	1ヶ月後
上水道	100%	96%	53%	0%
下水道	6%	5%	3%	0%
電力	89%	78%	3%	2%
都市ガス	100%	100%	85%	17%
LPガス	21%	—	—	—
固定電話	89%	79%	4%	0%

静岡県第4次地震被害想定の結果は、以下の静岡県地理情報システム（GIS）において公表しています。

様々な地震に対しての想定のほか、火山等の情報も閲覧できますので、自身の生活圏の被害想定の詳細を確認してみてください。

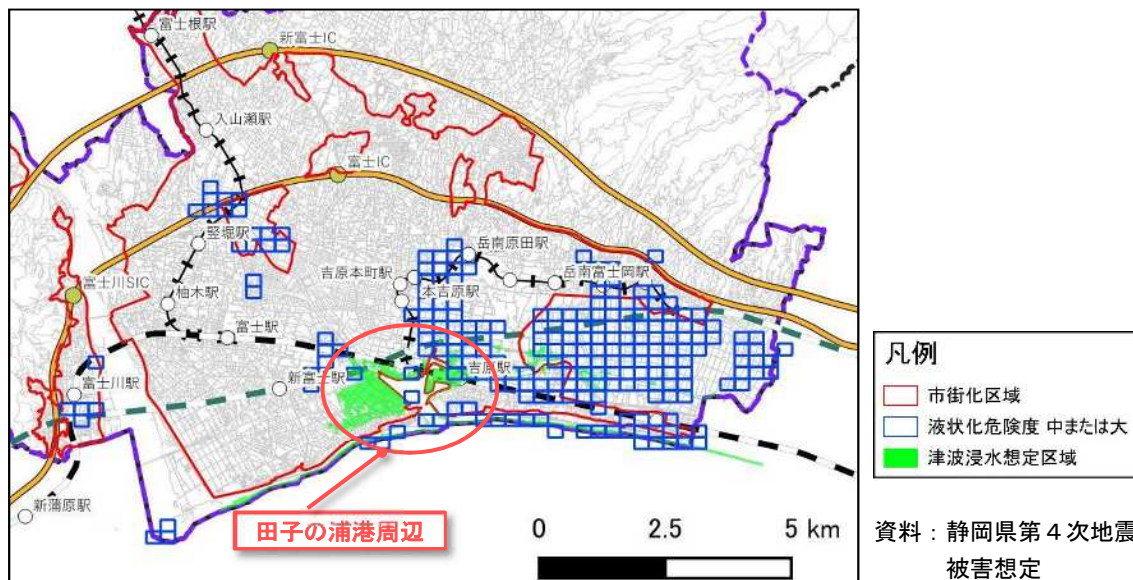
【URL】 <https://www.gis.pref.shizuoka.jp/>



②液状化、津波浸水による被害想定

液状化は、東部地域の農地や住宅地において危険度が高くなっており、津波による浸水は、「田子の浦港周辺」において想定されています。

【液状化危険度・津波浸水想定区域図】



◆液状化による被害例

液状化とは、地表付近の水を含む砂質の地盤が、地震の揺れによって、一時的に液体のようになってしまう現象です。

液状化が発生すると、泥水等が噴出するほか、道路や建築物が傾いて破損したり、比重の軽い下水道管やマンホールが浮き上がるなどの被害が発生し、日常生活に大きな影響を及ぼします。



◆波除堤について

田子の浦港では、最大クラスの津波「レベル2津波」の襲来を想定し、津波の流入量を軽減させ、被害を最小限に抑えるため、令和4年度に第3波除堤の強化工事を完了しました。

【期待される4つの効果】

- 効果(1) 人的被害(死者数)が限りなくゼロ
- 効果(2) 津波から逃げるための時間を稼ぐことができる
- 効果(3) 津波による浸水面積が約4分の3
- 効果(4) 津波による住宅・事業所被害額が概ね半減

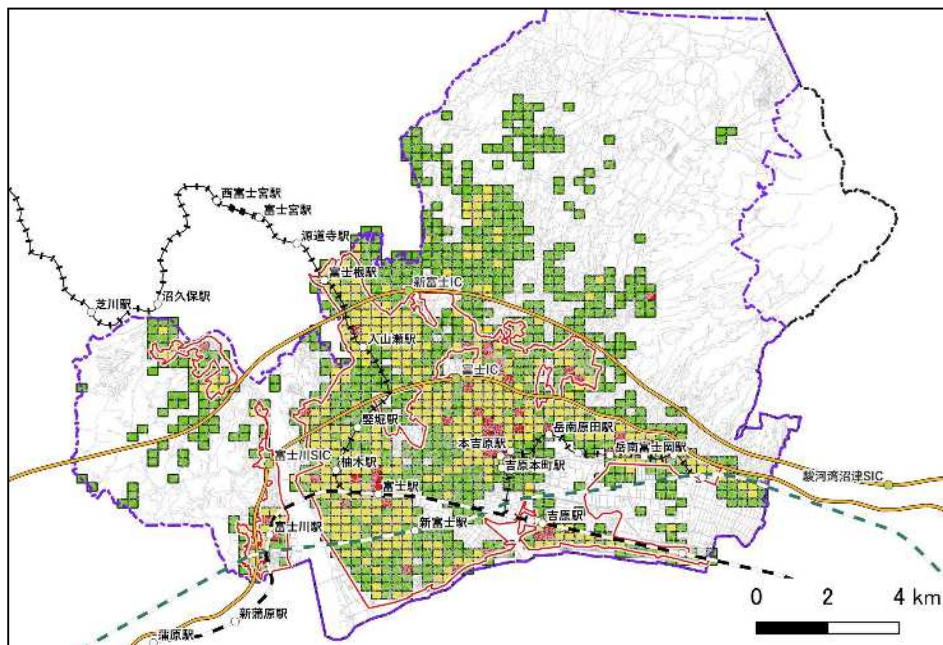


③旧耐震基準建築物と狭小な道路の状況

◆旧耐震基準建築物の状況

地震の揺れによる倒壊の危険性がある旧耐震基準建築物は、市内全域に存在しています。特に富士駅周辺や本吉原駅北部、吉原駅南部等において、旧耐震基準建築物が多く立地しています。

【旧耐震基準建築物の状況図】



凡例

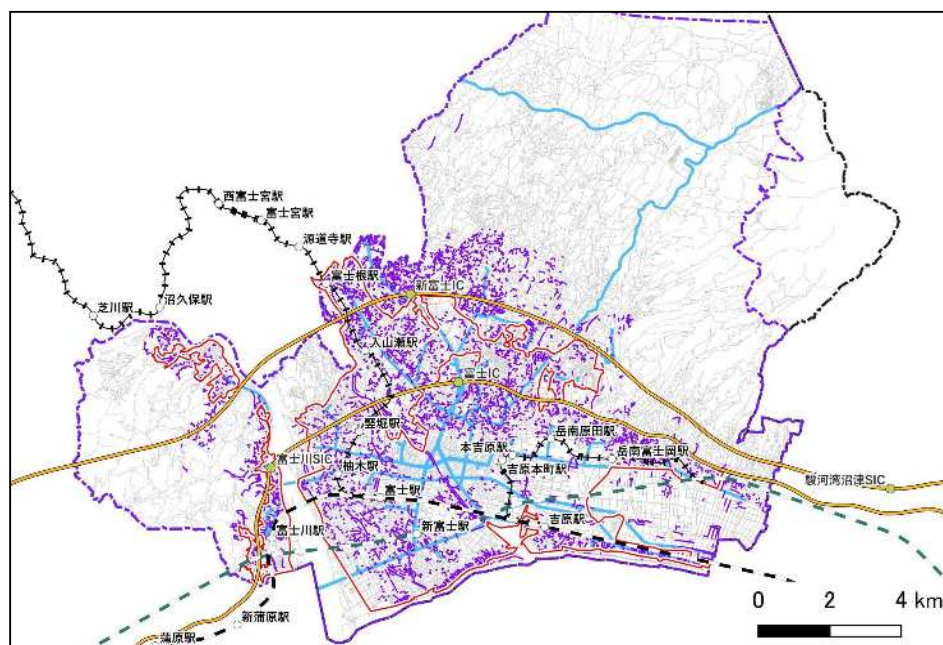
- 市街化区域
- 旧耐震基準建築物
- 小(1～15軒)
- 中(16～39軒)
- 大(40軒以上)

資料：固定資産税課税データ

◆狭小な道路（市道）の状況

建物倒壊等により道路閉塞が危惧される幅員4m未満の狭小な道路（市道）は、市内全域に存在し、特に市街化区域内に多く存在しています。

【狭小な道路の状況図】



凡例

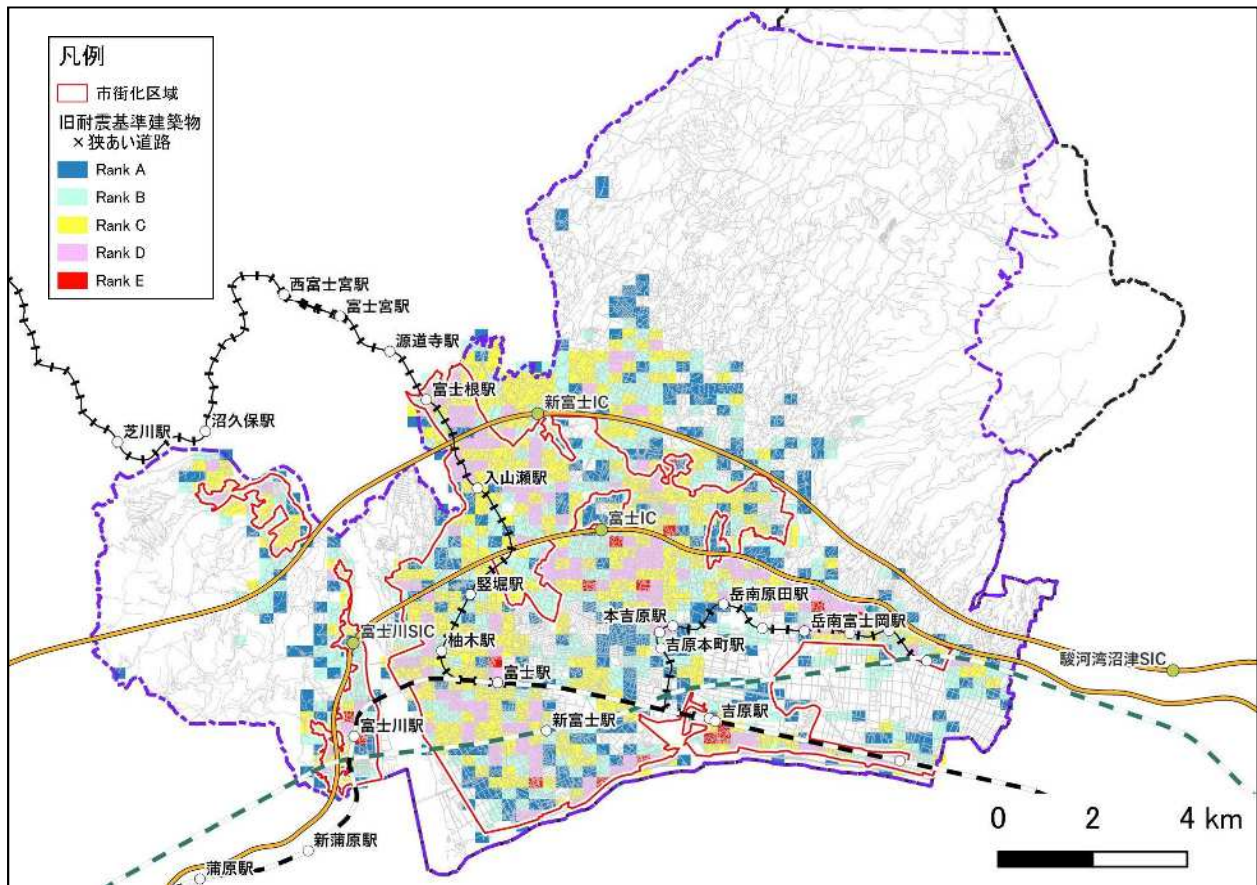
- 市街化区域
- 緊急輸送道路
- 狭い道路(幅員4.0m未満)

資料：富士市道路台帳



旧耐震基準建築物と狭小な道路の状況を重ね合わせ、
面的な被害が発生する可能性を下表のとおりランク付けすると

【旧耐震基準建築物と狭小な道路の状況図】

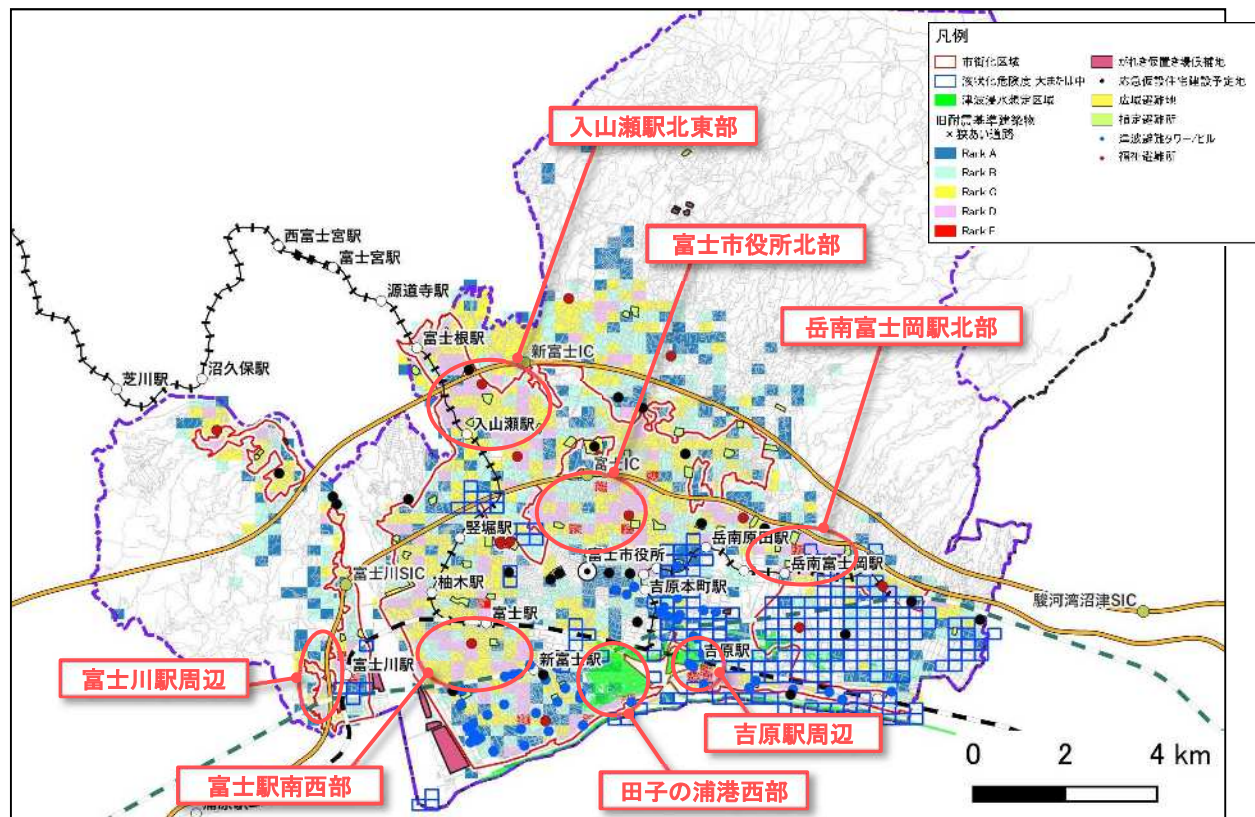


		狭小な道路			
		なし	少	中	多
旧耐震建物数	なし	—	—	—	—
	少	—	A	B	C
	中	—	B	C	D
	多	—	C	D	E

『E』の区分になるにつれて、面的に被害が発生する可能性が高まると想定されます。

④地震災害による被害特性のまとめ

「②液状化、津波浸水による被害想定」と「③旧耐震基準建築物と狭小な道路の状況」について、重ね合わせたものが下図です。



◆地震による被害特性

- ・「田子の浦港西部」や「吉原駅周辺」に津波浸水被害が想定される区域と、建物倒壊や狭小な道路の閉塞の危険性が高いと想定される区域が重なっている。
- ・「岳南富士岡駅北部」には液状化の危険性が高い区域と、建物倒壊や狭小な道路の閉塞の危険性が高いと想定される区域が重なっている。
- ・「富士市役所北部」や「入山瀬駅北東部」、「富士駅南西部」、「富士川駅周辺」等における建物倒壊や狭小な道路の閉塞が想定される。
- ・建築物の倒壊や狭小な道路の閉塞が想定される区域に、津波避難タワー及びビルが42か所立地しており、避難行動に影響が出ることが想定される。

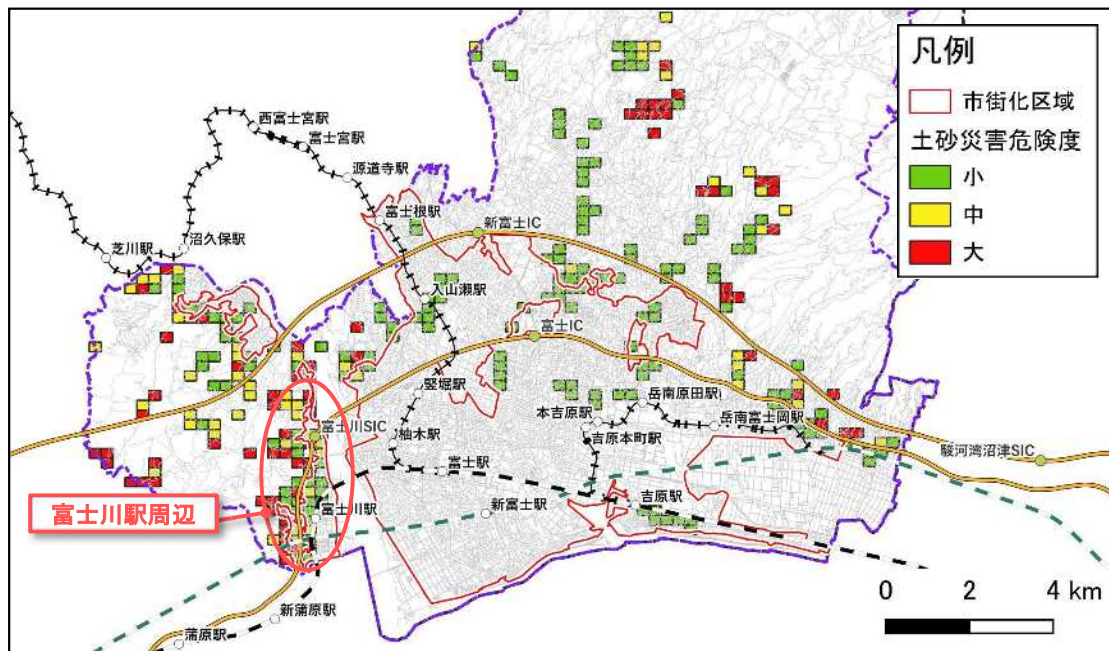
2)水害について

①土砂災害による被害想定

土砂災害の危険性がある区域における、被害の危険性がある建物が立地している割合を示した土砂災害危険度において、市街化区域内では「富士川駅周辺」で被害の危険性がある建物の割合が高くなっています。

市街化調整区域の一部地域にも被害の危険性が高い建物が存在しています。

【土砂災害被害想定図】



資料：富士市資料

②家屋倒壊等氾濫想定区域における被害想定

家屋倒壊等氾濫想定区域における、被害の危険性がある建物が立地している割合を示した家屋倒壊等氾濫想定区域危険度において、「富士川沿岸」や「潤井川沿岸」において、河岸侵食や氾濫流が発生した際に、被害が想定される建物の割合が高くなっています。

【家屋倒壊等氾濫想定区域における被害想定図】



資料：富士市資料

③洪水・内水浸水被害の想定

本市において、最も被害の大きい想定最大規模の洪水・内水浸水想定において、垂直避難が困難な家屋は、市街化区域内の河川沿いに一定数存在しています。特に「**豎堀駅西部**」において垂直避難が困難な家屋の割合が高くなっています。

【洪水・内水浸水想定区域における被害想定図】



資料：富士市資料



【垂直避難が困難な住宅について】

浸水深 3.0m以上 5.0m未満の区域では、1 階建てと 2 階建ての住宅で垂直避難が困難になります。

浸水深 5.0m以上の区域では、早期の避難が望めます。そのため、階数に関係なくすべての住宅を垂直避難困難な住宅とします。

【浸水想定区域(想定最大規模)対象河川について】

洪水予報河川：富士川

水位周知河川：潤井川、小潤井川、沼川、赤淵川

その他河川：田子江川、富士早川、和田川、田宿川、滝川、昭和放水路、須津川、江尾江川、春山川

【土砂災害危険度・家屋倒壊等氾濫想定区域危険度・垂直避難困難度の分析手法について】

＜土砂災害危険度＞

250mメッシュ毎の総住宅数における、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域内に立地する住宅の割合が、0%以上 30%未満を「小」、30%以上 60%未満を「中」、60%以上を「大」とした

＜家屋倒壊等氾濫想定区域危険度＞

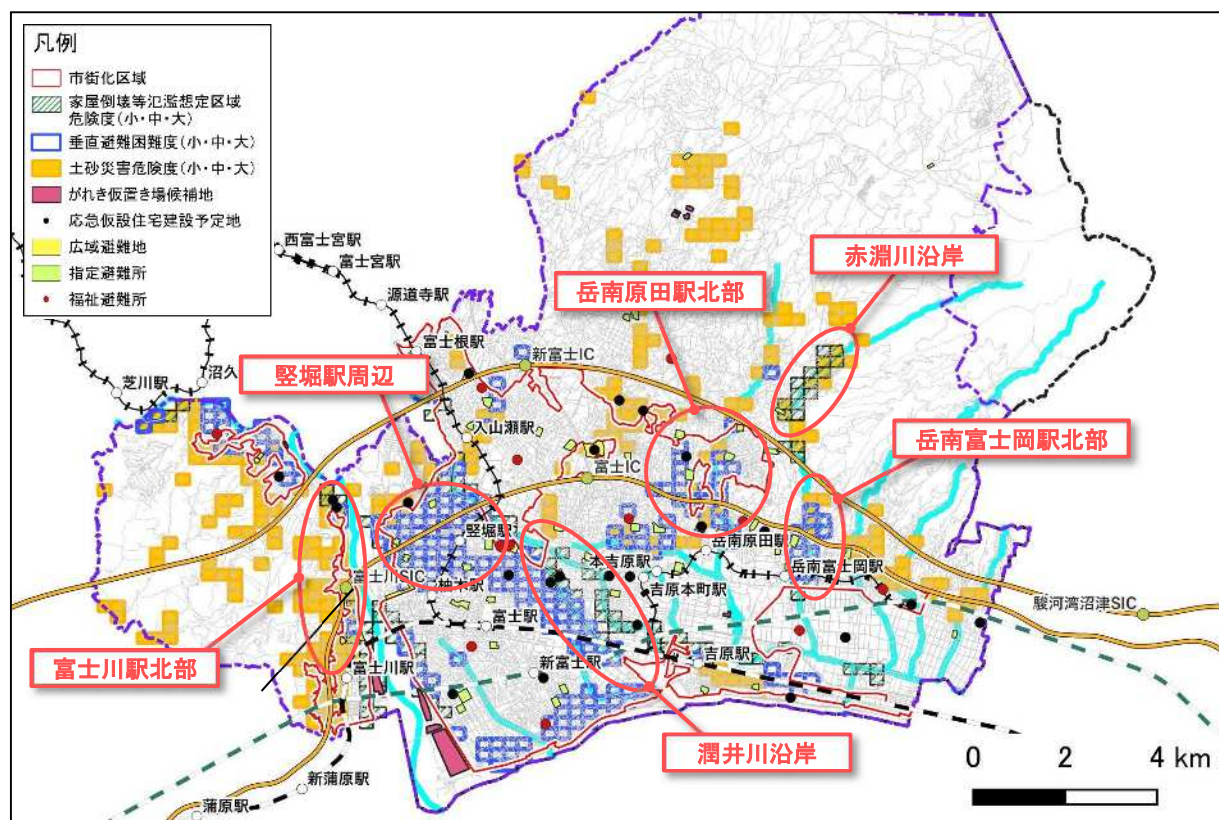
250mメッシュ毎の総住宅数における、家屋倒壊等氾濫想定区域内に立地する住宅の割合が、0%以上 30%未満を「小」、30%以上 60%未満を「中」、60%以上を「大」とした

＜垂直避難困難度＞

250mメッシュ毎の総住宅数における、垂直避難困難な住宅の割合が、0%以上 30%未満を「小」、30%以上 60%未満を「中」、60%以上を「大」とした

④水害による被害特性のまとめ

「①土砂災害による被害想定」と「②家屋倒壊等氾濫想定区域における被害想定」、「③洪水・内水浸水被害の想定」について、重ね合わせたものが下図です。



◆水害による被害特性

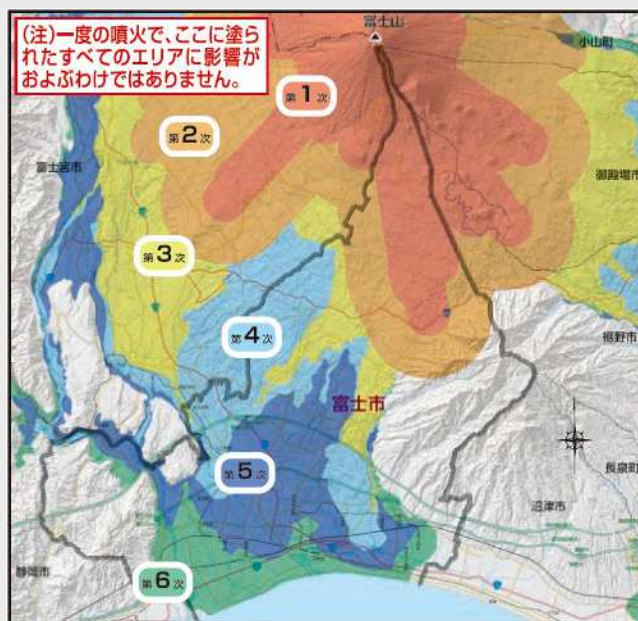
- ・「富士川駅北部」において、土砂災害および家屋倒壊等氾濫想定区域における被害が想定される区域と、洪水・内水による垂直避難が困難な住宅が存在する区域が重なっている。
- ・「潤井川沿岸」や「岳南富士岡駅北部」において、家屋倒壊等氾濫想定区域における被害が想定される区域と、洪水・内水による垂直避難が困難な住宅が存在する区域が重なっている。
- ・「赤淵川沿岸」において土砂災害および家屋倒壊等氾濫想定区域における被害が想定される区域が重なっている。
- ・「堅堀駅周辺」や「潤井川沿岸」、「岳南原田駅北部」、「岳南富士岡駅北部」において洪水・内水浸水による垂直避難が困難な住宅が存在する。

【参考】富士山の噴火による被害想定

静岡県を含む行政機関等は、平成 16（2004）年に作成された富士山ハザードマップを令和 3（2021）年 3 月に改定、公表しました。また、県では令和 5（2023）年 3 月に富士山火山避難基本計画を改定しました。

本市では、これらの計画改定等を受け、令和 6（2024）年 3 月に富士市富士山火山避難計画を改定、令和 6（2024）年 4 月に避難を開始するタイミングなどについて掲載した、富士市富士山火山防災マップを全世帯に配布しています。

◆溶岩流の避難対象エリア



第 1 次避難対象エリア	想定火口範囲
第 2 次避難対象エリア	溶岩流が 1 時間程度で到達 大きな噴石、火砕流 の到達範囲
第 3 次避難対象エリア	溶岩流が 3 時間程度で到達
第 4 次避難対象エリア	溶岩流が 24 時間程度で到達
第 5 次避難対象エリア	溶岩流が 7 日程度で到達
第 6 次避難対象エリア	溶岩流が 最終的に到達

資料：富士市防災マップ

◆噴火警戒レベル

噴火警戒レベル	火山活動の状況	住民等の行動
5 避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態	危険な居住地域からの避難等が必要（状況に応じて対象地域を判断）
4 高齢者等避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難が必要 一部の地域では住民の避難が必要
3 入山規制	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	一部の地域では住民の避難が必要 登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等
2 火口周辺規制	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常の生活 火口周辺への立入規制等
1 留意	火山活動に高まりがみられる	住民は希望により自主避難

※噴火警戒レベルは火山の活動状況に応じ、気象庁より発表されます。

資料：富士市富士山火山避難計画

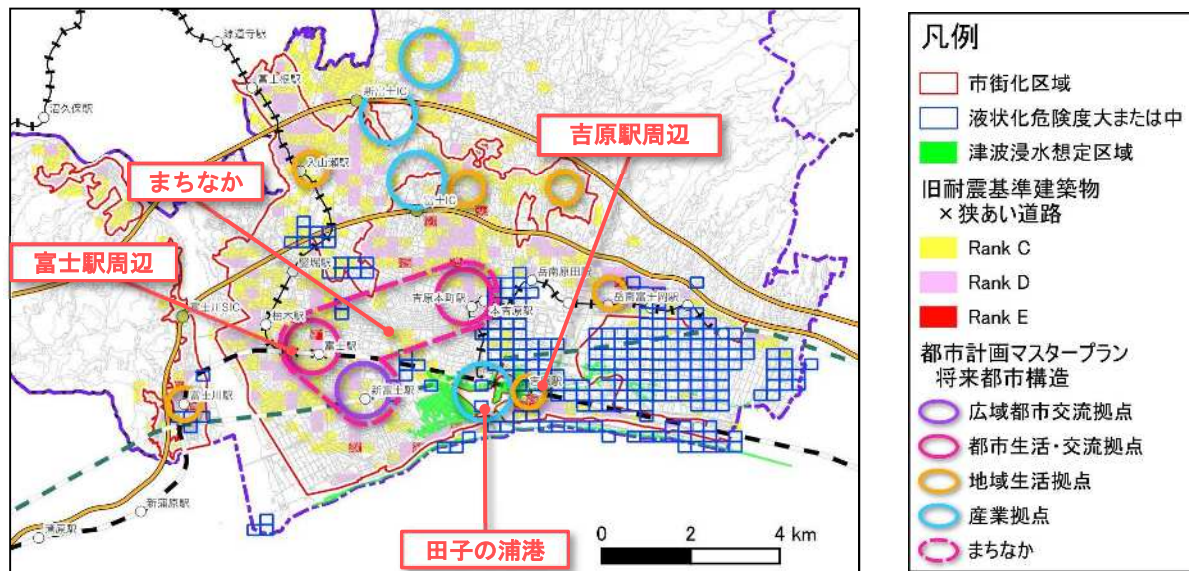
(5)発災時における将来都市構造への影響

1)拠点と被害特性の重ね合わせ

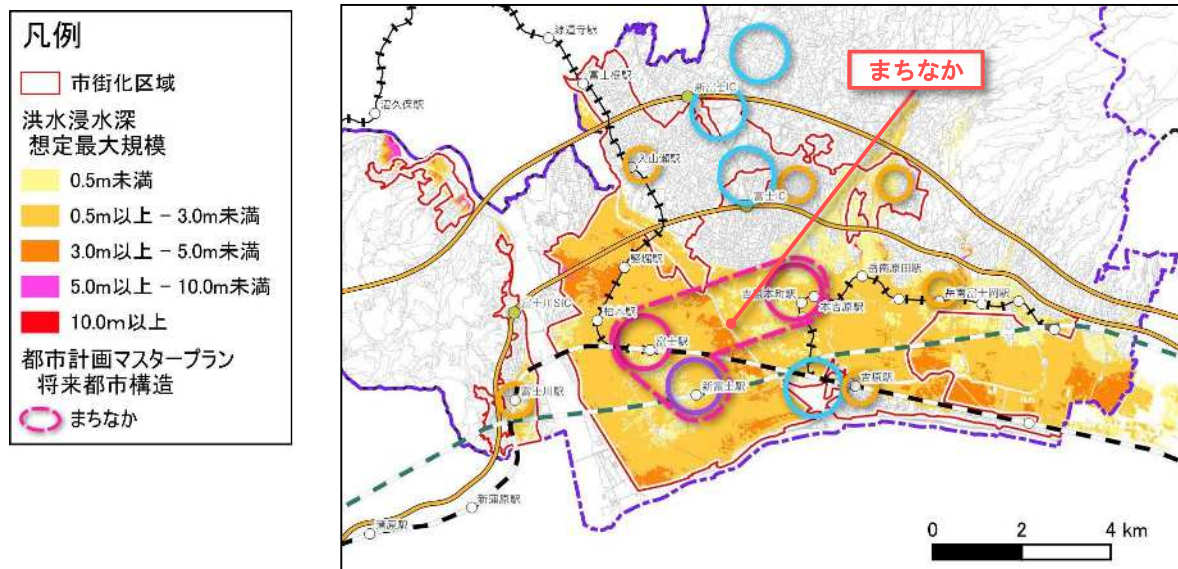
「拠点」は、都市活動を支える都市機能が集まる場所のため、「拠点」が被災した場合には、都市活動のみならず、市民生活にも大きな影響を及ぼす恐れがあります。

大きな被害が想定されている「拠点」は、以下のとおりです。

【拠点と液状化危険度、津波浸水想定区域、旧耐震基準建築物と狭い道路の危険度ランクの重ね図】



【拠点と洪水浸水想定区域（想定最大規模）の重ね図】

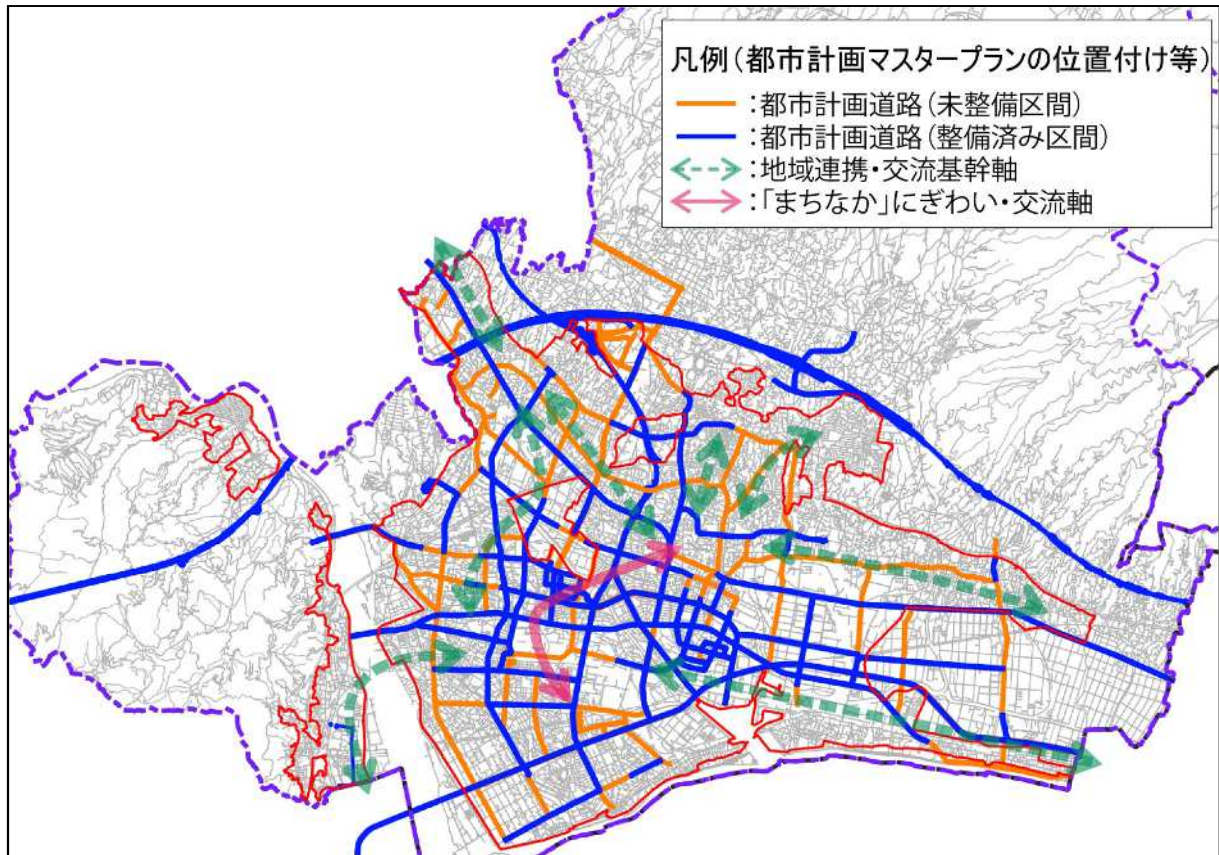


- ・「田子の浦港産業拠点」では津波浸水被害、「吉原駅周辺地域生活拠点」では液状化による被害が想定される。
- ・「富士駅周辺都市生活・交流拠点」や「吉原駅周辺地域生活拠点」等では、旧耐震基準建築物と狭い道路の危険度ランクが高い区域がある。
- ・「まちなか」の蓼原・青葉町等においては、浸水深 3.0m以上の浸水による被害が想定される。

2)軸と都市計画道路未整備区間の重ね合わせ

円滑な復興まちづくりを推進するためには、物資や人を輸送する交通機能が重要となるため、「拠点」間を結ぶ「軸」のうち、都市計画道路が整備されていない地域では、復興まちづくりの推進に影響を及ぼす恐れがあります。

【都市計画マスタープランにおける軸と都市計画道路整備状況の重ね図】



- ・「地域連携・交流基幹軸」では、荒田島中里線等の東西道路、吉原勢子辻線等の南北道路で、都市計画道路未整備区間が存在する。

(6)市民の意識

「都市計画マスタープラン」の市民意向調査における、まちづくりや事前復興に対する市民の意識は以下のとおりです。

1)第三次富士市都市計画マスタープラン策定に伴うアンケート調査

対 象 者 市内在住の15歳以上の男女3,000人（無作為抽出）

調 査 時 期 令和3年10月4日～11月2日

有効回答数 960票（内WEB回答935票）

回 答 率 32.0%

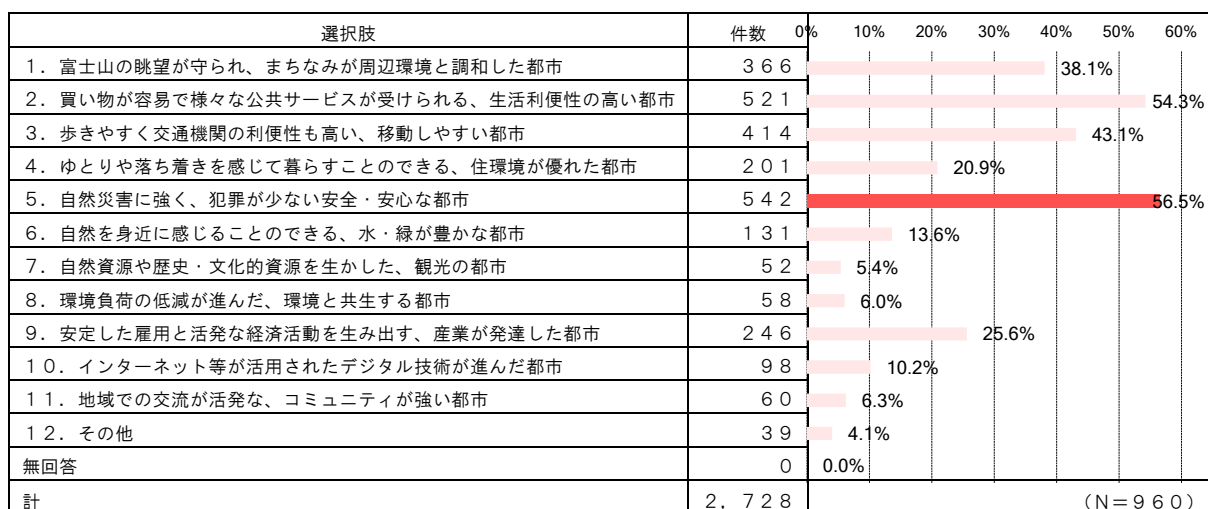
◆市民が魅力を感じる地域特性

「日常生活サービス施設（スーパーマーケットや病院等）が充実している地域」が74.2%で最も多く、次いで「災害の危険が少ないか、災害に十分に備え安心して暮らせる地域」が60.6%、「公共交通の利便性が高い地域」が56.7%となっています。



◆富士市の将来イメージ

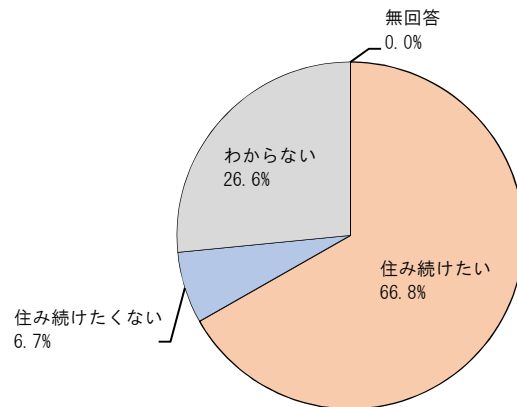
「自然災害に強く、犯罪が少ない安全・安心な都市」が最も多く56.5%となっており、市民は安全・安心なまちづくりを最も望んでいることが分かります。



◆今後の居住継続意向

「住み続けたい」が66.8%となっており、約7割の方が今の場所での暮らしを望んでいることが分かります。

選択肢	件数	比率
1. 住み続けたい	641	66.8%
2. 住み続けたくない	64	6.7%
3. わからない	255	26.6%
無回答	0	0.0%
計	960	100.0%



◆「防災・減災対策」の中で、特に重要な取組

「河川の氾濫を防ぐための治水・排水施設の整備」が55.2%で最も多く、次いで「避難や救助活動のための道路等の整備」が42.2%、「被災した場合の生活を考えるなど事前の取組の推進」が30.9%となっており、防災・減災に係る施設整備等だけでなく、発災後を見据えた事前の取組に対する重要性を感じていることが伺えます。

選択肢	件数	比率
1. 避難や救助活動のための道路等の整備	405	42.2%
2. 木造住宅等の建物の不燃化・耐震化の促進	149	15.5%
3. 河川の氾濫を防ぐための治水・排水施設の整備	530	55.2%
4. 急傾斜地等の土砂災害対策の推進	286	29.8%
5. 災害発生の危険が想定される区域における土地利用の見直し（居住の抑制など）	226	23.5%
6. 災害発生の危険が想定される区域からの既存住宅等の移転促進	87	9.1%
7. 緊急時の避難情報等の入手手段の多様化・充実	272	28.3%
8. ハザードマップを活用した避難・支援行動の確認及び訓練の実施	189	19.7%
9. 被災した場合の生活を考えるなど事前の取組の推進	297	30.9%
10. 地域住民や企業等による自主防災体制の強化	68	7.1%
11. その他	11	1.1%
無回答	0	0.0%
計	2,520	(n=960)

3 近年発生した大規模災害からの教訓

近年発生した地震災害及び台風・集中豪雨等による水害から、被害状況や復興政策を振り返り、復興過程での問題点を明らかにし、大規模災害からの教訓として、本計画に反映します。

1) 近年発生した大規模災害の概要

近年発生した大規模災害の概要について、以下に整理します。

◆東日本大震災（平成 23（2011）年 3 月 11 日）

■概要

- 平成 23（2011）年 3 月 11 日 14：46 ごろに発生した東北地方太平洋沖地震によって、もたらされた大災害。
- 地震の規模はM9.0 で国内観測史上最大であり、宮城県北部で震度 7、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉の各県で震度 6 強から 6 弱を観測。広範囲で高い津波が発生。

■被害

- 人的被害は死者・行方不明者 2 万 2 千人超。（平成 30（2018）年 9 月消防庁資料）
- 道路被害は高速道路 15 路線、直轄国道 69 区間、補助国道 102 区間。（平成 23（2011）年 5 月国土交通省資料）



▲岩手県宮古市国道45号の被災状況



▲岩手県陸前高田市国道45号
気仙大橋上部工の流出



▲気仙沼国道維持出張所の被災状況



▲岩手県多賀城市国道45号の被災状況

◆熊本地震（平成28（2016）年4月14日）

■ 概要

○平成 28（2016）年 4 月 14 日 21：26 に熊本地方で M6.5 の地震が発生。それ以降、最大震度 6 強を観測する地震が 2 回、最大震度 6 弱を観測する地震が 3 回発生し、これらの地震により熊本県で最大震度 7 を観測。

○熊本地方の M3.5 以上の地震の回数は新潟県中越地震等を上回る 257 回(6 月 21 日 13 時半時点)。

■被害

○人的被害は死者 55 人、負傷者 1,814 人（7 月 14 日時点）。熊本県内では、地震後には 18 万人を超える方々が避難し、約 4,700 人の方々が避難生活を送っていた。

○物的被害は全壊約 8,300 棟、住家被害計が 16 万棟。加えて、最大約 45 万戸断水、約 48 万戸停電、約 11 万戸ガス供給停止となり、交通網も道路・鉄道・空路が一時不通になるなど、大きな被害が発生。



◆平成 30 年 7 月豪雨（広島県の事例）

■ 概要

○平成 30（2018）年 6 月 28 日～7 月 8 日までの総降水量が、7 月の月降水量平年値の 2～4 倍の大雨。特に長時間の降水量について多くの観測地点で観測史上 1 位を更新。

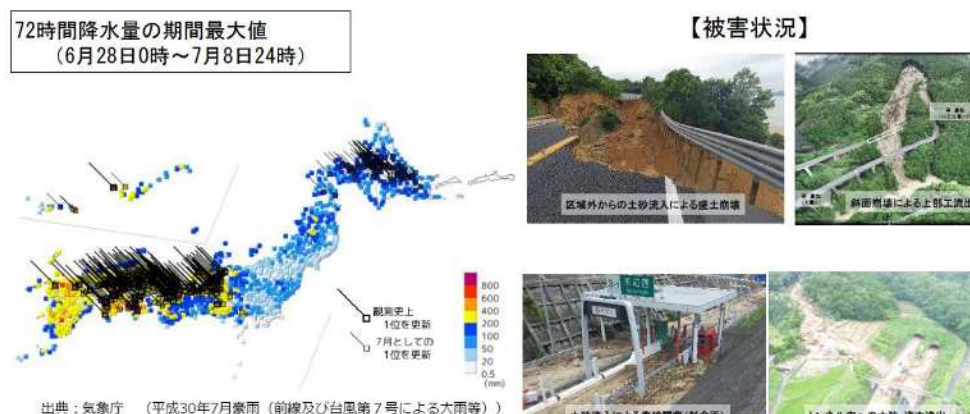
○土砂崩れやのり面崩壊、落石、倒木、路面冠水などにより、高速道路・国道・県道・市道あわせて約 900 区間で通行止が発生。

○河川氾濫のほか、1道2府28県で2,512件の土砂災害（地すべりや土砂崩壊、土石流）が発生。

○広島県では、発災2か月後に「平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興プラン」を策定。

■被害

○人的被害は死者が 224 人、行方不明者が 8 人。物的被害は全壊 6,758 棟、床上浸水 8,567 棟。



◆令和元年東日本台風（長野市の事例）

■概要

- 令和元年（2019）台風第 19 号により、東日本と東北地方を中心に広い地域で記録的な大雨となり、1 都 12 県で大雨特別警報が発表。
- この降雨により、12 時間降雨量は 120 地点、24 時間降雨量は 103 地点で観測史上 1 位を記録したほか、10 月 12 日に北日本と東日本のアメダス地点（1982 年以降で比較可能な 613 地点）で観測された日降水量の総和は観測史上 1 位。
- 広域にわたり、頻発する土砂災害・洪水氾濫により、その水害被害額（確報値）は、全国で約 2 兆 1,800 億円となり、平成 16（2004）年の被害額（約 2 兆 200 億円）を上回り、1 年間の津波以外の水害被害額が統計開始以来最大。
- 長野市内では、長沼地区穂保での千曲川堤防決壊による浸水被害のほか、千曲川沿川の篠ノ井地区、松代地区、若穂地区においても浸水被害が発生。



■被害

- 人的被害は死者が 2 人、負傷者 101 人。物的被害は全壊 872 棟、半壊 1,226 棟、一部損壊 1,684 棟。

◆能登半島地震（令和 6（2024）年 1 月 1 日）

■概要

- 令和 6（2024）年 1 月 1 日 16：10 にマグニチュード（M）7.6、深さ 16km の地震が発生し、石川県輪島市、志賀町で震度 7 を観測したほか、北海道から九州地方にかけて震度 1 ～ 6 強を観測。
- この地震により石川県能登に対して大津波警報を、山形県から兵庫県北部を中心に津波警報を発表し、警戒を呼びかけ。

■被害

- 地震による建物の倒壊・損壊に加え、輪島市では市街地の火災による「複合災害」が発生。
- 石川県珠洲市、能登町及び志賀町の 3 市町、新潟県上越市では、津波により約 200ha 浸水。
- 石川県、富山県、新潟県の広い範囲で、液状化による被害が発生。

死者・負傷者	死者 299 名（うち、災害関連死 70 名） 負傷者 1,327 名
住家被害	全壊 6,227 戸 半壊 20,589 戸 床上・床下浸水 25 戸 一部損壊 96,258 戸
避難者数	最大 51,605 名（1 道 9 県 1 府） 現在 1,422 名（石川県）
停電	最大 約 40,000 戸（北陸電力管内 1/1 16:10 時点） 現在 安全確保等の観点から電気の利用ができない家屋等を除き復旧（石川県）
断水	最大 約 137,000 戸（石川県、富山県、新潟県、福井県、長野県、岐阜県） 現在 早期復旧が困難な地区を除いて、断水解消。



2)大規模災害からの教訓の整理

前項で整理した大規模災害の概要を基に、「市街地の復興」、「住環境の復興」、「産業の復興」、「復興の体制等」の視点から教訓を整理します。

■市街地の復興

◆被災状況等の情報把握の遅れ

能登半島地震では、発災時刻が日没に近かったこともあり、航空機等による映像からは建物倒壊や土砂崩壊等の情報収集・分析が困難であり、被災地の現地状況の速やかな把握に時間を要するとともに、津波の監視ができなくなる状況や河道閉塞の発生等による二次災害の危険が発生しました。

◆被災地への進入経路の途絶による災害応急対応の遅れ

能登半島地震では、地形等の制約から、被災地への進入経路が限られる中、大規模な土砂崩落や家屋倒壊などにより多くの道路が途絶した結果、通行可能な道路の把握、被災地支援人員、資機材等の投入、道路啓開をはじめとするインフラやライフラインの復旧作業等が遅れ、避難所や孤立集落等への物資輸送にも時間を要しました。



地震により通行止めとなった主要道路

◆災害対応従事者等の活動環境に改善が必要

能登半島地震では、発災時においては、車中等で休憩せざるをえなかったり、入浴・洗濯ができないなど過酷な生活環境となりました。また、宿泊施設等の地域資源に乏しいことや、施設の多くが被災したことにより、支援者等の活動拠点の確保等が課題となりました。

◆発災後に復興事業を計画すると過大となる恐れ

東日本大震災では、復興交付金により復興事業に係る地方負担がゼロであったため、復興事業が過大な施設整備につながり、整備された公共施設の維持管理費等が増大しました。将来の推計人口に基づく計画的な事業実施により、持続可能な「創造的復興」が求められています。

◆河川の増水や浸水により仮置場の設置が困難

令和元年東日本台風では、災害廃棄物の仮置場候補地として、河川敷運動場を指定していた自治体は、河川の増水及び運動場への浸水により仮置場を設置することが困難となり、復興事業の進捗に大きく影響しました。

◆地籍調査未完了に伴う復興事業の遅れ

東日本大震災では、地籍調査が未完了の地域において、地権者の把握や境界の確定に時間を要し、復興事業の進捗に大きく影響しました。

◆多大な時間を要した高台・内陸への移転

東日本大震災では、津波被害が甚大な地区において、高台・内陸移転を伴う復興市街地の形成を図りましたが、移転先の用地の確保や住民の合意形成に多大な時間を要しました。



地元住民との移転先用地の選定

■住環境の復興

◆地域コミュニティの崩壊、再生困難

仮設住宅の設置スペースが限られたことや賃貸型の仮設住宅が増加したこと等に伴い、地域住民がバラバラとなり、地域コミュニティの崩壊につながりました。

また、自宅再建が困難な世帯や居住地外へ転出する世帯も多数存在し、地域コミュニティの再生が困難な地域も見られました。



狭い敷地に建設された仮設住宅

◆医療サービス等の低下に伴う持病の悪化

東日本大震災では、医療・福祉施設が被災した地域において、サービスが十分提供できなくなり、持病の悪化など、高齢者の健康維持等が問題となりました。



津波により被災した病院施設

◆被災者の生活利便性の低下

平成 30 年 7 月豪雨では、商店街が被災した地域において、地元のスーパー等の閉店に加えて、仮設商店街のための用地や営業形態等への合意形成に時間を要したことなどから、市民の生活用品を買うための店舗が不足し、被災者の日常生活における利便性の低下を招きました。



地震により被災した商店街

◆避難所の長期開設に伴う教育環境の悪化

東日本大震災では、避難所の開設が長期化した学校や、運動場等に仮設住宅を建設した学校において、児童・生徒の教育や運動の場が確保できないなど、教育環境の悪化を招きました。



小学校の校庭に建設された仮設庁舎

◆被災家屋等の解体・撤去の遅れ

令和元年東日本台風では、発災直後に担当部署をさらに早く設置し、解体撤去の申し込みを速やかに受けられるよう、制度や体制の構築をさらに早くする必要がありました。

■産業の復興

◆農林漁業の生産縮小・廃止

東日本大震災では、農林漁業について、生産者の高齢化や多額の再建資金が必要なこと等により、多くの生産者が災害を機に生産の縮小や廃業を余儀なくされました。



津波により被災した漁港施設

◆工場・事業所及び労働者の流出

東日本大震災では、被災した工場や事業所は、行政の復興方針等が定まらないこと等を背景に自主再建が進まず、早期に操業を開始するため、被災地外への移転やそれに伴う労働者の流出が進みました。

◆過剰な設備投資による資金繰りの悪化

東日本大震災では、震災の影響を受けた事業者の中には、復興時の有利な補助金や融資制度を活用した過剰投資が原因で自己負担分の返済が厳しくなっているケースがあり、支援機関・金融機関等と連携した計画的で適正規模の支援の必要性が指摘されています。

◆被災事業所・農地への復旧・復興支援の遅れ

令和元年東日本台風では、被災した中小事業者の災害廃棄物や土砂撤去に関する処理手数料の減免処置などの支援について、一般家庭を優先したことから、速やかに行うことができませんでした。

また、平成 30 年 7 月豪雨では、農地において緊急砂防事業や緊急治山事業等の災害関連事業を実施していく中で、ほ場整備に関する関係者調整に時間を要したことから、被災した農地の復旧に遅れが生じました。

■復興の体制等

◆行政・住民双方の混乱

東日本大震災では、発災直後は被災状況等の情報収集や住民ニーズの把握、住民への情報発信等で、適切な情報伝達が行われず、行政・住民の双方に混乱が発生しました。

◆行政主導による「復興計画」の策定

東日本大震災では、発災後の混乱の中、住民等との合意形成に苦慮したため、「復興計画」の策定に遅れが生じました。また、行政主導により「復興計画」を策定したため、住民の意向を反映しきれず、「復興計画」に対する住民の不平不満が多数発生しました。



住民説明会の様子

◆行政内及び行政間の連携不足

東日本大震災では、行政内の調整不足や、国や県と市町等との連携不足により、復興事業の進捗に支障をきたし、行政に対する住民等の不信感につながりました。

◆受援体制の未整備による混乱の発生

熊本地震では、広域的な応援・受援に具体的な運用方法・役割分担が確立していないこと、応援の受け入れにあたり県と市町村の役割分担が明確でなかったことなど、被災地方公共団体における受援体制が十分に整備されていなかったことから、多くの混乱の発生やボランティア活動、支援への支障が見られました。

◆事業者不足・資材の高騰に伴う工事入札の不調、工事進捗の遅れ

平成 30 年 7 月豪雨では、各被災自治体において復興事業の工事稼働件数が多く、工事時期も重なる状況のため、事業者不足による円滑な災害復旧工事に支障が生じました。また、建設資材の需要の高まりに伴う資材価格高騰を受け、工事入札が不調となるなど、復興事業の円滑な実施に大きな影響を及ぼしました。



工事が遅れている復興事業用地

4 復興まちづくりの課題

市街地の現状や災害リスク、発災時における都市構造への影響、市民の意識、震災の教訓等を踏まえ、復興まちづくりを進める上での課題を大規模災害の教訓と同様に「市街地の復興」、「住環境の復興」、「産業の復興」、「復興の体制等」の視点から整理します。

■市街地の復興に係る課題

災害に強いしなやかで持続可能な市街地の形成

本市では、様々な災害リスクが想定されていますが、発災後の被害を最小限に抑え、早期の復旧復興活動に移行できるよう、建物や都市インフラの耐震化・不燃化等の推進による都市の強靱化を図るとともに、被災状況の迅速な情報把握や応急救護活動における活動拠点の確保等が必要です。

また、地震の揺れや液状化及び津波による被害の大きさ、「都市計画マスタープラン」における土地利用の方針等は地域によって異なるため、地域特性や被災状況を踏まえるとともに、更には今後の社会経済情勢や行政運営等を考慮し、将来にわたり持続可能な市街地を形成する必要があります。

■住環境の復興に係る課題

安心して暮らせる住環境整備

被災後、一刻も早く安定した生活を送れるよう、まずは仮設住宅の整備や損壊した住宅の再建・修繕を進めるとともに、医療や福祉、教育等の市民の暮らしを支える各種機能を回復し、利便性の高い良好な住環境を整える必要があります。

また、被災者が安心して暮らせるよう、避難所から仮設住宅、更には復興公営住宅等へと移る際のどの過程においても、既存の地域コミュニティが維持できるよう配慮する必要があります。

■産業の復興に係る課題

産業活動の停滞からの早期回復

施設や設備の損壊や従業員の被災により、産業活動が一時停滞することが想定されます。

その後、迅速な復興ができない場合、廃業や市外への転出等につながる懸念されるため、事業者と連携し、産業活動の停滞からの早期回復を図る必要があります。

■復興の体制等に係る課題

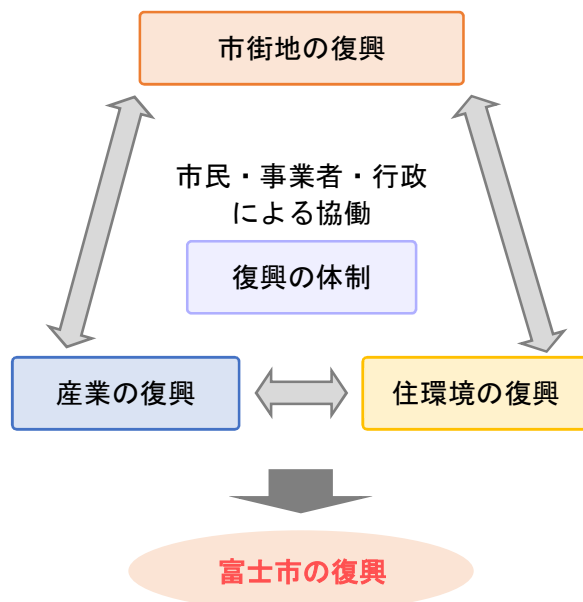
市民・事業者・行政の協働による復興

これまでの震災の教訓を踏まえると、復興まちづくりを円滑に進めるためには、市民・事業者等との相互協力や行政間での連携が不可欠であるため、本市においても、市民・事業者・行政等との協働による復興を進めるとともに、行政内及び行政間の連携を強化する必要があります。

◆本市が復興するためには

まちや道路が整備（市街地の復興）され、安心して暮らせる住まい（住環境の復興）があり、働く場所が確保（産業の復興）されなければ、被災者の生活再建はありません。

市民・事業者・行政が協働（復興の体制）し、市街地の復興、住環境の復興、産業の復興を連携して推進することが必要です。



5 復興まちづくりの基本理念

復興まちづくりの基本理念とは、復興まちづくりにおいて、関係者が共通認識として持つべき根本的な考え方のことです。

基本理念は、上位計画である「富士市総合計画」及び「都市計画マスタープラン」の基本理念を尊重し、以下の4つの視点に配慮し設定します。

視点1 災害に強いしなやかで持続可能な都市づくり

発災後の被害を最小限に抑える強くしなやかで安全なまちづくりを進めるとともに、都市機能の集約を図りながら、限りある財源を効果的に投入すること等により、サービスの質を維持し、暮らしの質が低下しないような都市づくりを目指す必要があります。

視点2 市民が安心して生活できる環境の確保

復興の取組を進めるためには、まずは市民が安心して生活できる環境整備が必要です。

そのため、安定した暮らしを実現できる居住の場の確保とともに、日常生活に必要な各種機能の早期回復が重要となります。

視点3 事業者が早期かつ継続的に操業できる環境の整備

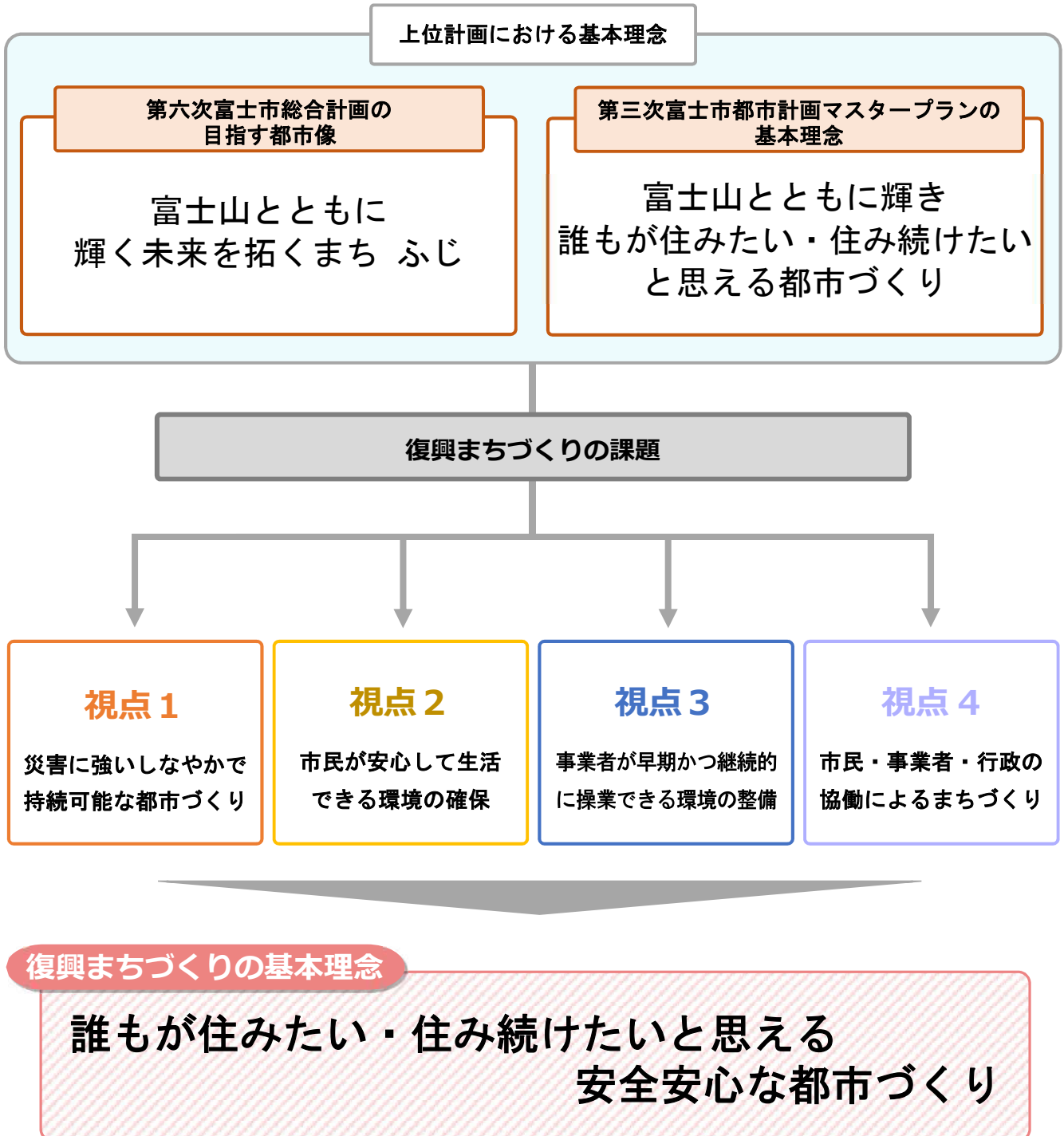
発災後の産業活動の早期再開とともに、単なる復旧にとどまらず、継続的な地域産業の発展や雇用の維持に向け、関係団体や企業等と連携しながら、復興後においても活力ある都市づくりを目指すことが重要です。

視点4 市民・事業者・行政の協働によるまちづくり

復興まちづくりを着実に進めていくためには、まちづくりの担い手となる市民・事業者・行政など様々な立場の人々が復興に向けて知恵を出し合い、力を合わせて進めていくことが必要であり、それぞれが出し得る力を最大限発揮することが、迅速な復興につながります。

1)復興のまちづくりの基本理念

被災後においても、市民・事業者・行政等が一体となって復興に取り組むことで、本市に住みたい、住み続けたいと思えるような、安全安心な都市づくりを進めていくことが重要と考え、以下のとおり基本理念を設定します。



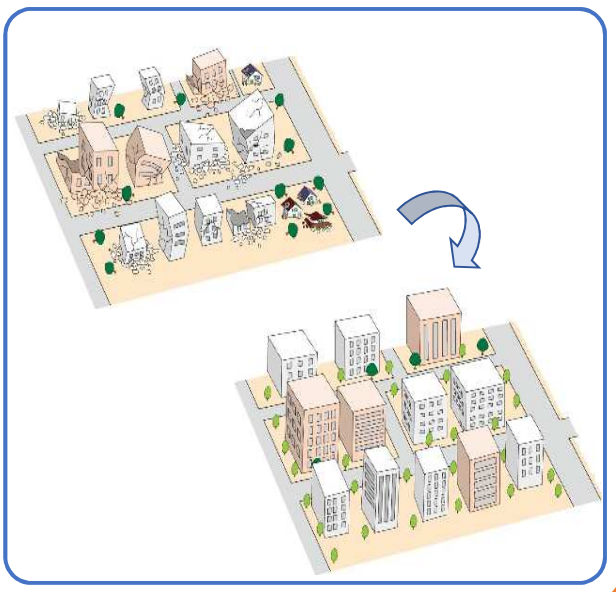
2)復興後のまちのイメージ

「誰もが住みたい・住み続けたいと思える安全安心な都市」とは、再び同じ被害に遭わないよう、災害に強く、住む場所や働く場所が確保され、市民が安心して生活できる都市です。

本市では、「第4次地震被害想定」の被害が発生した場合においても、復興まちづくりで目指す将来都市構造は、上位計画である「都市計画マスタープラン」の将来都市構造（P14）を踏襲することとします。

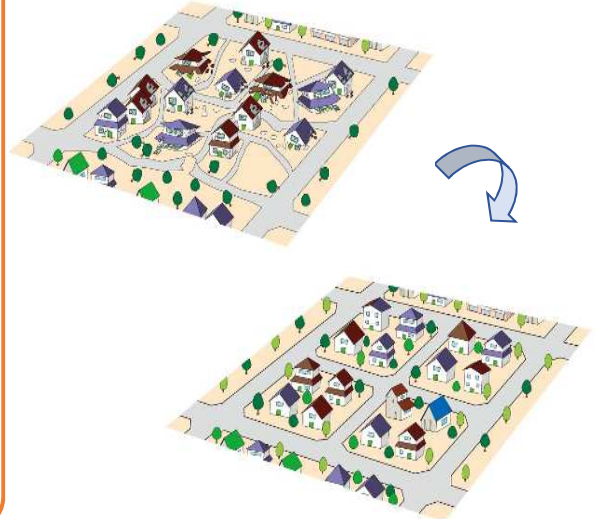
なお、想定を大幅に超える被害が発生した場合には、拠点等の再配置を含め、将来都市構造の見直しを検討します。

都市基盤が整った地域の復興イメージ

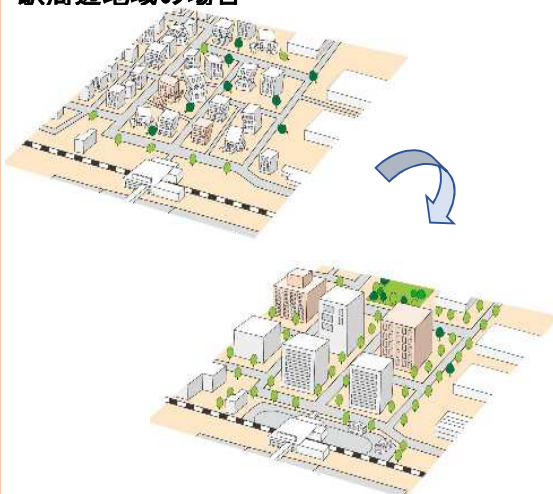


都市基盤が整っていない地域の復興イメージ

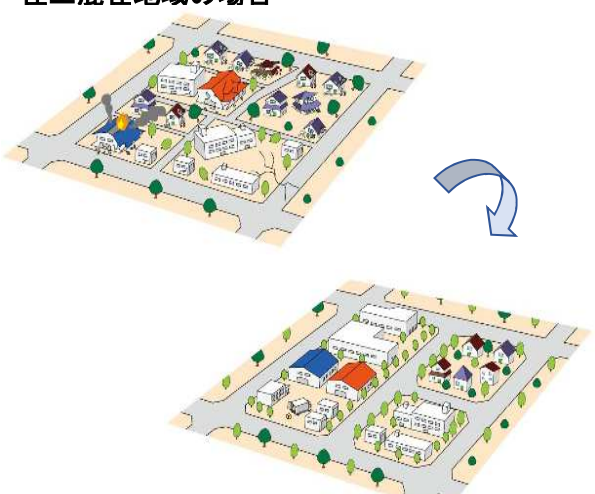
住宅地の場合



駅周辺地域の場合



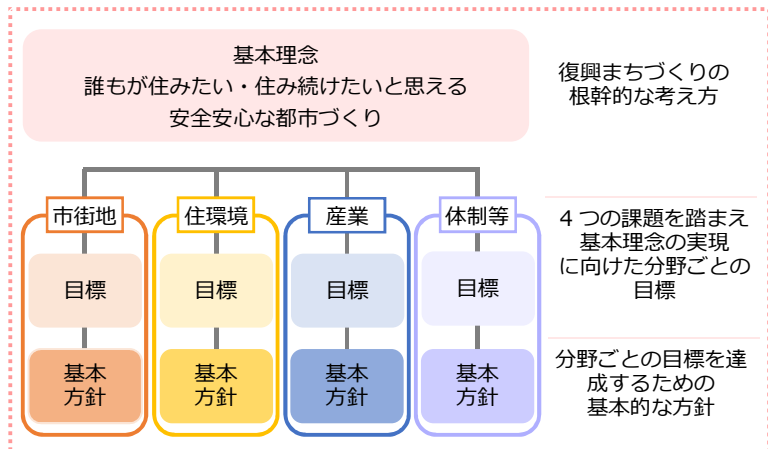
住工混在地域の場合



6

復興まちづくりの目標及び基本方針

復興まちづくりを計画的に進めていくため、「市街地の復興」、「住環境の復興」、「産業の復興」、「復興の体制等」の4つの課題から、基本理念の実現に向けた目標及び目標達成のための基本方針を定め、復興に向け想定される主な取組を示します。



(1)市街地の復興

■市街地の復興に係る目標

災害に強い、安全・安心な市街地の早期形成

被害の特性や現状における都市基盤整備の状況、都市計画マスタープランや立地適正化計画における各地域の位置付けを踏まえながら、地域の状況に応じた市街地整備により、災害に強い、安全・安心な市街地の早期形成を実現します。

■目標達成のための基本方針

方針1 災害に強い市街地整備

建物の密集や狭小な道路の解消を図るとともに、地区計画等のまちづくりルールを導入による通学路や避難路等の安全対策の強化など、ハード・ソフトの両面から災害に強い市街地整備を推進します。

- ◆密集市街地の解消
- ◆建物の耐震化促進
- ◆地籍調査事業の推進
- ◆延焼遮断帯となる道路・公園等の整備
- ◆まちづくりルールを導入によるブロック塀設置の制限 など

方針 2 段階的な市街地復興

被災した市街地の整備には多大な時間や財源が必要となることから、本格復興を見据えた都市開発等の基盤整備への事前検討をはじめ、仮設住宅や仮設事業所の配置や立地場所に配慮するなど、段階的な市街地の復興を推進します。

- ◆震災復興再開発事業
- ◆建築制限地域の指定
- ◆仮設住宅・仮設事業所等の整備 など

方針 3 まちの骨格となる都市計画道路の整備

安全で安心して快適に移動できるよう、災害時に緊急輸送路となる都市計画道路の整備を推進するとともに、被災状況や社会経済情勢に応じて、迅速な復旧復興に寄与する道路網（ルート・幅員等）を構築します。

- ◆緊急輸送路となる都市計画道路の整備
- ◆都市計画道路網の再編
- ◆無電柱化の推進 など

方針 4 復興地区区分に応じた市街地整備

集約・連携型の都市づくりを展開するため、都市計画マスタープランや立地適正化計画等における地域の位置付けや発災後の被害状況等から復興地区区分を設定し、市街地特性等に応じた整備を推進します。

- ◆復興地区区分の設定に基づく事業の推進
- ◆地区計画制度によるまちなみ誘導 など

(2)住環境の復興

■住環境の復興に係る目標

誰もが安心して暮らせる良好な住環境の形成

被災者の安定した暮らしを早期に取り戻せるよう、被災前からの地域のつながりに配慮した居住の場を確保するとともに、日常生活を送る上で欠かせないライフラインや医療・福祉・教育機能等の早期回復を図り、良好な住環境の形成を実現します。

■目標達成のための基本方針

方針1 利用しやすい仮設住宅・復興公営住宅の整備

避難所生活から仮設住宅や復興公営住宅等へ移行する際には、被災者の誰もが安心して暮らせる住環境を整備するとともに、現在の地域コミュニティの継続に配慮して、仮設住宅及び復興公営住宅の整備や借上げによる住宅を確保するなど、多様なニーズに対応した取組を展開します。

- ◆障がいのある人や高齢者等に配慮した仮設住宅・復興公営住宅の整備
- ◆集会所や広場を併設した仮設住宅・復興公営住宅の整備
- ◆仮設住宅等が不足する地域等の民間賃貸住宅の借上げと供給
- ◆既存の地域コミュニティを考慮した入居方式の導入 など

方針2 住宅再建支援の充実

住宅の建替・修理等に関する相談窓口等の設置や被災家屋の解体・撤去に係る手続を円滑に進められる体制の構築を図り、被災者の生活が早期に安定するよう、被害状況に応じた住宅再建支援を推進します。

- ◆住宅再建のための相談会の実施
- ◆住宅再建支援金の給付
- ◆住宅の新築・建替え・修理等の融資に対する利子補給
- ◆速やかながれきの撤去 など

方針3 ライフラインの早期確保

電気、水道、ガス、通信等の各事業者と連携し、ライフラインの早期確保に努めるとともに、設備の防災・復旧対策の強化を図ります。

- ◆ライフライン被災状況の把握・復旧と市民への情報提供
- ◆上下水道設備の耐震化
- ◆液状化対策の実施
- ◆ライフラインの早期確保に向けた事業者との調整 など

方針4 医療・保健・福祉機能の維持及び教育機能の早期回復

被災した医療・保健・福祉事業者の支援策を検討するとともに、避難所や仮設住宅等における巡回健康相談等の推進や個別避難計画の活用など、医療・保健・福祉サービスの質の維持に努めます。

また、発災後の教育活動を早期に再開するため、児童・生徒が安心して学べる場の確保を図り、関係機関との連携により教育の質を維持できるよう努めます。

- ◆巡回健康相談の実施
- ◆高齢者や障がいのある人への外出支援
- ◆被災児童への個別カウンセリングの実施及び教育復興加配教員の配置
- ◆児童・生徒が安心して学べる場の確保
- ◆子どもの居場所づくりと心のケア
- ◆避難行動要支援者名簿の運用、個別避難計画の活用 など

方針5 生活道路や公共交通の機能回復

都市計画道路の整備と併せた生活道路の機能回復を行うとともに、発災後の地域内・地域間の移動手段確保のため、公共交通事業者等との情報共有や連携強化に努め、公共交通機能の早期回復を図ります。

- ◆生活道路の機能回復
- ◆産官民協働による地域公共交通の再構築 など

(3)産業の復興

■産業の復興に係る目標

活力を創り高める、 産業活動の早期再開及び事業者の事業継続

事業用地や流通ルートとなる都市基盤施設の復旧と併せて、第一次産業から第三次産業までの事業者の操業再開に向けた支援制度の構築を図り、都市の活力を高めるための事業者の事業継続及び産業活動の早期再開を実現します。

■目標達成のための基本方針

方針1 産業拠点機能の早期回復

産業拠点では、事業者意向の把握や関係団体等との連携により、産業基盤となる道路やライフラインの整備を推進し、産業拠点としての機能の早期回復に努めます。

- ◆産業基盤（道路・ライフライン等）の整備
- ◆漁港の整備 など

方針2 工場等における事業継続の促進

工場、事業所等においては、損壊した設備の早期復旧や工場等の再建のために、国及び県等との連携を含め、事業者の実情を踏まえた支援策を実施します。

- ◆共同仮設工場・仮設事業所の建設支援
- ◆災害特別融資制度等による金融支援
- ◆合同就職相談会等の実施による雇用の確保 など

方針 3 商業活動の継続性の確保

被災者が生活利便性を維持できるよう、商業者等と連携を図り、仮設店舗等の商業活動を行う場づくりなど、発災後も商業活動が継続できる環境整備を推進します。

- ◆仮設商店街の用地の確保及び建設の支援
- ◆災害特別融資制度等による金融支援
- ◆来街者のための仮設駐車場・公共交通の整備 など

方針 4 農林漁業等の早期再建

被災した農道や林道、漁港等の整備を進め、早期の回復を図ります。その他、農業等従事者の意向を踏まえ、必要な支援策を検討・実施します。

- ◆農道・林道・漁港の整備
- ◆災害特別融資制度等による金融制度の仲介
- ◆農地等の復旧
- ◆農産物・水産物の販売促進や販路拡大 など

◆仮設商店街の様子



(神戸市)



(女川町)

(4)復興の体制等

■復興の体制等に係る目標

市民・事業者・行政の 協働による復興まちづくり体制の構築

復興に対する市民や事業者の不安を解消し、関係者の合意形成に基づく復興まちづくりを円滑に進めていくため、関係者相互の情報共有を図りながら、市民や事業者の意向を反映した計画づくりや取組を実践できる体制を構築します。

■目標達成のための基本方針

方針1 協働による復興計画の策定及びきめ細かな情報発信

発災後は、本計画の考え方を踏まえた復興計画の早期策定に向け、市民や事業者との協働による検討組織の基盤を整えるとともに、復興計画に基づく復興事業計画の策定や復興事業の実施等、各段階においてきめ細かく情報発信・意向把握等に努めます。

- ◆復興計画策定に係る市民懇話会の設置
- ◆復興計画策定に係る住民説明会の実施及び広報紙の発行
- ◆住民意向調査・事業所アンケート調査の実施 など

方針2 人材確保及び復興まちづくり組織の設置促進

他自治体への支援要請を含めて行政職員の確保を図るとともに、専門分野を検討するためのコンサルタントや有識者等の人材確保に努めます。

また、市民・事業者・行政が協働で復興を進める上で様々な議論、調整を行う場として、復興まちづくり協議会等の設置を推進します。

- ◆復興まちづくり組織の設置
- ◆復興まちづくりコーディネーターの派遣
- ◆復興まちづくりのリーダーとなる人材の育成
- ◆復興まちづくりの有識者やNPO等の中間支援組織との連携 など

方針3 復興の進め方及び役割の明確化

復興までの全体像や段階ごとの取組の進め方、市民・事業者・行政が担う役割を明確にし、関係者間で共有します。

- ◆復興プロセスの周知のためのチラシ等の配布
- ◆各復興段階における住民説明会等の実施
- ◆復興業務等に関する相談窓口の設置 など

方針4 行政内及び行政間の連携強化

復興まちづくりにおける司令塔としての役割を果たす行政においては、様々な復興の取組を円滑に進められるよう庁内体制を構築するとともに、国や県、周辺市町との連携強化を図ります。

- ◆震災復興本部の設置
- ◆国・県職員等の派遣要請 など

◆家庭・地域での災害への備え

(1) 防災マップの確認

本市では、静岡県第4次地震被害想定を踏まえ、平成26年3月に防災マップを作成し、以降は随時更新及び配布しています。防災マップには、様々な災害の危険場所や避難場所の掲載のほか、住まいの安全対策や備蓄品リスト、災害図上訓練（DIG）の実施方法などを掲載しています。



(2) 「逃げどきマップ」によるマイタイムラインの作成

富士川、潤井川、沼川、小潤井川については、想定される最大規模の降雨に基づいた「逃げどきマップ」を作成し公表しています。

「逃げどきマップ」は、洪水時の避難行動計画（マイタイムライン）を作成するための「学習面」と浸水区域や浸水深などを表示した「地図面」で構成しています。

このマップは各河川の洪水浸水想定区域等を示すとともに、市民の皆さんが自分の命を守るため、いつ、どこに、どのように避難するかを事前に考えるためのものです。



(3) 富士市防災アプリ「防災ふじ」で情報収集

富士市防災アプリ「防災ふじ」は、富士市の防災情報を総合的に発信する、スマートフォン向けアプリケーションです。

災害情報を通知で受け取れる「お知らせ機能」、ハザードマップや避難場所が確認できる「防災マップ機能」、避難施設の開設・混雑状況が確認できる「避難所状況確認機能」、指定した地点の災害リスクが一覧で分かる「地点検索機能」、洪水時の避難行動計画が作成できる「マイタイムライン作成機能」を搭載しています。



7 復興地区区分

1)復興地区区分の必要性

地域の実情に沿った市街地整備の推進

市街地の特性や被害状況は地域によって異なるため、画一的に市街地整備を進めることは、地域の実情や市民意向に沿わない復興となる恐れがあります。

市街地の早期整備の推進

市街地整備には多大な時間と財源が必要となりますが、市街地の特性や被害状況に応じて復興地区区分を設定することにより、時間と財源を必要な地域に適切に配分でき、市街地の早期整備の推進につながります。

2)復興地区区分の考え方

まちづくりの主体性や手法が異なる3つの復興地区区分

行政が主体となり、被災した全ての地域の復興まちづくりを画一的に推進することは不可能です。そのため、市街地の特性や発災後に明らかとなる被害状況に応じてまちづくりの主体性や整備手法の異なる3つの復興地区区分を以下のとおり設定します。

復興重点地区

都市機能の集約を目指す地区の中で主に大きな被害を受けた地区等で、様々な都市活動や生活を担う市街地として、まちなか居住等の促進につながる弾力的な市街地開発事業の実施を検討するなど、行政が積極的に地域住民に働きかけて復興を推進する地区

復興推進地区

都市機能の集約を目指す地区の中で主に相当規模の被害を受けた地区及び、その他の市街化区域内において大きな被害を受けた地区等で、都市基盤の整備を図るとともに、まちづくりルール等を導入し、住民発意により復興を推進する地区

復興促進地区

市街化区域内で被害が散在した地区及び市街化調整区域内で大きな被害を受けた地区等で、都市基盤の改善を図るとともに、まちづくりルールの導入など、住民・事業者主体による復興を促進する地区

復興地区区分に当てはまらない地域は個別再建を支援

被害の規模が小さいなど、復興地区区分に当てはまらない地域も、都市基盤の復旧と併せて住民や事業者への個別再建支援を行い、復興を促進します。

◆復興地区区分を例えると…

『病気やケガ』に例えると、それぞれ以下のように言い換えることができます。

復興重点地区

弾力的な市街地開発事業等により市街地整備を推進する



外科手術を行い、健康な状態に回復させる



復興推進地区

道路整備やまちづくりルール等により総合的な市街地整備を推進する



入院治療により、健康な状態に回復させる



復興促進地区

まちづくりルール等によりまちなみや住環境等の改善を図る



健康指導や生活改善により健康な状態に回復させる

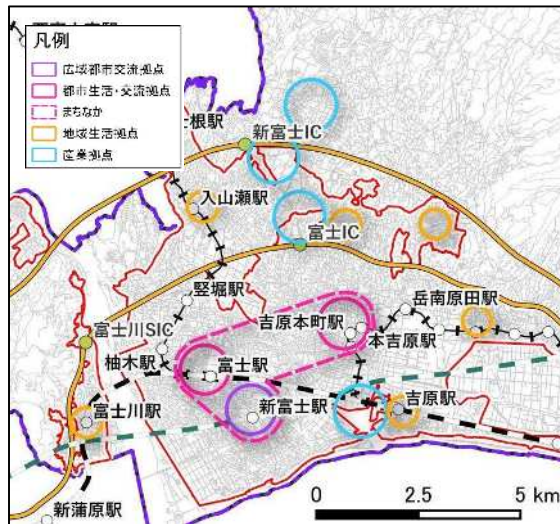


3)復興地区区分の設定における考え方

実際の復興まちづくりにあたっては、発災後に「どこで」、「どのような」被害があったのか、その被害状況を踏まえて進めていくこととなりますが、発災前の現状ではわかりません。

そのため、復興まちづくりにあつての事前準備として、都市計画マスタープランの将来都市構造における拠点の位置付けのほか、想定される災害による被害想定をもとに評価を行います。

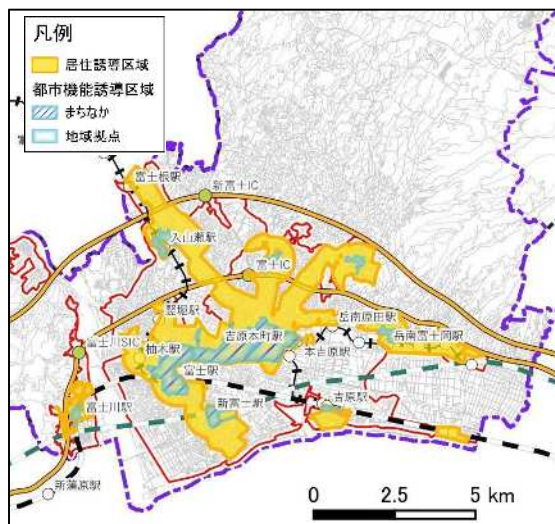
①都市計画マスタープランにおける拠点による評価



都市機能を適切な箇所へ集約配置する考え方を示した拠点の位置付けから、市街地復興に係る行政の関与について、以下のとおり評価します。

拠 点	評 価
都市生活・交流拠点	極めて高い
広域都市交流拠点	非常に高い
まちなか	非常に高い
地域生活拠点	高い
産業拠点	高い

②立地適正化計画における誘導区域による評価



都市機能誘導施設及び居住を適切な箇所へ誘導する考え方を示した、都市機能誘導区域及び居住誘導区域の位置付けから、市街地復興に係る行政の関与について、以下のとおり評価します。

拠 点	評 価
都市機能誘導区域	
まちなか	極めて高い
地域拠点	非常に高い
居住誘導区域	高い

都市計画マスタープランにおける拠点や、立地適正化計画における都市機能誘導区域・居住誘導区域は、都市機能等を集約する地域のため、市街地復興に係る行政の関与についての評価は全て高くなりますが、特に、「都市生活・交流拠点」、「都市機能誘導区域（まちなか）」は、本市の都市機能の回復という観点から重要であるため、他の拠点よりも評価が高くなります。

◆復興地区区分の設定

都市計画マスタープランにおける拠点による評価、立地適正化計画における都市機能誘導区域・居住誘導区域による評価、想定される災害による評価（地震災害、水害）に実際の被害状況等を重ね合わせて、復興地区区分を設定します。



III 復興プロセス編

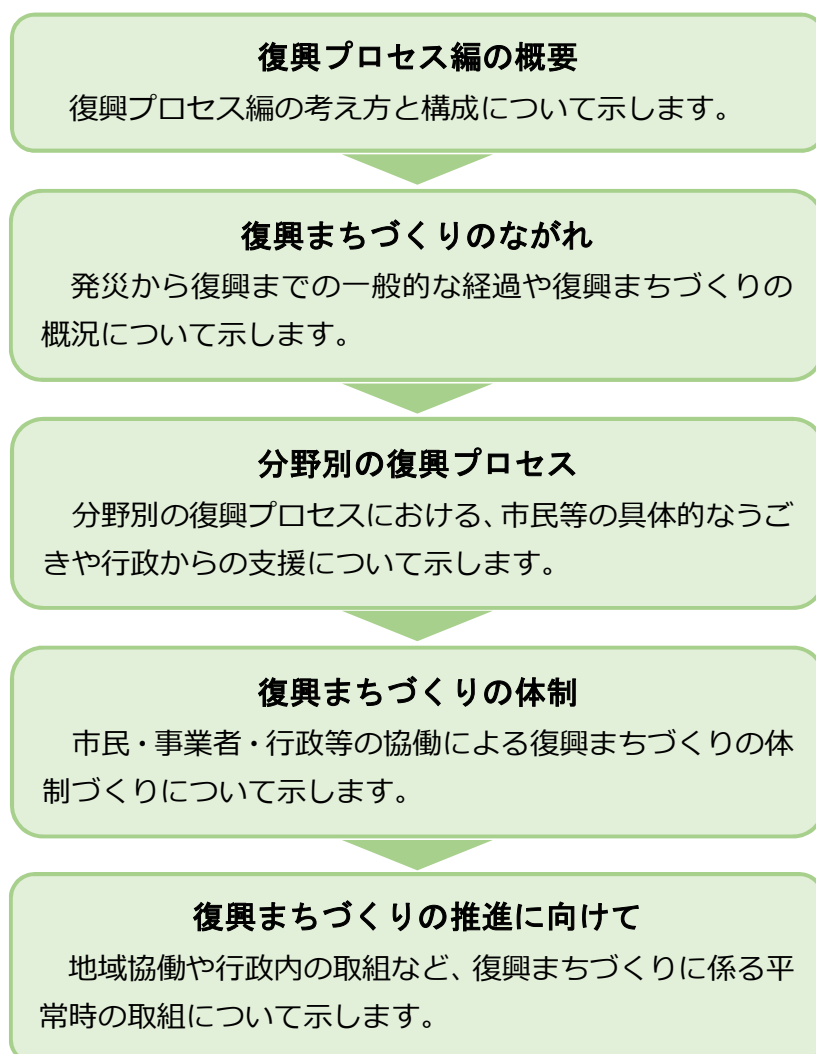
1 復興プロセス編の概要

(1)復興プロセス編とは

復興プロセス編とは、発災後の復興の取組の中で、市民・事業者及び行政のそれぞれのうごきについて示したものです。今何をすべきか、どのような支援があるのかを把握することで、スムーズな復興まちづくりの推進を図ります。

(2)復興プロセス編の構成

復興プロセス編では以下の内容について示します。



(3)大規模災害からの教訓を活かす

実効性のある計画とするため、復興ビジョン編で示した「近年発生した大規模災害からの教訓」から、復興プロセス編においても、以下のとおり反映します。

大規模災害からの教訓

復興プロセス等での反映事項

市街地の復興

被災状況等の情報把握の遅れ

- ・早期に現地の被災状況を把握できるよう平常時からの準備・関係機関との調整を進める（高性能ドローンや SAR 衛星、空中写真の活用等）
 - ・危険箇所における監視体制の維持・構築（AIweb カメラや Car-SAT の活用等）
- ⇒【分野別の復興プロセス（市街地）で反映】

被災地への進入経路の途絶による災害応急対応の遅れ

- ・陸・海・空から、あらゆる手段を用いて速やかに進入し、必要な人員、資機材及び物資等を投入・輸送できるよう平常時からの準備・関係機関との調整を進める（小型・軽量化された消防車両や資機材の準備等）
- ⇒【分野別の復興プロセス（市街地）で反映】

災害対応従事者等の脆弱な活動環境

- ・平常時からの受援体制準備の実施（活動拠点の確保、高性能テントの活用等）
- ⇒【分野別の復興プロセス（市街地）で反映】

発災後に復興事業を計画すると過大となる恐れ

- ・人口減少等の社会トレンドを踏まえた、復興計画の検討
- ⇒【分野別の復興プロセス（市街地）で反映】

河川の増水や浸水により仮置場の設置が困難

- ・災害リスクを踏まえた仮置場の候補地検討
- ⇒【分野別の復興プロセス（市街地）で反映】

地籍調査の未完了に伴う復興事業の遅れ

- ・平常時からの計画的な地籍調査の実施
- ⇒【分野別の復興プロセス（市街地）で反映】

多大な時間を要した合意形成

- ・協働による復興まちづくり体制の構築
- ⇒【復興まちづくりの体制で反映】
- ・復興まちづくり訓練を通じた復興まちづくり計画（案）の作成
- ⇒【復興まちづくりへの意識向上の取組で反映】

住環境の復興

地域コミュニティの維持困難、再生困難

- ・地域ごとの仮設住宅必要戸数の事前把握及び必要数に応じた配置の検討
 - ・地域住民の避難先を地域で把握
- ⇒【分野別の復興プロセス（住宅等）で反映】

医療サービス等の低下に伴う持病の悪化

- ・避難所等への巡回相談訪問の実施
- ⇒【分野別の復興プロセス（医療・保健・福祉）で反映】

被災者の生活利便性の低下

- ・商業施設等の避難生活を支える必要な施設と連動した仮設住宅の配置検討
- ⇒【分野別の復興プロセス（住宅等）で反映】

避難生活の長期化による健康や教育環境の悪化

- ・復旧期までに仮設住宅への入居を実施
- ⇒【分野別の復興プロセス（住宅等）で反映】
- ・巡回指導による健康支援の実施
- ⇒【分野別の復興プロセス（医療・保健・福祉）で反映】

被災家屋等の解体・撤去の遅れ

- ・担当部署の早期設置
- ⇒【行動マニュアルで反映】

大規模災害からの教訓

復興プロセス等での反映事項

産業の復興

産業活動の縮小、人手不足の発生
(農林漁業の生産縮小・廃止、工場・事業所及び労働者の流出)

- ・BCP(事業継続計画)の策定支援
⇒【分野別の復興プロセス(商業・工業)で反映】
- ・合同就職相談会の実施による雇用の確保
⇒【分野別の復興プロセス(商業・工業)で反映】
- ・自己再建が困難な事業者による事業の共同化
⇒【分野別の復興プロセス(農林漁業)で反映】

過剰な設備投資による資金繰りの悪化

- ・支援機関・金融機関等と連携した、きめ細かな金融支援の実施
⇒【分野別の復興プロセス(商業・工業、農林漁業)で反映】

被災事業所・農地への復旧・復興支援の遅れ

- ・BCP(事業継続計画)の策定支援
⇒【分野別の復興プロセス(農林漁業)で反映】

復興の体制等

発災直後の行政・住民双方の混乱

- ・復興まちづくりへの意識向上
⇒【復興まちづくりへの意識向上の取組で反映】

行政主導による「復興計画」の策定

- ・復興計画に対する住民、事業者等への周知・意向調査の実施
- ・平常時からの本計画の周知及び復興まちづくり訓練の実施
⇒【分野別の復興プロセス(市街地)、復興まちづくりへの意識向上の取組で反映】

行政内及び行政間の連携不足

行動マニュアルにおける行政手続・連携方策等の明確化

受援体制の未整備による混乱の発生

- ・富士市災害時受援計画に基づく、ボランティア等の受け入れ体制の構築
⇒【分野別の復興プロセス(市街地)で反映】
- ・平常時からの富士市災害時受援計画に基づく、訓練の実施
⇒【復興まちづくりへの意識向上の取組で反映】

事業者不足・資材の高騰に伴う工事入札の不調、工事進捗の遅れ

- ・事業者との災害協定の締結、復興基金の設立
⇒【分野別の復興プロセス(市街地)で反映】

行動マニュアルにおける行政手続・連携方策等の明確化

2 復興まちづくりのながれ

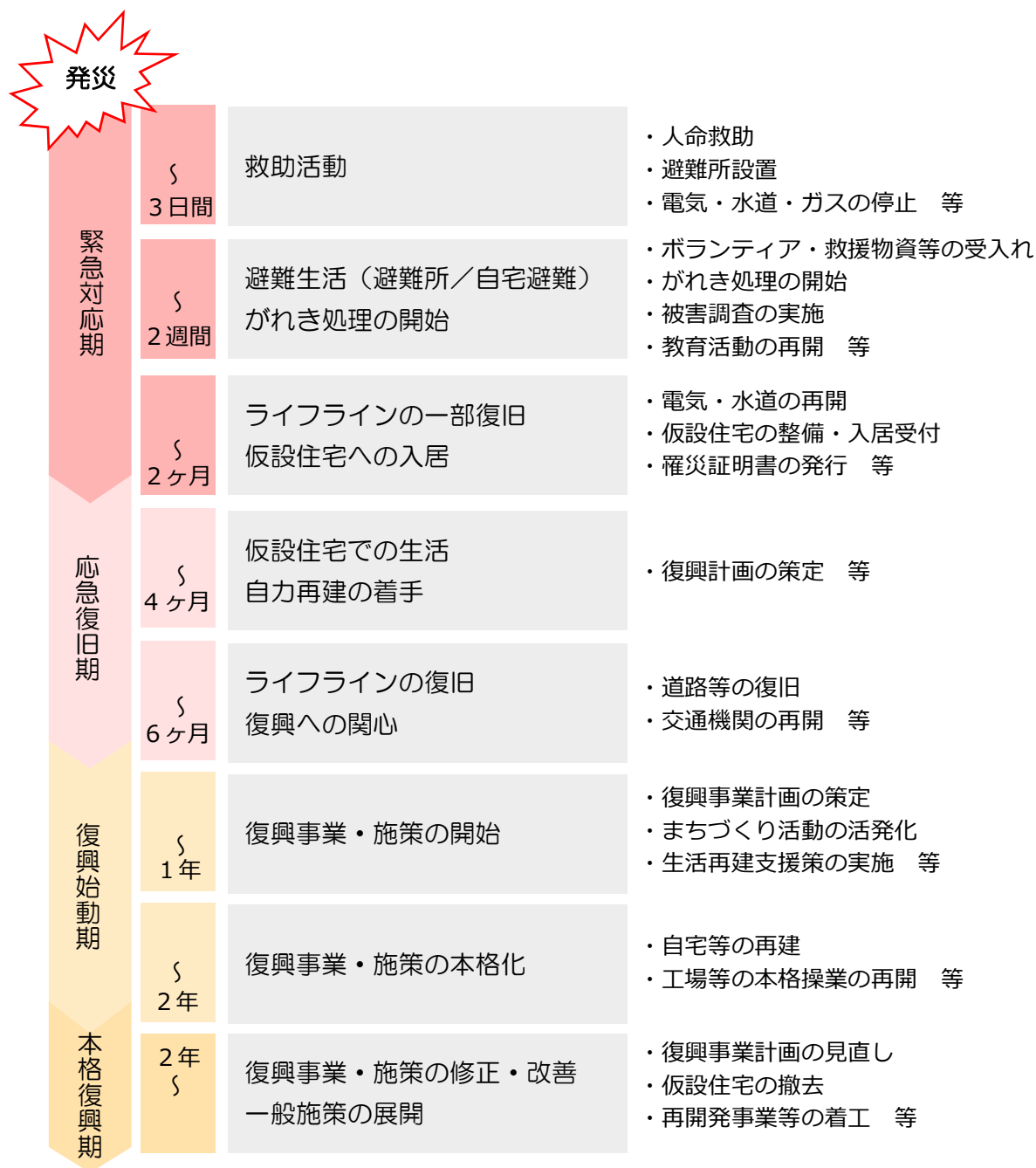
(1)復興まちづくりのステップ

地震等により大きな被害が発生した場合、本格的な復興までには多大な時間を要するため、発災後の時間的経過に伴う4つのステップを設定し、その時の状況に応じた復興まちづくりを進めていきます。



(2)復興までの一般的な経過

被災の状況やまちづくりの熟度等により、復興までの経過は異なりますが、過去の震災等における、発災から復興までの一般的な経過は以下のとおりです。



がれきの処理について

復興まちづくりを迅速かつ着実に進めるためには、がれきの撤去や処分を計画的に実施する事が重要です。本市では、市民・ボランティア等の協力のもと、がれきの処理を計画的に実施し、廃棄物に起因する初期の混乱を最小限にすることを目的に、「富士市災害廃棄物処理計画」を令和3年6月に改定しました。

3 分野別の復興プロセス

復興プロセスにおいて、市民・事業者等が把握しておく必要があるそれぞれのうごきや行政の支援等を分野別に示します。

(1) 分野別の復興プロセスの考え方等

1) 各分野の主な内容について

復興ビジョン編において整理した4つの課題から、基本理念の実現に向けた目標及び目標達成のための基本方針を定めました。復興を進めるにあたっては、多様できめ細かな取組が必要となるため、柱となる5つの分野を設定し、それぞれ段階的な復興まちづくりの取組を示します。

「市街地」は地域の経済活動や社会生活における中心的機能の復興、「住宅等」は個人が安心して生活再建を行える環境形成、「医療・保健・福祉」は被災者の健康管理や医療・福祉サービスの充実、また、それに伴う住民生活の質の向上、「商業・工業」や「農林漁業」は雇用の確保や地域経済の早期再生等といった役割を担うものであり、各分野の取組を相互に連携して進めることにより、地域の総合的な復興を早期に実現させる効果が期待されます。

分 野	主な内容
市街地の復興	復興まちづくり計画の策定や市街地再開発事業等の面的整備
住宅等の復興	各種支援事業等による被災者の住まいの確保
医療・保健・福祉の復興	福祉避難所の設置・運営や医療・福祉サービスの確保
商業・工業の復興	仮設店舗・事業所等の確保や本格営業（操業）の再開
農林漁業の復興	農林漁業施設の応急復旧や本格的な操業の再開

2) 各主体別のうごきの考え方について

分野別の復興プロセスでは、各項目において、「市民・事業者のうごき」、「地域等のうごき」、「行政のうごき・支援策」を示しています。それぞれの考え方は以下のとおりです。

項 目	考え方
市民・事業者のうごき	市民・事業者が自宅の再建や復興まちづくり等において、自主的に実施すべき内容を示しています。
地域等のうごき	市民・事業者や中間支援組織等が、地域の復興まちづくりにおいて実施すべき内容を示しています。地域の担い手としては、町内会・区や自主防災組織、まちづくり協議会や復興まちづくり協議会等が想定されます。
行政のうごき・支援策	各項目において、市民・事業者が知っておくべき行政のうごきや、市民・事業者等の再建にかかる支援策等を示しています。

(2)発災前のうごき

分野別の復興プロセスにおいて、災害に対し事前に備えることのできる「発災前のうごき」について、「市民・事業者」、「地域等」、「行政」の主体毎に分野別に示します。

1)市街地の発災前のうごき

主体	発災前のうごき
市民・事業者	■ 市民・事業者は、自主防災会の本部設置場所を確認する。 ■ 市民・事業者は、自宅や事業所等が倒壊しないよう、建物の耐震化を行う。 ■ 市民・事業者は、行政が実施する地籍調査に協力する。
地域等	■ 自主防災会は、地域住民の防災意識向上を図るため、防災訓練等を定期的に実施する。 ■ 事業者は、事業所内の防災訓練のほか、地域の自主防災会と協働での防災訓練を実施する。
行政	■ 大きな被害が想定される地域や建物が密集している地域などを中心に、計画的に地籍調査を実施する。 ■ 大きな被害が想定される地域やまちづくりに課題を抱えている地域等において、市民・事業者等との協働による復興まちづくり訓練（P87 参照）を実施する。 ■ 早期に現地の被災状況を把握できるよう平常時からの準備・関係機関との調整を進める（高性能ドローンやSAR衛星、空中写真の活用等）。 ■ 危険箇所における監視体制を維持・構築する（AIwebカメラやCar-SATの活用等）。 ■ 陸・海・空から、あらゆる手段を用いて速やかに進入し、必要な人員、資機材及び物資等を投入・輸送できるよう平常時からの準備・関係機関との調整を進める（小型・軽量化された消防車両や資機材の準備等）。 ■ 平常時からの受援体制準備を実施する（活動拠点の確保、高性能テントの活用等）。 ■ 災害リスクを踏まえた災害廃棄物仮置場候補地の検討・設営訓練を実施する。 ■ 事業者との災害協定の締結、復興基金の設立を実施する。 ■ 富士市立地適正化計画の適正な運用により、居住及び都市機能の緩やかな立地誘導を図る。 ■ 大きな被害が想定される密集市街地の解消に向けた、地区状況の把握や選定及び事業手法の検討等を実施する。 ■ 建物が密集している地域や災害リスクの高い地域、復興地区区分など、優先して実施する地籍調査地区を検討する。 ■ 市街地の延焼抑制の観点から優先して整備する道路や公園等を選定・検討する。 ■ 避難場所における収容人数を算出する。 ■ 通学路や避難路等を中心とした安全性を確保する。 ■ 震災復興再開事業の事業予算や規模に関するシミュレーション等の事前準備を実施する。 ■ 復興まちづくり協議会の組織体制を検討する。 ■ 建築制限地域の指定条件・項目について確認、検討を行う。 ■ 緊急輸送路に指定されている都市計画道路の未整備区間における整備優先度及び整備スケジュールを確認する。 ■ 発災後を想定した道路機能のすみ分け（緊急輸送路、日常生活の移動経路等）の検討及び交通規制を検討する。 ■ まちなみ誘導と合わせて、地区特性に応じながら事前復興や防災まちづくりの観点を踏まえた検討・見直しを実施する。 ■ 富士市地域防災計画に基づき、相談窓口に係る体制等の運営方法を検討する。 ■ 応急危険度判定調査結果の情報共有方法（データベース共有等）を検討する。

2)住宅等の発災前のうごき

主体	発災前のうごき
市民・事業者	■ 市民は、自宅が倒壊しないよう、建物の耐震化を図る。 ■ 市民は、被災した場合の自宅の再建計画を検討する。
地域等	■ 自主防災会は、施設管理者等と協力して避難所運営等の訓練を実施し、避難所の運営体制等を確認する。
行政	■ 耐震診断や耐震補強のための費用を助成する。 ■ 仮設住宅の建設候補地や建設可能戸数を検討し、市民に対して周知を図る。 ■ 商業施設等の避難生活を支える必要な施設と連動した仮設住宅の配置を検討する。 ■ 建物の耐震診断や支援事業に関する情報発信等により、耐震化を促進する。 ■ 仮設住宅等の建設予定地のハザード情報や建設予定地毎の建設可能戸数を確認する。 ■ 復興公営住宅建設に関する住民意向調査の内容、実施方法及び検討体制を研究する。 ■ 新たな仮設住宅建設予定地の確保とともに、公共用地空白エリアにおける建設可能性の有無や地域コミュニティ（町内会・区、学校区等）を意識した検討を実施する。 ■ 被災状況に応じた要配慮者等の住宅整備（バリアフリー化）に関する整備計画を検討する。 ■ 仮設住宅の建設時における、集会場や広場の併設を検討する。 ■ 既存ストックの確認や賃貸型仮設住宅に関する比重の検討方法を研究する。 ■ 不動産業界団体等に対し、必要に応じた協力要請が発生することなど、事前周知・説明等を推進する。 ■ 地域コミュニティの考え方も含めた入居方式（決定方針・優先順位等）を検討する。 ■ 建築士会等の関係団体との協働による、相談窓口を設置する体制整備等を検討する。 ■ 住宅再建に関する融資に対する利子補給など、運用のしやすさを念頭においた制度改正を検討する。 ■ 各町内会・区と連携した災害時臨時ごみ集積所を指定する。 ■ 民間住宅に対する撤去手法の検討・周知を実施する。 ■ ライフライン事業者の防災対策の把握、連携方法、意見交換の場等を検討する。 ■ 技術職員の人員確保に関する検討及び施設操作等の技術継承を実施する。 ■ 上下水道施設の耐震化率を向上する。 ■ 各種BCP（業務継続計画）を更新する。 ■ 市民への情報提供の体制・方法（SNS等も含めた）を検討する。 ■ 継続的な液状化対策を実施する。 ■ 有事の際のホットラインの構築と運用方法等の効率的、効果的な体制確立を検討する。 ■ 道路パトロールや点検など生活道路の維持管理に係る既存取組の継続により機能を維持する。 ■ 発災後の早期回復・確保のため、上位関連計画で定める将来都市像など、都市交通の基本的な考え方について、公共交通事業者等への情報共有を実施する。 ■ 仮設住宅や仮設店舗の建設予定地と連動した公共交通ネットワークを検討する。

3)医療・保健・福祉の発災前のうごき

主体	発災前のうごき
市民・事業者	■ 市民は、自分の体調、体質にあった食品を用意しておく（1週間程度の備蓄）。 ■ 市民は、平時から体調にあった食べ方（特に慢性疾患の人は、悪化させない食べ方）を習得しておく。 ■ 市民は、服薬中の薬についてわかるように、お薬手帳を活用し、避難時に持ち出せるように準備しておく。 ■ 市民は、自分や家族が、避難行動要支援者もしくはそれに準ずる状態である場合、災害時に備えた日頃の見守りにつながることから、地域等への個人情報の提供について検討する。 ■ 事業者は、施設の耐震化や非常電源等の確保を図る。 ■ 事業者は、施設利用者の家族への連絡手段や引渡し方法等について定め、周知を図る。 ■ 事業者は、施設の再建計画を検討する。
地域等	■ 町内会・区等は、避難行動要支援者名簿に基づく日頃の見守りの中で、対象者が希望する避難支援の確認や、避難のシミュレーションの実施を検討する。
行政	■ 福祉避難所（指定施設・協定施設）の開設・運営訓練を実施する。 ■ 県と連携し、派遣保健師等の受援、協働支援を想定した体制整備を行う。 ■ 関係機関と連携・協働による、継続的なシミュレーション訓練等を実施する。 ■ 介護タクシー等の支援サービスの提供が可能か、事業者と協議・調整を実施する。 ■ 仮設住宅を中心とした商業施設や医療施設、介護施設等の配置を検討する。 ■ 被災児童への個別カウンセリングの実施及び教育復興加配教員の配置について、連携の必要な関係機関を確認する。 ■ 発災後に活用できる近隣施設や必要な教材・備品のリストアップなど、学べる場の確保のための条件を整理する。 ■ 「被災者のこころのケア 都道府県対応ガイドライン（内閣府）」を踏まえ、被災した子どもが安心して遊ぶことができる場を確保する。 ■ 子育て支援に携わる関係者等に対する研修会を開催する。 ■ 避難行動要支援者名簿における新規及び同意していない対象者に対する、定期的かつ永続的な意向確認を実施する。 ■ 地域ボランティアへの情報共有を実施する。 ■ 福祉避難所における継続的な協定事業所の開設・運営訓練の実施及び必要に応じた協定内容の見直しや新たな協定締結を実施する。 ■ 重要配水池や取水拠点に送水している管路及び重要給水施設（救護病院・避難所・救護所）へ配水している管路の耐震化を優先して実施する。 ■ ストーマ装具保管事業における保管方法や返却手段を検討する。

4)商業・工業の発災前のうごき

主体	発災前のうごき
市民・事業者	■ 事業者は、BCP（事業継続計画）を策定する。 ■ 事業者は、施設の耐震化や非常電源等の確保を図る。
行政	■ 応急危険度判定を実施する優先判定建物を選定する。 ■ 事業者意向を踏まえた流通ルート等の観点から、産業基盤整備における優先順位を実施する。 ■ 可動式防波堤の整備など、多重防御を検討する（改訂版 田子の浦湾振興ビジョンより）。 ■ 工場・事業所の仮設用地を確保する。 ■ 仮設工場等の候補地と合わせた、アクセス・流通ルート等の新たな産業基盤の整備を検討する。 ■ 災害特別融資制度等の金融支援策を検討する。 ■ 金融支援に関する事業者意向の調査・確認方法を検討する。 ■ 相談会や面接会等の開催時期や方法等を検討する。 ■ BCP（事業継続計画）策定状況の把握及び研修会等の開催によるBCP（事業継続計画）策定を促進する。 ■ 商工関係団体との連携による仮設住宅の建設予定地と合わせた仮設店舗の候補地を選定する。

5)農林漁業の発災前のうごき

主体	発災前のうごき
市民・事業者	■ 事業者は、同業者間において、災害時の相互応援協定等を締結する。 ■ 事業者は、被災後の操業再開のための再建計画を検討する。
行政	■ 農林漁業施設の耐震化を図る ■ B C P（事業継続計画）の策定を支援する。 ■ 関係団体等との連携による支援策を検討する。 ■ 災害特別融資制度等の金融支援策を検討する。 ■ 金融支援に関する事業者意向の調査・確認方法を検討する。 ■ 発災後の販売促進や販路拡大の方法等を検討する。 ■ 田子の浦港（漁港区）の整備方法等の協議・検討を実施する。 ■ 未実施である林道橋の耐震照査を検討する。

(3)分野別の復興プロセス

分野別の復興プロセスについて、段階的な取組を示します。

1)市街地の復興プロセス

市民・事業者のうごき	
緊急対応期	被災
	被害確認
	復興方針の策定
	復興地区区分の設定
	<復興重点地区> 第一次建築制限
応急復旧期	意向調査
	復興計画の策定
	<復興重点地区の一部> 第二次建築制限
	復興まちづくり準備会の設置
	復興まちづくり協議会の設置
	意向調査

- 市民は、自宅の被害の程度を確認し、自主防災会に報告する。
- 事業者は、事業所等の被害の程度を確認し、商工会議所等に報告する。
- 市民・事業者は、行政が作成する復興方針を把握する。
- 市民・事業者は、自らが所有する土地がどの復興地区に区分されたか把握する。
- 市民・事業者は、建築制限区域に指定された土地で、新たな建築を行わない。
- 市民・事業者は、復興計画策定に係る意向調査に協力する。
- 市民・事業者は、復興計画策定に係る説明会等に積極的に参加する。
- 市民・事業者は、建築制限区域に指定された土地で、新たな建築を行わない。
- 市民・事業者は、復興まちづくり準備会に積極的に参画し、活動への理解と協力を行う。
- 市民・事業者は、復興まちづくり協議会に積極的に参画し、協議会の活動への理解と協力を行う。
- 市民・事業者は、復興まちづくり協議会が実施する意向調査に協力する。

地域等のうごき

- 自主防災会は、地域の被害状況を集約し、地区まちづくりセンターへ報告する。
- 自主防災会は、地域を巡回し、被害状況の報告のない世帯の被害状況を確認する。
- 町内会・区やまちづくり協議会は、復興方針について、地域住民への周知に協力する。
- 町内会・区やまちづくり協議会は、自らの地区がどの復興地区に区分されたか把握する。
- 町内会・区やまちづくり協議会は、自らの地区に建築制限がされた場合は、所有者の把握等について、行政に協力する。
- 町内会・区やまちづくり協議会は、地域住民に対し、行政が実施する意向調査への協力を呼びかける。
- 町内会・区やまちづくり協議会は、地域住民に対し、復興計画策定に係る説明会への参加を呼びかける。
- 町内会・区やまちづくり協議会は、自らの地区に建築制限がされた場合は、所有者の把握等について、行政に協力する。
- 地域住民や地域事業者、町内会・区等が中心となって復興まちづくり準備会を設立し、復興まちづくり協議会の委員募集や規約案を検討する。
- 中間支援組織は、復興まちづくり準備会の設立や運営を支援する。
- 復興まちづくり準備会が中心となって、復興まちづくり協議会を設立し、地域の復興まちづくり計画等を検討する。
- 中間支援組織は、復興まちづくり協議会の設立や運営を支援する。
- 復興まちづくり協議会は、地域住民や地域事業者に対し、復興まちづくりに係る意向調査を実施する。
- 中間支援組織は、意向調査の内容や手法について、復興まちづくり協議会を支援する。

行政のうごき・支援策

- 応急危険度判定調査を実施し、余震等に対する住宅等の安全性を判定する。
- 自主防災会からの報告を基に、特に被害が大きかった地域等から順に被害調査を実施する。
- 富士市災害時受援計画に基づく、ボランティア等の受け入れ体制を構築する。
- 人口減少等の社会トレンドを踏まえながら、復興まちづくりの方向性を示す復興方針を策定し、市民等に対して周知を図る。
- 被害状況や都市計画マスタープランにおける地域の位置付けから、復興地区区分を設定し周知する。
- 復興まちづくりに支障をきたす建築物を未然に防ぐため、復興重点地区において、発災後から最長2ヶ月の建築制限を実施する。
- 復興計画の策定に向け、市民や事業者の意向を反映するため、意向調査を実施する。
- 市街地整備の方針等を示す復興計画を策定し、計画の内容について市民・事業者等と共有するための説明会を開催する。
- 復興まちづくりに支障をきたす建築物を未然に防ぐため、復興重点地区内の面的整備等を実施する地区において、発災後から最長2年の建築制限を実施する。
- 行政職員や専門家の派遣、活動場所の提供など、復興まちづくり準備会の設立や運営を支援する。
- 行政職員や専門家の派遣、活動場所の提供など、復興まちづくり協議会の設立や運営を支援する。
- 意向調査の実施について、行政が把握している他の地域へ避難している地域住民等への周知に協力する。

		市民・事業者のうごき
復興始動期	復興まちづくり計画の策定	●市民・事業者は、復興まちづくり協議会が開催する復興まちづくり計画に係る説明会に参加する。
	＜まちなみ等を整備する場合＞ まちづくり ルールの策定	●市民・事業者は、まちづくりルールの策定に係る説明会に参加し、内容を把握するとともに、新たに建築等をする場合は策定されたまちづくりルールを遵守する。
	復興事業計画の 策定	●市民・事業者は、復興事業計画に係る説明会に参加し、計画の内容や整備時期等を把握する。
	＜基盤整備・面的整備等 をする場合＞ 調査・測量・設計	●市民・事業者は、復興事業のための現地調査に立会うなど、行政に協力する。
	＜基盤整備をする場合＞ 基盤整備の開始	●市民・事業者は、被災した道路等の基盤整備に係る説明会に参加し、内容を把握し整備に協力する。
	＜面的整備をする場合＞ 面的整備の開始	●面的整備の対象地域の市民・事業者は、整備の内容や時期等について協議するための組合等に参画する。
本格復興期	意向調査の実施	●市民・事業者は、復興事業計画の見直しのための意向調査に協力する。
	復興事業計画の 見直し	●市民・事業者は、復興事業計画の見直しに係る説明会等に参加し、見直しの内容等を把握する。 ●市民・事業者は、復興事業計画の見直しに係る調査等へ協力する。

地域等のうごき

- 復興まちづくり協議会は、意向調査の結果等から、地域の事業者の再建も含めた復興まちづくりの方針等を示す復興まちづくり計画を策定する。
- 復興まちづくり協議会は、地域住民や地域事業者を対象とした説明会を開催する。
- 中間支援組織は、復興まちづくり計画の策定や説明会の開催について支援する。
- 復興まちづくり協議会は、良好なまちなみ景観等の形成を図るため、建物の高さや色彩など、地域の特性にあったまちづくりのルールを策定し、地域住民や事業者に周知する。
- 中間支援組織は、まちづくりルール策定のための資料の作成やファシリテート等の支援を実施する。
- 復興まちづくり協議会は、復興まちづくり計画で位置付けた復興事業の内容について、行政と協議する。
- 町内会・区は、地域住民に対し、復興事業計画策定に係る説明会への参加を呼びかける。
- 復興まちづくり協議会や町内会・区は、地権者の把握や周知等について、行政に協力する。
- 復興まちづくり協議会や町内会・区は、地域住民に対し、被災した道路等の基盤整備に係る説明会への参加を呼びかける。
- 対象地域の市民・事業者は、面的整備の内容や整備時期等について協議するための組合を設置し、事業計画を策定する。
- 復興まちづくり協議会や町内会・区は、地域住民に対し、復興事業計画の見直しに係る意向調査への協力を呼びかける。
- 復興まちづくり協議会は、意向調査の内容等について行政と協議する。
- 復興まちづくり協議会や町内会・区は、地域住民に対し、復興事業計画の見直しに係る説明会への参加を呼びかける。

行政のうごき・支援策

- 行政職員を派遣し、復興まちづくり計画に対して、復興計画と整合を図るための必要な助言を行うとともに説明会の会場等を提供する。
- 説明会の開催等について、行政が把握している他の地域へ避難している地域住民等に周知する。
- 行政職員を派遣し、まちづくりルールについて助言するとともに、コンサルタント等を派遣し、会議の運営を支援する。
- 復興計画や地域の復興まちづくり計画、意向調査の結果を踏まえ、復興事業計画を策定する。
- 復興事業計画の内容について、市民・事業者と共有するための説明会を開催する。
- 被災した道路等の基盤整備や市街地再開発事業等の面的整備のため、地権者の協力のもと、調査・測量等を実施する。なお、地籍調査が完了している区域においては、調査・測量等を省略する。
- 復興事業計画に基づき、被災した道路等の基盤整備を実施するとともに、市民・事業者について整備内容等を周知するための説明会を開催する。
- 対象地域の市民・事業者を対象とした説明会を実施し、事業計画を策定するための組合の設置や運営を支援する。
- 策定した事業計画に基づき、市街地再開発事業等の面的整備を実施する。
- 市民・事業者の復興まちづくりへの意向の変化を確認し、復興事業計画の見直しを図るための意向調査を実施する。
- 意向調査の結果や復興事業の進捗等を踏まえ、復興事業計画の見直しを実施する。
- 復興事業計画の見直しの内容等について、周知するための説明会を開催する。

2)住宅等の復興プロセス

発災

緊急対応期

応急復旧期

市民・事業者のうごき

避難所等への避難

- 自宅が被災した市民は、市指定の避難所や親戚宅等に避難し、自宅での生活が可能な市民は、自宅での生活を継続する。
- 事業者は、特に高齢者や障がいのある人等の要配慮者へ十分に配慮し、避難所等への誘導や受入れを実施する。

被害確認

- 市街地の復興プロセスの同項目参照（P68）。

罹災証明書

- 自宅が被災した市民は、罹災証明書を申請し、自宅の被害認定の状況を確認する（P74）。

意向調査

- 市民は、仮設住宅の種類や入居条件、応急修理の申請方法等について冊子等で確認し、正しく理解する。
- 市民は、仮設住宅やその種類（建設型・賃貸型）別の必要戸数等を把握するための意向調査に協力する。

<半壊以上で修理する場合>
応急修理

- 自宅の被害が半壊のうち、仮設住宅に入居せず修理により自宅での生活が可能な市民は、市に応急修理を依頼する。

仮設住宅の
整備・確保

- 市民は、仮設住宅等の入居に関し不明な点がある場合は、相談窓口を利用する。

学校教育の再開

- 児童・生徒の保護者は、通学路及び通学方法を把握し、安全性を確認する。
- 児童・生徒の保護者は、授業再開に向けて不足している学用品等を把握し、不足を学校に申し出る。

<仮設住宅へ入居する場合>
仮設住宅への
入居・説明会

- 自宅が被災し、仮設住宅への入居を希望する市民は、希望先の仮設住宅の入居を申請する。
※希望先の仮設住宅へ必ず入居できるわけではない。
- 仮設住宅の入居先が決まった市民は、市が開催する入居者説明会等に参加する。
- 仮設住宅の入居者は、地域行事に積極的に参加する。

避難所の閉鎖

- 閉鎖する避難所の避難者は、仮設住宅の入居や避難所を移動するなど、避難所の閉鎖に協力する。

教育施設の整備

- 応急住宅の場所により、従来の学校への登校が難しい場合は、教育委員会へ相談する。

説明会・意向調査

- 市民は自宅の再建等の支援制度等に関する説明会に参加し、制度等を正しく理解する。
- 市民は、自宅の再建や復興公営住宅の入居希望等を把握するための意向調査に協力する。

地域等のうごき

- 自主防災会は、施設管理者等と協力して、避難者の受付など、避難所を運営する。
- 避難所へ避難した市民は、避難所の運営に協力する。
- 市街地の復興プロセスの同項目参照（P69）。
- 自主防災会は、罹災証明書の申請場所や申請方法等について、地域住民の周知に協力する。
- 町内会・区や自主防災会は、地域住民に対し、行政が実施する意向調査への協力を呼びかける。
- 町内会・区や自主防災会は、応急修理の相談窓口の設置について、地域住民の周知に協力する。
- 町内会・区や自主防災会は、仮設住宅の入居要件や相談窓口の設置について、地域住民への周知に協力する。
- 町内会・区やまちづくり協議会、PTA等は、通学路の安全性を確認する。
- 町内会・区や自主防災会は、できる限り地域住民の入居先の把握に努める。
- 町内会・区やまちづくり協議会は、地域コミュニティ維持のためのイベント等を開催する。
- 中間支援組織は、地域コミュニティ維持のためのイベント等の開催を支援する。
- 自主防災会は、避難所閉鎖時期等について、避難者への周知に協力する。
- 復興まちづくり協議会は、教育施設の整備に係る地域住民等への周知に協力する。
- 復興まちづくり協議会や町内会・区は、地域住民に対し、説明会への参加や復興公営住宅入居等の意向調査への協力を呼びかける。

行政のうごき・支援策

- 行政職員を派遣し、施設管理者と協力して避難所を開設する。
- 行政職員を派遣し、避難所の運営を支援する。特に高齢者や障がいのある人等の要配慮者へ十分に配慮する。
- 市街地の復興プロセスの同項目参照（P69）。
- 各防災地区班に対する被害認定調査（1次調査）の説明会を実施する。
- 被害調査の結果から、自宅が被災した市民に対し、罹災証明書を発行する。
- 仮設住宅の種類や入居条件等、応急修理等の申請方法等について、広報機関と連携し、冊子等の広報媒体により周知する。
- 仮設住宅やその種類（建設型・賃貸型）別の必要戸数等を把握するための意向調査を実施する。
- 応急修理のための相談窓口を設置する。
- 応急修理が必要な世帯に、修理業者を斡旋する。
- 仮設住宅に関する相談窓口を設置する。
- 意向調査の結果を踏まえ、仮設住宅の建設型及び賃貸型の必要戸数を確保する。
- 避難所としての校舎の使用状況や被害状況等を考慮し、仮設校舎の建設や代替施設を確保するなどして、可能な限りの授業を再開する。
- 児童生徒に対し、不足している学用品を提供する。
- 地域コミュニティや要配慮者等を考慮した入居方式を導入する。
- 入居者のための説明会等を開催する。
- 仮設住宅の供給が間に合わず、民間の賃貸住宅等に入居した市民に対しての支援を検討する。
- 仮設住宅の整備状況や避難者数等を考慮し、施設管理者と相談して、避難所を閉鎖する。
- 避難所の閉鎖時期等について、避難者へ周知する。
- 施設の被害状況や児童・生徒数を踏まえ、本格的な授業の再開のため、教育施設を整備する。
- 復興公営住宅入居や自宅の再建支援制度等に係る説明会等を開催する。
- 復興公営住宅の必要戸数や自宅の再建支援策を検討するための意向調査を実施する。

市民・事業者のうごき	
復興始動期 本格復興期	<復興公営住宅が必要な場合> 復興公営住宅の整備 ●市民は、復興公営住宅等の入居に関し不明な点がある場合は、相談窓口を利用する。
	自宅の再建 ●市民は、自宅の再建計画（資金・時期）を検討する。 ●市民は、自宅の再建に係る行政からの支援策（被災者生活再建支援制度）を活用する。 ●市民は、自宅の再建等に関し、不明な点がある場合は相談窓口を利用する。
	<復興公営住宅へ入居する場合> 復興公営住宅への入居・説明会 ●自宅が被災し、復興公営住宅への入居を希望する市民は、希望先の復興公営住宅への入居を申請する。 ※希望先の復興公営住宅へ必ず入居できるわけではない。 ●復興公営住宅の入居先が決まった市民は、市が開催する入居者説明会等に参加する。 ●復興公営住宅の入居者は、地域行事に積極的に参加する。
	仮設住宅の撤去 ●仮設住宅の入居者は、仮設住宅撤去の時期を把握し、復興公営住宅や民間賃貸住宅に入居するなど、仮設住宅の撤去に協力する。

罹災証明書とは

市職員等が現地調査等による被害調査で確認した家屋などの被害状況を証明するものです。被害程度としては、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、流失、床上浸水、床下浸水等があります。

罹災証明書は、仮設住宅・復興公営住宅への入居や応急修理、各種補助金等に必要となるほか、地震保険等の保険金の支払請求時にも必要となります。

第2号様式（第4条関係）

罹 災 証 明 書

住 所： _____

申請者 氏 名： _____ 姓 _____

電 話： _____

下記のとおり災害にあったことを証明します。

・ 被災場所 富山市 _____

・ 種 別 住宅 ・ 非住宅（店舗・倉庫・工場） ・ その他（ _____ ）

・ 被害の区別 住宅 ・ 貸家 _____

・ 被災年月日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

・ 被害の状況 _____

・ 居住者数 被災者数 _____

上記のとおり間違いありません。

住 所： 富山市東田町1丁目100番地

確認者 職 名： 財政部富山税務所長

氏 名： _____

電 話： 0943-93-2344

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

（あて先）富山市長

（署名欄）

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日、この「災害発生報告」により被災したことを証明する。

（被害の程度） 全壊 流失 大規模半壊 半壊 一部損壊 床上浸水 床下浸水

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

富山市長 小長澤 義正

地域等のうごき

- 復興まちづくり協議会は、意向調査では把握しきれない復興公営住宅のニーズ等について、地域住民の意向を把握し、行政に報告する。
- 中間支援組織は、復興公営住宅のニーズの把握について、復興まちづくり協議会を支援する。
- 復興まちづくり協議会は、自宅の再建について、敷地面積や資金等の問題により個別再建が難しい地域がある場合は、地権者と協力して、建物の共同化等を検討する。
- 復興まちづくり協議会や町内会・区は、自宅の再建に係る支援策や相談窓口の設置について、地域住民への周知に協力する。
- 復興まちづくり協議会や町内会・区は、地域コミュニティ維持のためのイベント等を開催する。
- 中間支援組織は、地域コミュニティ維持のためのイベント等の開催を支援する。
- 復興まちづくり協議会や町内会・区は、仮設住宅の撤去時期等について、入居者への周知に協力する。

行政のうごき・支援策

- 意向調査の結果や復興まちづくり協議会の報告等を踏まえ、復興公営住宅の必要戸数を確保する。
- 復興公営住宅に関する相談窓口を設置する。
- 被災者に対する住宅再建支援金制度の説明等を実施する。
- 半壊以上の自宅を再建（新築・修繕等）する場合は一部費用を助成する。
- 建物の共同化に対して、支援を検討する。
- 自宅の再建に係る相談窓口を設置する。
- 地域コミュニティや要配慮者等を考慮した入居方式を導入する。
- 入居者のための説明会等を開催する。
- 復興公営住宅の整備状況等を踏まえ、仮設住宅を撤去する。
- 仮設住宅の撤去時期について、入居者へ周知する。

仮設住宅の種類について

①建設型応急住宅

震災後、公共空地等に新たに建設するプレハブ住宅のことで、平屋の長屋タイプの建物が一般的です。

②賃貸型応急住宅

既存の民間賃貸住宅等の空き部屋を行政が借り上げ、仮設住宅として市民に提供する形の仮設住宅のことです。

③みなし仮設住宅

震災後、被災者自身が賃貸住宅を確保し、仮の住まいとして入居した場合、その賃貸住宅を仮設住宅とみなすことです。仮設住宅入居条件にあてはまれば家賃が補助されます。東日本大震災の際、仮設住宅の建設を待てない多くの被災者が自ら応急住宅を確保する状況が発生し、家賃補助の支援が実施されることとなりました。



仮設住宅（建設型）の例（大船渡市）

3)医療・保健・福祉の復興プロセス

		市民・事業者のうごき
発災 緊急対応期	被害確認	●事業者は、施設の被害状況を確認し、地区まちづくりセンターへ報告する。
	福祉避難所の設置	●福祉避難所として協定を結んでいる事業者は、市から開設の依頼があった場合は、行政と連携して、福祉避難所を開設・運営する。
	巡回訪問等の実施	●市民は、避難生活の中でも規則正しい生活を送ることができるように努める。 ●市民は、体調不良を感じたら避難所の担当者に申し出る。 ●市民は、自分の体調、体質にあった食品を選択できない状況にあるときには、避難所の担当者に申し出る。 ●事業者は、被災によりサービスを受けられない利用者の健康維持のため、必要に応じて巡回訪問等を実施する。
	応急修理	●施設が被災した事業者のうち、修理により事業の継続が可能な事業者は、行政の支援等を活用し、施設の修理を実施する。 ●応急修理等について不明な点等がある場合は、相談窓口を利用する。
	仮設施設の確保	●施設が被災した事業者は、仮設施設の設置場所や利用可能な代替施設を検討する。 ●施設が被災した事業者は、行政の支援等を活用し、仮設施設を確保する。
	サービスの一部再開	●事業者は、サービスの再開時期について、行政に報告するとともに、施設利用者へ周知する。
応急復旧期 復興始動期 本格復興期	福祉避難所の閉鎖	●福祉避難所を運営する事業者は、行政と連携して、福祉避難所の閉鎖に協力する。
	施設の再建	●事業者は、施設の再建計画（資金・時期等）を検討し、不明な点等がある場合は、相談窓口を利用する。 ●施設が被災した事業者は、行政の支援等を活用し、施設を再建する。
	通常業務の再開	●事業者は、通常業務の再開について、行政に報告するとともに、施設利用者へ周知する。
	仮設施設の撤去	●仮設施設を設置した事業者は、施設の再建が完了後、速やかに仮設施設を撤去する。

行政のうごき・支援策

- 施設の応急危険度判定調査を実施し、余震等に対する安全性を判定する。
- 事業者からの報告を基に、特に被害が大きかった施設等から順に被害調査を実施する。
- 福祉避難所を開設する必要がある場合は、施設の被害状況を確認し福祉避難所（指定施設）を開設・運営する。さらに必要がある時は、事業者に福祉避難所（協定施設）の開設を依頼する。
- 避難所等において、避難者の健康維持のために、巡回健康相談を実施する。
- 施設が被災した事業者に対して、応急的な施設の修理についての支援を検討する。
- 応急修理に関する相談窓口を設置する。
- 施設が被災した事業者に対し、仮設施設の整備についての支援を検討する。
- 仮設施設の確保に関する相談窓口を設置する。
- サービスの提供状況について、市民へ周知する。
- 仮設住宅の整備状況やサービスの再開状況を踏まえ、事業者と連携するなどして、福祉避難所を閉鎖する。
- 施設が被災した事業者に対し、施設再建のための支援を検討する。
- 施設の再建に関する相談窓口を設置する。
- 通常どおりのサービス提供が可能となった施設を市民に周知する。
- 施設が被災した事業者に対し、仮設施設撤去のための支援を検討する。

4)商業・工業の復興プロセス

事業者のうごき	
発災 緊急対応期	被害確認
	意向調査
	応急修理
	仮設店舗・事業所等の確保
応急復旧期	仮営業（操業）の開始
	雇用の確保
復興始動期	店舗・事業所等の再建
	本格営業（操業）の再開
	仮設店舗・事業所等の撤去
本格復興期	

行政のうごき・支援策

- 事業者からの報告を基に、特に被害が大きかった施設等から順に被害調査を実施する。
- 仮設店舗・事業所等の必要戸数等を把握するため、意向調査を実施する。
- 各種支援制度等について、広報機関と連携し、冊子等の広報媒体により周知する。
- 施設が被災した事業者に対して、応急的な店舗・事業所等の修理についての支援を検討する。
- 応急修理に関する相談窓口を設置する。
- 仮設店舗・事業所等の建設を予定している事業者に対し、立地可能な場所の情報提供等を行う。
- 施設が被災した事業者に対し、仮設店舗・事業所等の整備のための支援を検討する。
- 業務再開のための設備等の確保について、支援を検討する。
- 仮設施設の確保に関する相談窓口を設置する。
- 仮営業（操業）再開のための支援を検討する。
- 事業者等との協働により、合同就職相談会等を開催する。
- 合同就職相談会等の開催場所の提供や、市民への情報提供を実施する。
- 雇用に関する市民・事業者のための相談窓口を設置する。
- 復興まちづくり協議会と連携し、復興まちづくり計画について、事業者への説明会を開催する。
- 施設が被災した事業者に対し、店舗・事業所等の再建のための支援を検討する。
- 業務再開のための設備等の確保についての支援を検討する。
- 店舗・事業所等の再建に関する相談窓口を設置する。
- 事業者の本格営業（操業）等の再開について、状況把握に努めるとともに、支援を検討する。
- 施設が被災し、仮設店舗・事業所等を設置した事業者に対し、撤去のための支援を検討する。

5) 農林漁業の復興プロセス

事業者のうごき	
発災 緊急対応期	被害確認
	農林漁業施設の 応急復旧
	意向調査
	機材等の 確保
応急復旧期	<自力再建が困難な事業者> 事業の共同化の 検討
	一部操業再開
	<自力再建が困難な事業者> 事業の共同化
復興始動期	従事者の確保
	農林漁業施設の 整備
	本格的な 操業の再開

行政のうごき・支援策

- 事業者からの報告等を基に、被害が大きかった施設や重要性の高い施設等から順に被害調査を実施する。
- 被害の状況や重要性の高い施設等から、応急復旧業務を実施する。
- 必要な支援策や今後の継続意向等を把握するため、従事者に対し、意向調査を実施する。
- 各種支援制度等について、広報機関と連携し、冊子等の広報媒体により周知する。
- 被害状況等に応じて、機材の確保のための支援を検討する。
- 機材確保に関する相談窓口を設置する。
- 行政職員を派遣し、事業の共同化に向けた検討組織の設置や運営を支援する。
- 検討組織の活動場所や説明会の会場等を提供する。
- 事業の共同化に関する相談窓口を設置する。
- 風評被害対策の支援を検討するとともに、消費地等への情報提供を実施する。
- 事業の共同化に係る施設の整備等への支援を検討する。
- 事業者等との協働により、合同就職相談会等を開催する。
- 合同就職相談会等の開催場所の提供や、市民への情報提供を実施する。
- 雇用に関する市民・従事者のための相談窓口を設置する。
- 被災した農林漁業施設の整備及び再編を検討する。
- 行政が管理する施設のうち重要性の高い施設について、優先的に整備を実施する。
- 事業者が所有する農林漁業施設整備のための支援を検討する。
- 操業再開に向けた支援を検討する。
- 操業再開に関する相談窓口を設置する。

4 復興まちづくりの体制

(1) 自助・共助・公助

1) 自助・共助・公助の復興活動

被災した際には、自らのくらしの再建は被災者自身が行うこと（自助）が原則です。しかし、復興の過程の中で、個人や家庭ではできないことについては、地域の力（共助）や、行政の支援（公助）を借りて、復興を進めていきます。

自助・共助・公助とは

自助：自ら（家族）の命は自ら守ること、または備えること

⇒被災した自宅及び周辺の片づけ、改修、建替え等

共助：互いに助け合って地域を守ること、または備えること

⇒地域内の片づけ、まちの復興の計画づくり等

公助：行政による救助活動など、公的支援のこと

⇒道路等の都市基盤の整備、各種補助・支援等

2) 自助・共助・公助の担い手

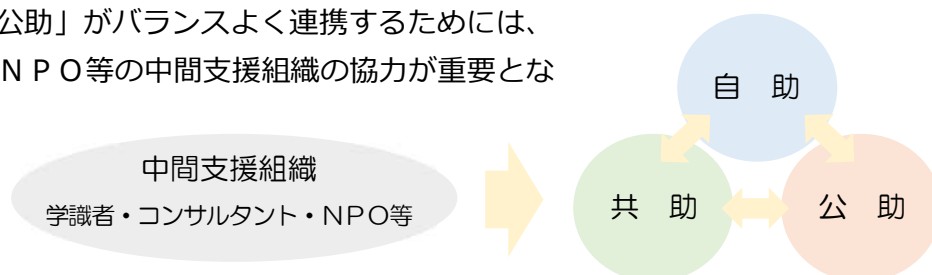
自助・共助・公助において想定される担い手は以下のとおりです。

自助	市民、事業者
共助	市民、事業者、町内会・区、自主防災会、まちづくり協議会等
公助	国、県、市等の行政機関（自衛隊や消防、警察等を含む）

3) 自助・共助・公助の連携

復興まちづくりを着実に進めていくためには、自宅の再建など被災者自身が行動する「自助」の取組、地域の結びつきを活かした「共助」の取組、「自助」「共助」を支援する「公助」の取組がバランスよく連携することが重要となります。

また、「自助」「共助」「公助」がバランスよく連携するためには、学識者やコンサルタント、NPO等の中間支援組織の協力が重要となります。



中間支援組織とは

住民と行政をつなぐ組織であり、被災地のニーズと支援がマッチするよう、学識者やコンサルタント、NPO等が中心となり、住民と行政間の連絡・調整を行います。

(2)協働による復興まちづくり体制

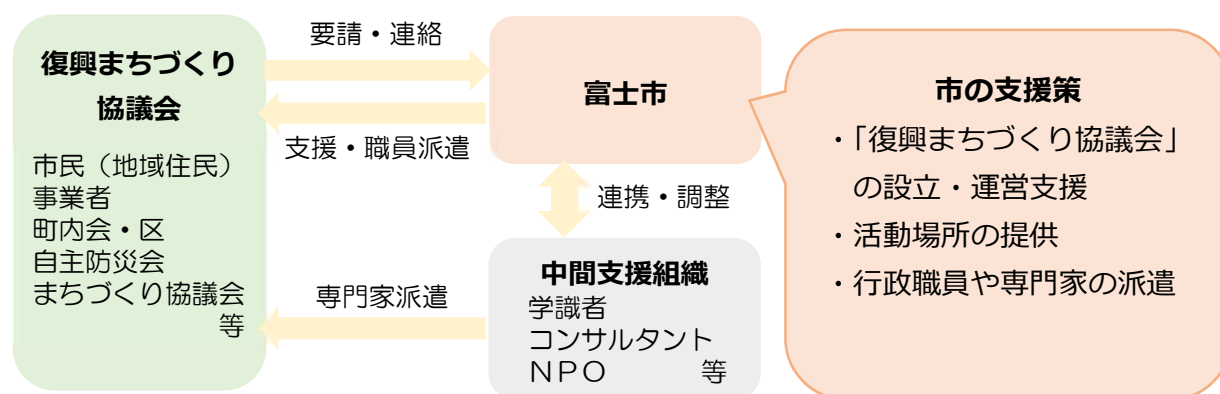
被災した地域が迅速かつ着実に復興するため、ここでは市民・事業者・行政及び中間支援組織等の協働による復興まちづくりの体制づくりや活動内容等について示します。

1)復興まちづくりの体制づくり

建物の倒壊や道路等の被害が面的に発生した地域では、復興後、同じ被害を発生させないためにも、地域が一体となった復興まちづくりを進める必要があります。

そのためには、地域住民の復興への意欲と合意形成が不可欠であり、「復興まちづくり協議会」等の地域の復興まちづくりの方針等を検討するための組織が重要となります。

なお、組織の設立や運営については、地域住民等が主体となりますが、地域住民だけでは困難であることが想定されるため、行政が支援するとともに、コンサルタントや学識者等をはじめとする中間支援組織の参画が必要となります。



2)復興地区区分に応じた復興まちづくり組織の設立支援

復興地区区分のうち、特に「復興重点地区」では地域住民と行政が一体となり、早期に整備を推進するため、「復興まちづくり協議会」等の復興まちづくり組織が必要であり、地域住民の発意がない場合でも、行政が積極的に復興まちづくり組織の設立を推進します。

一方、「復興推進地区」や「復興促進地区」は、一体的なまちづくりは必要ですが、あくまで地域が主体となってまちづくりを進めていく地区であるため、地域住民等による発意があった場合について、行政は設立等の支援を行います。

地区区分	復興まちづくり組織の設立に係る行政の関与
復興重点地区	地域住民等の発意がない場合でも、行政が積極的に設立を推進する
復興推進地区	地域住民等の発意があった場合について、設立を支援する
復興促進地区	

3)復興まちづくり組織(案)

地域が主体となった復興まちづくり体制としては、発災後に地域の復興まちづくりの方針等を検討する「復興まちづくり協議会」と、その準備組織として委員の募集や規約案等を検討する「復興まちづくり準備会」が考えられます。

●復興まちづくり準備会

地域住民が中心となり「復興まちづくり協議会」の準備組織である「復興まちづくり準備会」を組織し、「復興まちづくり協議会」の規約案の検討や委員の募集等を行います。

設置時期（目安）	発災前～発災後概ね4ヶ月
主な活動場所	地区まちづくりセンター、学校の空き教室、公会堂等
構成メンバー	地域住民、地域の事業者、町内会・区、自主防災会 まちづくり協議会等
活動内容	「復興まちづくり協議会」の委員募集 「復興まちづくり協議会」の規約案の検討 復興まちづくりに対する地域住民の意識向上

●復興まちづくり協議会

「復興まちづくり準備会」の会員や被災住民が中心となり、地域の復興まちづくりを推進する「復興まちづくり協議会」を設置し、地域住民の意向把握や情報提供、復興まちづくり案の作成等を行います。

設置時期（目安）	発災後概ね4ヶ月～
主な活動場所	地区まちづくりセンター、学校の空き教室、公会堂等
構成メンバー	復興まちづくり準備会委員 被災した地域住民や土地所有者、地域の事業者、中間支援組織等
活動内容	地域住民への情報提供 地域住民の生活再建等の意向把握 復興まちづくりの範囲の設定 復興まちづくり案の作成・周知・合意形成 行政に対する復興まちづくりの提案

4)既存のまちづくり組織等の活用

「復興まちづくり協議会」等の設立には、既存の組織等を活用することが考えられます。本市では自主防災活動が活発なことから次の組織の活用が考えられます。

●自主防災会

本市は、令和6（2024）年12月現在において、388の自治会に対し、390の自主防災会が組織されており、災害が発生した際には、救助活動や避難状況の把握、炊き出し等の自主防災活動を実施します。

●地区防災会議

各地区における防災対策の情報共有や意見交換の場として、地域が主体となって地区防災会議が開催されています。会議の委員は、町内会・区長や自主防災会長のほか、各種団体の代表者や避難所の管理者、市職員等で構成され、地域の防災力の向上に努めています。

5)復興まちづくり組織が出来ない場合

地域住民で復興への考え方が共有できない等の理由により、地域が主体となった復興まちづくり体制が出来ない場合は、行政主導や被災者個人による復興を進めることとなります。行政主導の復興となると、住民の合意形成に非常に時間を要し、「復興まちづくり協議会」が設置されている地域と比べ、復興が遅くなることが危惧されます。

また、個人への各種復興支援だけでは、地域として一体感のある復興まちづくりの推進が困難となる場合があります。

復興まちづくり協議会の活動事例

石巻市 北上まちづくり委員会	
設立経緯	復興まちづくりにおいて、地域の均衡ある発展及び活性化を図るため、市民と行政との連携により設立された。
構成メンバー	各集落の行政区長、商工会、漁協、農協などの地域団体代表、公募市民
主な検討内容	北上地域まちづくり委員会の開催 ・北上地域における復興の在り方について ・北上町集落調査報告、集落構想マップ、北上かわらばんの発行 など
	北上地域まちづくり委員会分科会の開催 ・若い人を中心に北上の仕事づくりを考える等



5 復興まちづくりの推進に向けて

(1)復興まちづくりに係る平常時の主な取組

市民・事業者・行政が平常時から復興まちづくりを考えておくことで、発災後の復興まちづくりを迅速かつ着実に進めることが可能となります。そのため、平常時より復興まちづくり訓練や講座等を実施し、市民や事業者、更には行政職員がそれぞれの立場で意識の向上に努めることが重要です。

市 民	・ 発災時における避難行動等（避難先や連絡方法等）を家族で話し合う。 ・ 防災訓練や自主防災会活動へ参加する。 ・ 自宅周辺の災害リスク（震度・液状化危険度等）を防災マップ等で確認する。 ・ いざというときに迷いなく適切な行動をとれるよう、避難計画（マイ・タイムライン）を作成する。 ・ 復興まちづくり訓練や講座に参加し、復興まちづくりの進め方等を知る。
事業者	・ 従業員の安否確認・参集の方法を定め、周知する。 ・ B C P（事業継続計画）を策定し、取引先や従業員に周知する。 ・ 防災訓練を実施し、防災体制を整える。
地 域	・ 自主防災会は、自主防災活動、防災訓練を積極的に実施する。 ・ 自主防災会は、地域の関係団体及び行政と協力し、復興まちづくり訓練を実施する。 ・ まちづくり協議会は、地区防災会議を実施し地域の防災力を向上させる。
行 政	・ 復興まちづくり訓練や復興まちづくり講座を実施し、復興まちづくりの体制や進め方等について市民と共有する。 ・ 災害図上訓練（D I G）を実施し、地域の災害リスクや課題を市民と共有する。 ・ 防災マップの作成・配布・更新を行い、避難場所や災害リスク等について周知する。 ・ 富士市立地適正化計画に位置付けた防災・減災まちづくりに資する取組を展開する。 ・ 事前都市復興計画の作成・見直し・公表を行い、復興まちづくりの方針や進め方等を周知する。
中間支援組織	・ 復興まちづくり訓練の実施を支援する。

(2)地域協働の取組

発災後の円滑な復興を進めるためには、復興まちづくりに対する理解を深め、関係者が共有すべき内容を事前に把握しておくことが重要です。そのため、復興まちづくりに向けた協力関係を事前に構築するとともに、復興の進め方等を関係者間で共有するため、市民・事業者・行政等の協働により、各種訓練等を実施します。

1)復興まちづくり訓練

復興まちづくり訓練とは、「自分達のまちが被災したら、どのような被害が発生し、復興をどう進めるか」について、発災前から市民・事業者・行政が協働で考える取組の一つで、災害を想定して復興を模擬体験する訓練です。

通常の防災訓練とは異なり、被災体験者による講演やグループワーク等を通じて、復興まちづくりの進め方等を検討します。

●訓練の一般的な流れ

第1回	ガイダンス	学識者等の講話を聞いて、自宅の復興を考える
第2回	タウンウォッチング	まちを歩いて被害をイメージする
第3回	グループワーク	被災後の住まいや生活を確保する
第4回	グループワーク	復興まちづくり計画（案）※を考える
第5回	報告会	訓練で検討した内容等を地域住民へ周知する

復興まちづくり計画（案）とは

地域の特性や想定される被災状況から、地域における復興まちづくりの進め方や体制等について示したもの。発災後は、実際の被災状況を踏まえ、地域の復興まちづくりのベースとして活用する。

●訓練の実施について

復興まちづくり訓練は、地域が主体となり取り組みますが、訓練の実施に当たっては、専門家の派遣や資料の作成など、行政が積極的に支援します。

行政の支援策

- ・ 専門家やコーディネーター、行政職員の派遣
- ・ 資料の作成支援
- ・ 訓練場所の提供 など

●訓練成果の周知について

復興まちづくり訓練において作成した「復興まちづくり計画（案）」等を、町内会・区の会合や回覧等で周知し、地区内にて復興方針等の共有を図ります。

また、地域のまちの整備が進み被災イメージが変わったなど、計画の内容が現状にそぐわない場合や、再度復興まちづくり訓練を実施した際には、計画内容の修正を行います。

2)復興まちづくり講座

復興まちづくりの進め方や市民・事業者・行政の役割等について、市民等に正しく理解してもらうため、防災講座や各種会合と併せて、本計画の内容等についての復興まちづくり講座を実施します。

3)災害図上訓練(DIG)

みんなで地図を囲み、地域の情報を書き落とすことで、普段気づかない自分の地域の災害に対する“弱み”や“強み”を再確認し、減災のために家庭や地域で事前にできること（やるべきこと）を話し合います。

◆家庭・地域での災害への備え

（１）防災訓練への参加

９月１日の防災の日や １２月第一日曜日の地域防災の日には、市内各地域において防災訓練が実施されています。万が一災害が発生した際に、家庭内はもちろん、地域の中でどのように行動するのか訓練しておくことが重要です。

- ・ ９月１日（防災の日） 総合防災訓練
- ・ １２月第一日曜日 地域防災訓練



（２）地域の復興まちづくりについて

本編では、本市全体に係る復興まちづくりの方針等を示していますが、復興まちづくりを迅速かつ着実に進めていくためには、本編を踏まえ、被害状況や地域特性に応じ、各地域の復興まちづくりの目標や方針等が必要となります。

地域の復興まちづくりの推進には、地域住民の参画が不可欠であり、復興まちづくり訓練等を通じて、市民・事業者・行政、更には専門家等と連携を図ることが重要となります。

« これまでの取組 »

- ・ 平成 27(2015)年度：富士駅北口周辺地区
- ・ 平成 28(2016)年度：元吉原地区
- ・ 平成 29(2017)年度：田子浦地区
- ・ 平成 30(2018)年度～令和元(2019)年度：吉原本町駅周辺地区
- ・ 令和 3(2021)年度～令和 4(2022)年度：須津駅周辺地区
- ・ 令和 5(2023)年度～令和 6(2024)年度：広見商店街周辺地区



広見商店街周辺地区復興まちづくり訓練
(令和 5 年～ 6 年)

(3)行政内の取組

本市では、災害への事前準備、発災時のうごきの周知等のため、本計画の策定・公表、防災マップの作成・配布等のほか、行政内部の横断的な連携を高めるために、全庁的な訓練を実施します。

これらの取組を通じて、行政職員の復興まちづくりに向けた意識啓発や情報共有、連絡体制の構築を図るとともに、行政の取組についての手順等を確認し、発災後の円滑な支援に備えます。

1)庁内訓練

本計画の策定に伴い作成した行動マニュアルを活用し、庁内訓練を実施します。行動マニュアルを確認しながら訓練を実施することで、発災後の行政支援に対する関係職員の役割を明確にするとともに、横断的な行政のうごき方を共有します。

2)行動マニュアルの再整備

訓練を通じて、行動マニュアルの問題点等が明らかになった場合、訓練後に問題点等を整理し、見直しを行います。

(4)事前都市復興計画の見直しの考え方

「復興まちづくり訓練」や「庁内訓練」の成果、社会経済情勢の変化、「都市計画マスタープラン」や「立地適正化計画」の改定、被害想定の変更等があった場合は、適宜計画の見直しを行います。

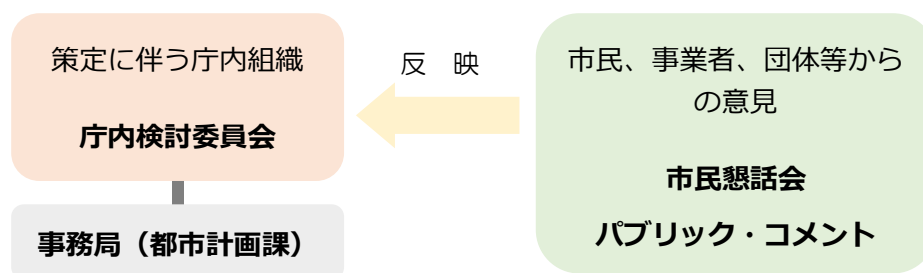
IV 參考資料

1 策定の体制

(1) 策定体制の概要

本計画の策定に当たっては、事務局である都市計画課が作業全般を行い、庁内の関係課で組織する庁内検討委員会と、商工会議所や建築士会等の市内組織の代表、市民公募の市民代表、学識者で組織する市民懇話会で検討を行うとともに、市民意見を計画に反映させるためパブリック・コメントを実施しました。

【策定体制図】



(2) 庁内検討委員会

庁内検討委員会は、市の関係課によって組織し、本計画全体について検討・協議を行うとともに、各課が所管する関連計画との調整・確認等を行いました。

No.	部・室	課	担当
1	危機管理室	防災危機管理課	危機管理担当
2			防災対策担当
3	総務部	企画課	
4	市民部	まちづくり課	コミュニティ活動推進担当
5	福祉部	福祉総務課	地域共生担当
6	こども未来部	こども未来課	
7	保健部	保健医療課	
8	環境部	廃棄物対策課	廃棄物対策担当
9	産業交流部	産業政策課	C N F・産業戦略担当
10		商業労政課	商業・サービス担当
11		農政課	土地改良担当
12	上下水道部	上下水道経営課	企画総務担当
13	建設部	建設総務課	建設政策担当
14	教育委員会	教育総務課	施設担当
15	消防本部	予防課	予防担当
16	都市整備部	建築土地対策課	建築安全推進担当
17		市街地整備課	まちなか整備担当
18		住宅政策課	住まい政策担当

2 策定の経過

		会議名称	内容
令和6年	7月10日～31日	庁内書面ヒアリング調査 (対象 34 課)	・計画への取組状況について
	8月23日	都市計画審議会	・富士市事前都市復興計画の改定について
	9月5日	第1回庁内検討委員会	・石巻市の復興状況について ・富士市事前都市復興計画（ビジョン編）について
	9月27日	第1回市民懇話会	・事前復興の必要性について ・富士市の「事前復興」の取組 ・近年発生した大規模災害からの教訓 ・計画改定のポイントと概要について
	11月12日～26日	庁内書面ヒアリング調査 (対象 38 課)	・復興プロセス編の確認について
	12月12日	第2回庁内検討委員会	・パブリックコメント（案）について
	12月23日	第2回市民懇話会	・パブリックコメント（案）について
令和7年	2月14日～ 3月14日	パブリックコメント	
	3月下旬	第3回市民懇話会（予定）	・パブリックコメント結果について ・改定計画について
	3月下旬	都市計画審議会（予定）	・改定計画について

3 用語解説

■ア行

AIweb カメラ	リアルタイムで映像や音声を確認でき、AI（人工知能）で分析できるカメラ、システムのこと。 カメラの映像から火災・煙・家屋倒壊を自動で検出し、発生位置と被害状況を表示させるなど、最も重要な発災初動期において、より多くの被害情報を迅速に入手することで、被害の拡大防止が期待されている。
延焼遮断帯	火災延焼を阻止する機能をもつ、幹線道路、公園緑地、鉄道・河川や不燃建築物群等により構築される帯状の不燃空間のこと。
応急危険度判定調査	被災建築物の被害状況を調査し、余震等による危険の程度を判定すること。専門的知見を有する「応急危険度判定員」により、赤（危険）・黄（要注意）・緑（調査済）のステッカーで危険度の表示を行う。

■カ行

Car-SAT	Car-SAT（移動型衛星通信設備）は、移動中のカメラで撮影した映像を通信衛星経由で基地局にリアルタイムで伝送するシステムであり、移動中の車両等から通信衛星を介して統合通信網へ接続された基地局へ映像/音声/位置情報/監視情報を、基地局から移動中の車両等へ音声/制御情報を伝送するもの。
仮設住宅	災害により自宅が被害を受け、居住が難しい被災者に対し、行政が用意する応急住宅のこと。新たに建設する建設型応急住宅のほか、既存の共同住宅を仮設住宅として提供する賃貸型応急住宅がある。P 75 参照。
義務的経費	国や市区町村の歳出の内、支出することが制度として義務づけられている経費のこと。人件費、扶助費（生活困窮者、児童、老人、心身障害者等を援助するために要する経費）、公債費の3つからなる。
旧耐震基準建築物	建築基準法が改正する、昭和 56 年以前に建築された建築物のこと。震度 6 弱以上の地震での倒壊が懸念される。
協働	同じ目的のために、対等の立場で協力して共に働くこと。
緊急輸送路	大規模地震等の災害時に、避難・救助をはじめ、物資の供給等の応急対策活動を実施するため、優先的に交通の確保を行う道路のこと。
建築制限	市街地が災害にあった場合に計画的な都市復興を推進するため、区域を指定し、その区域内における建築物の建築を制限、又は禁止すること。
第一次建築制限	建築基準法第 84 条においては、特定行政庁が、災害が発生した日から最大 2 ヶ月の期間について建築制限が実施できる。
第二次建築制限	被災市街地復興特別措置法第 7 条で、都市計画で定めた被災市街地復興推進地域に対して同じく 2 年の建築制限が実施できる。

コンサルタント	ある特定分野において専門的知識と経験を有し、顧客の相談に対して、指導や助言を行う専門家のこと。
---------	---

■サ行

災害特別融資制度	大雨や地震、津波等による災害の復旧や予防のための施設整備等に充てる資金を、金利などの面で有利な条件で借りられるよう斡旋することにより、災害に強い安全なまちづくりをめざすもの。
SAR 衛星	SAR（合成開口レーダー、Synthetic Aperture Radar）衛星は、電磁波（マイクロ波）を地表に向けて照射し、はね返ってきた電磁波を受信・解析することで、地表の状態を映像化する人工衛星のこと。 一般的な人工衛星と違いカメラで映像を撮影するわけではないため、地表に太陽の光があたっていない夜間や悪天候下でも、24 時間観測が可能。さらに観測対象の材質（人工物か、自然物か、水か）が識別可能で、常に同じ条件で太陽光の影響を受けずに定点観測を続けることが可能なため、対象物の細かな変化をとらえることができる。
市街化区域	都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域と、概ね 10 年以内に優先的かつ計画的な整備・開発により市街化を図るべき区域のこと。
市街化調整区域	都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域のこと。
市街地開発事業	市街地を開発または整備する事業のことで、具体的には都市計画法第 12 条に掲げられた、市街地再開発事業、住宅街区整備事業、土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業、新都市基盤整備事業の 6 種類の事業のこと。
自宅避難	災害が起きた際に、自宅が大きな被害を受けず避難所に行く必要がない場合に、自宅で避難生活を送ること。
生活道路	地域の人々が日常生活で利用する道路で、幹線道路に出るまでの比較的道幅の狭い、交通量の少ない道路のこと。
相互応援協定	協定を締結した自治体において、地震等の大規模な災害が発生し、十分甚大な被害を受けた場合に、被災自治体以外の協定自治体が物資の提供、被災者の救出・救護、職員の派遣等について、相互に応援協力するもの。

■タ行

地域コミュニティ	地域住民が生活している場所で、消費、生産、労働、教育、医療、スポーツ、祭り等に関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会や住民の集団のこと。
----------	--

地区計画	地区の特性にあった良好な住環境や市街地環境を創出するための、都市計画法に規定されているまちづくりルールのこと。道路や公園などの公共施設の配置や規模を定めることができるほか、建築物の用途、高さ、壁面の位置、形態意匠及び敷地面積の最低限度等の用途地域等を補完するきめ細かなルールを定めることができる。
地籍調査	一筆（土地登記簿の一区画）ごとの土地の、所有者・地番・地目・境界を確認し、面積を測量し、正確な地籍図・地籍簿を作る調査。
投資的経費	市の歳出の中で、道路・橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費のこと。普通建設事業費（道路、橋りょう、学校等の建設事業費）、災害復旧事業費、失業対策事業費からなる。
都市基盤	都市のさまざまな活動を支える最も基本となる施設。道路・鉄道等の交通施設、上下水道、電気・ガス等エネルギー関連施設、ゴミ・汚水等処理施設、情報通信施設、公園などが該当する。
都市計画道路	都市計画法に基づいて都市計画決定された道路のこと。隣接する都市とのつながりや、市内の拠点を結ぶ、市内の交通網の骨格となる道路となっている。

■ナ行

南海トラフ	東海沖から九州東方沖にかけて続く水深 4,000m程の海溝のこと。日本列島が位置するプレートにフィリピン海プレートが年間数 cmの割合で沈み込んでいる境界で、これまで 100～200 年単位で繰り返し大地震が発生している。
-------	---

■ハ行

被災者生活再建支援制度	自然災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、支援金を支給し、生活の再建を支援するもの。「被害程度」と「再建方法」に応じて基礎支援金と加算支援金の2つの支援金が支給される。
B C P（事業継続計画）	災害や事故など不測の事態を想定して、事業継続の視点から対応策をまとめたもの。危機発生の際、重要業務への影響を最小限に抑え、仮に中断しても可及的速やかに復旧・再開できるようにあらかじめ策定しておく行動計画のこと。
ファシリテート	グループワーク等の活動、話し合いが円滑に行われるように支援すること。
複合市街地	住宅地と商業・工業がうまく調和した市街地のこと。
福祉避難所	指定避難所で生活が続けることが困難な高齢者や障がい者等の要援護者を二次的に受け入れるために開設する避難所のこと。

復興公営住宅	災害により住宅を全壊した被災者が入居するため、県や市が建設するほか、民間賃貸住宅の借上げなどにより提供する住宅のこと。復興推進計画に定められた期間内は入居者の収入要件が緩和される。
復興事業計画	復興計画に掲げた、市の復興まちづくりの方針に基づき、具体的な取組を示す計画のこと。
復興まちづくり	被災市街地で市街地復興を行うに当たって、地区に関連する被災者や地域住民、事業者等の参加を得て、計画の策定や復興事業の推進を図ること。行政と住民が連携・協働して、物的空間的な「街」の整備と生活や産業など「まち」の構築を総合的に進める行為を総称することが多い。

■ヤ行

用途地域	都市計画法上の地域地区の一つであり、市街地における土地利用の混在を防止するため、建築物の建て方等に関する最低限度の基準を定めた13種類の地域のこと。
要配慮者	災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全に避難するなど一連の行動をとるのに支援を要する人のこと。災害時の情報収集・伝達や、自力での避難、避難所での避難生活が困難な人のこと。

■ラ行

罹災証明書	家屋等の被害状況を証明するもの。P 78 参照。
-------	--------------------------

富士市事前都市復興計画

令和7年4月発行予定

編集・発行 富士市都市計画課



〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目 100 番地

TEL:0545-55-2786

FAX:0545-51-0475

E-Mail:toshikei@div.city.fuji.shizuoka.jp

<http://www.city.fuji.shizuoka.jp/>

富士市行政資料登録番号 ●-●